

(仮称)宜野湾市子ども・子育て支援事業計画  
～素案～

平成27年2月10日  
第6回宜野湾市子ども・子育て会議  
会議資料

宜 野 湾 市  
(株)都市科学政策研究所



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 ----- p1
2. 計画の概要 ----- p3

## 第2章 宜野湾市の子どもと子育て家庭の概況

1. 子どもをめぐる状況 ----- p5
2. アンケート結果の概要 ----- p32
3. 次世代育成支援行動計画（後期）の点検・評価 ----- p53

## 第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 計画の基本理念 ----- p61
2. 計画の基本的考え方 ----- p62
3. 計画の基本目標 ----- p63
4. 施策の体系 ----- p64

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）

1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供 ----- p65
2. 健やかで切れ目のない子どもの成長支援 ----- p74
3. 子育てしやすい社会環境の整備 ----- p78

## 第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定 ----- p85
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 ----- p88
3. 幼児期の教育・保育の事業計画 ----- p93
4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画 ----- p103

## 第6章 計画の推進に向けて

1. 県及び近隣市町村等との連携 ----- p109
2. 関係機関及び庁内等との連携強化 ----- p109
3. 計画の進行管理（PDCA サイクルに基づく計画の進行管理） ----- p109



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の背景と目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が著しく進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子ども達が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきています。加えて、出生率の低下による少子化がもたらす社会構造（人口構成）のアンバランスな状況は、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視されています。

国においては、子ども達の健やかな成長を社会ぐるみで支援するため、「エンゼルプラン」等の少子化対策を次々と打ち出しており、平成15年7月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体、事業主等による次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。

平成19年度には「新待機児童ゼロ作戦（～希望するすべての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～）」が示され、“働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）”、“新たな次世代育成支援の枠組み”の構築を車の両輪として進めていくこととしています。

こうした対策が一定の成果をあげる一方で、待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実等の課題が改めて確認され、平成22年1月に子ども・子育て支援の総合的な施策である「子ども・子育てビジョン」が策定されています。同ビジョンでは、子どもが主人公（チルドレンファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すとしています。同ビジョンに基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システムの基本制度」についての検討がなされ、それを基本とした「子ども・子育て支援法」等関連3法が平成24年8月に成立しました。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

宜野湾市においては、西海岸地区等急速に市街化が進展する中で社会的保育を必要とする児童が増加し、多様な保育ニーズに対応することが課題となり、今日なお大きな課題となっています。そうした中で、平成10年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、また、平成16年度、21年度には、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた取り組みを進めてきました。さらに、この間平成11年度には「宜野湾市待機児童解消計画」にも取り組み、待機児童の早期解消等に力を注いできました。そうした中、「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」が、平成26年度で期間満了となり、新たな計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」が策定されることとなりました。

「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定業務」は、平成27年度からの『子ども・子育て支援新制度』の実施に向け、本市における保育サービス等の現状の把握を行うとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するためのニーズ調査を実施し、当該調査等を踏まえた「量の見込み」の算定及び将来の「教育・保育等の確保方策」を位置づけるものです。

## 参考

### ▼子ども・子育て関連3法の主な内容

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

「子ども・子育て関連3法」

1. 子ども・子育て支援法

2. 認定こども園法の一部を改正する法律\*

※（正式名称）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）\*

※（正式名称）子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### ▼子ども・子育て支援新制度が目指すもの

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、子育てをめぐる現状と課題から、以下の取り組みを進めることになっています。

#### ①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進める。

#### ②保育の量的拡大、教育・保育の質的改善

質を確保しつつ、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により、計画的に待機児童の解消を図る。

#### ③地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、一時的な預かり保育や学童保育等の充実、利用者への分かりやすい情報提供の仕組みづくりなど、子育てに対する多様な支援を実施する

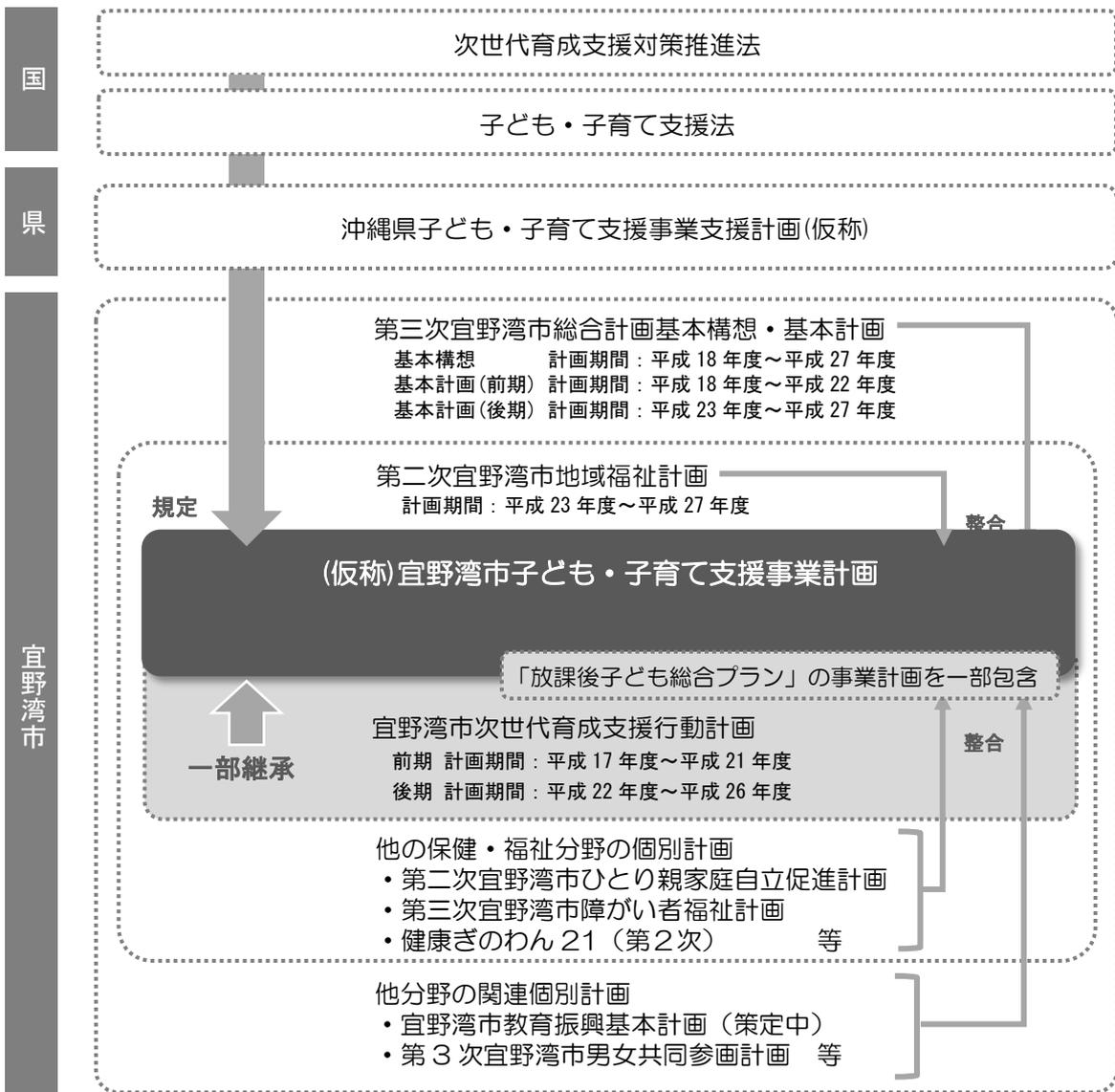
## 2. 計画の概要

### (1) 計画の対象

すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、妊産婦・乳幼児から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

### (2) 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づく「宜野湾市次世代育成支援行動計画」の一部施策を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく施策を位置づけた市町村計画です。更に、本市の最上位計画である「第三次宜野湾市総合計画基本構想・基本計画」をはじめ、「第二次宜野湾市地域福祉計画」、その他、保健・福祉分野の個別計画等との整合を図ることとします。



### (3) 計画期間

子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5か年を計画期間とします。計画の推進にあたっては、適宜、進捗状況の点検・評価に取り組み、計画内容と現状とに乖離が見られる場合等には、中間年度である平成29年度中の見直しを検討します。



## 第2章 宜野湾市の子どもと子育て家庭の概況

### 1. 子どもをめぐる状況

#### (1) 基礎データの整理

##### ①宜野湾市の概況

宜野湾市は、沖縄本島中南部の東シナ海に面し、北は北谷町、東は中城村、北東は北中城、南東は西原町、南は浦添市に面しています。市域の中央部と北部は、米軍基地となっており、その面積は、全市域の約32.4%を占めています。



面積	19.70 キロ平方メートル (平成23年10月1日現在)
人口密度	1 キロ平方メートルあたり 4809.6 人 (平成24年4月末現在)
世帯数	40,171 世帯 (平成24年4月末現在)
人口	94,750 人 (平成24年4月末現在)

##### ②人口の推移

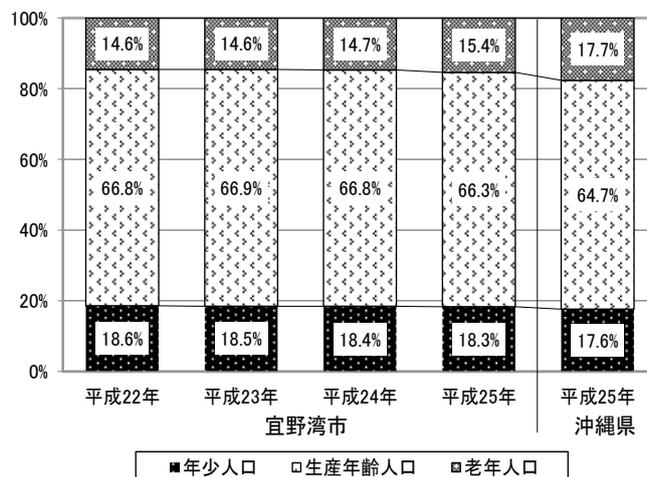
平成25年の総人口は94,062人となり、平成22年からの推移をみると年々と増加しています。

年齢3階層別人口をみると、平成25年は年少人口が18.3%、生産年齢人口が66.3%、老年人口が15.4%となっています。平成22年からの推移をみると、年少人口が減少傾向に老年人口が増加傾向にあることから少子高齢化が進行していることがうかがえます。県平均と比較すると沖縄県より年少人口の割合が高く、老年人口の割合が低い傾向にあり、人口構成が若い状況にあります。

##### ■人口の推移

	宜野湾市				沖縄県
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年
総人口	91,831	92,467	93,751	94,062	1,437,694
総人口の伸び	-	0.69%	1.39%	0.33%	-
年少人口 (0~14歳)	17,071	17,080	17,286	17,249	253,528
生産年齢人口 (15~64歳)	61,382	61,903	62,671	62,337	930,268
老年人口 (65歳以上)	13,378	13,484	13,794	14,476	253,898
年少人口	18.6%	18.5%	18.4%	18.3%	17.6%
生産年齢人口	66.8%	66.9%	66.8%	66.3%	64.7%
老年人口	14.6%	14.6%	14.7%	15.4%	17.7%

「宜野湾市人口統計」市民課(各年3月末日現在)



### ③人口動態

社会動態についてみると、平成25年では-184人の社会減となっていますが、平成21年からの推移をみると増減をくり返しながら推移しています。自然動態については、毎年、出生数が死亡者数を上回り700～800人程度の自然増が続いています。

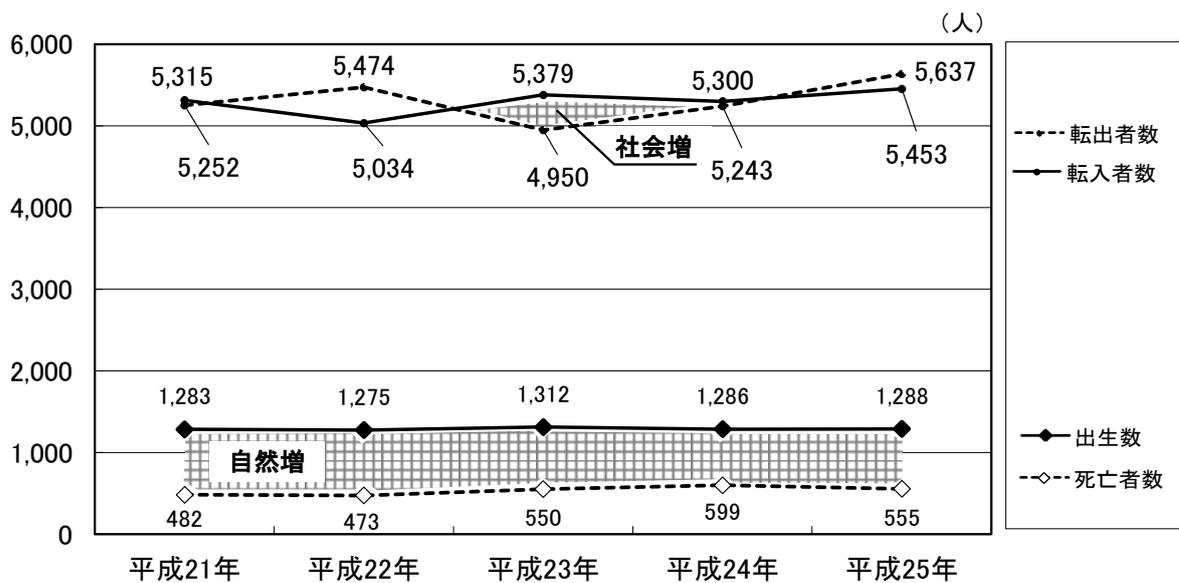
これより本市の人口増は、自然増を要因とするものであることがわかります。

■人口動態 (単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
転入者数	5,315	5,034	5,379	5,300	5,453
転出者数	5,252	5,474	4,950	5,243	5,637
社会増	63	▲440	429	57	▲184
出生数	1,283	1,275	1,312	1,286	1,288
死亡者数	482	473	550	599	555
自然増	801	802	762	687	733
人口増加数	864	362	1,191	744	549

※平成25年は外国人含む

資料：市民課(各年12月末日現在)



資料：市民課(各年12月末日現在)

#### ④出生の動向

宜野湾市の平成25年の出生数は1,282人となっており、平成20年からの推移をみると、平成23年までは増加傾向で推移し、その後は減少から横ばいで推移しています。

合計特殊出生率をみると、宜野湾市は1.85であり、県平均の1.86を下回っています。なお、県内11市と比較すると、8位とやや低い状況にあります。

■ 本島市部における出生数及び合計特殊出生率

	沖縄県	宜野湾市	那覇市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	宮古島市	石垣市
平成20年	16,736	<b>1,165</b>	3,466	1,534	744	690	1,794	843	1,355	324	603	692
平成21年	16,744	<b>1,275</b>	3,362	1,535	730	733	1,759	849	1,363	365	565	656
平成22年	17,098	<b>1,278</b>	3,625	1,509	765	733	1,704	869	1,404	356	558	653
平成23年	16,918	<b>1,312</b>	3,386	1,541	758	723	1,692	834	1,326	363	586	629
平成24年	17,074	<b>1,279</b>	3,510	1,542	731	740	1,750	921	1,324	359	606	584
平成25年	17,209	<b>1,282</b>	3,495	1,445	763	837	1,751	934	1,320	387	559	666
※合計特殊出生率 H20～H24年	1.86	<b>1.85</b>	1.63	1.95	1.89	1.99	1.97	2.03	1.85	1.69	2.27	2.16

資料:「沖縄県人口動態統計」、※合計特殊出生率(H20年～H24年)については「厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計」

### ⑤婚姻・離婚の動向

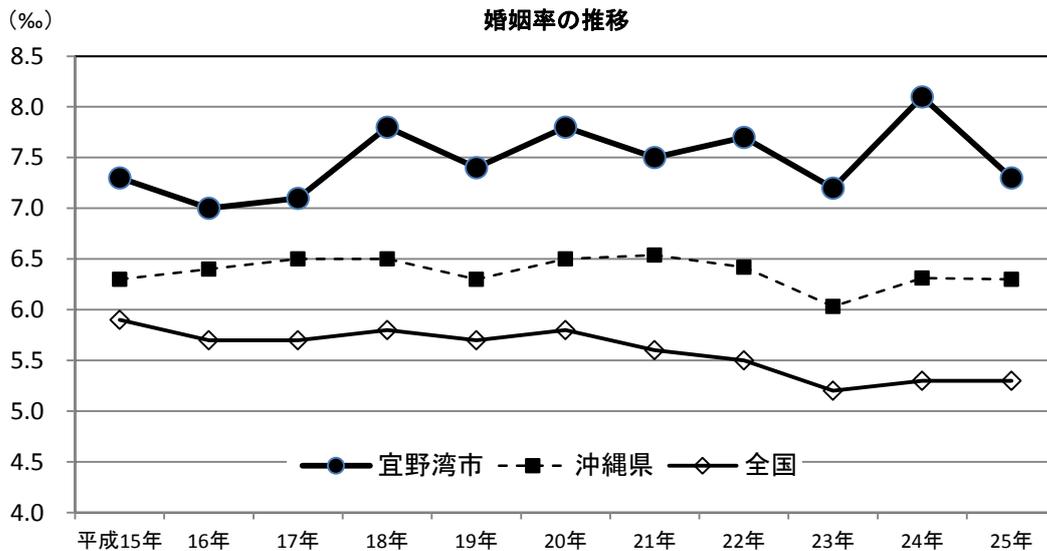
婚姻率をみると、平成25年は7.3%で683件となっています。平成15年からの推移をみると、増減を繰り返しながら横ばいで推移しており、いずれの年も7～8%程度となっています。沖縄県や全国と比較すると、すべての年において高い値を示しています。

離婚率をみると、平成25年は2.96%で276件となっています。平成15年からの推移をみると、平成15年から平成23年にかけては増減を繰り返しながら減少傾向にありますが、平成23年から平成25年にかけては増加傾向にあります。沖縄県や全国と比較すると、いずれの年においても高い値となっており、婚姻率が高い一方で離婚率も高くなっています。

■婚姻率の推移

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
宜野湾市	婚姻率	7.3	7.0	7.1	7.8	7.4	7.8	7.5	7.7	7.2	8.1	7.3
	婚姻件数	643	621	635	698	665	704	689	711	658	747	683
沖縄県	婚姻率	6.3	6.4	6.5	6.5	6.3	6.5	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3
全 国	婚姻率	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3

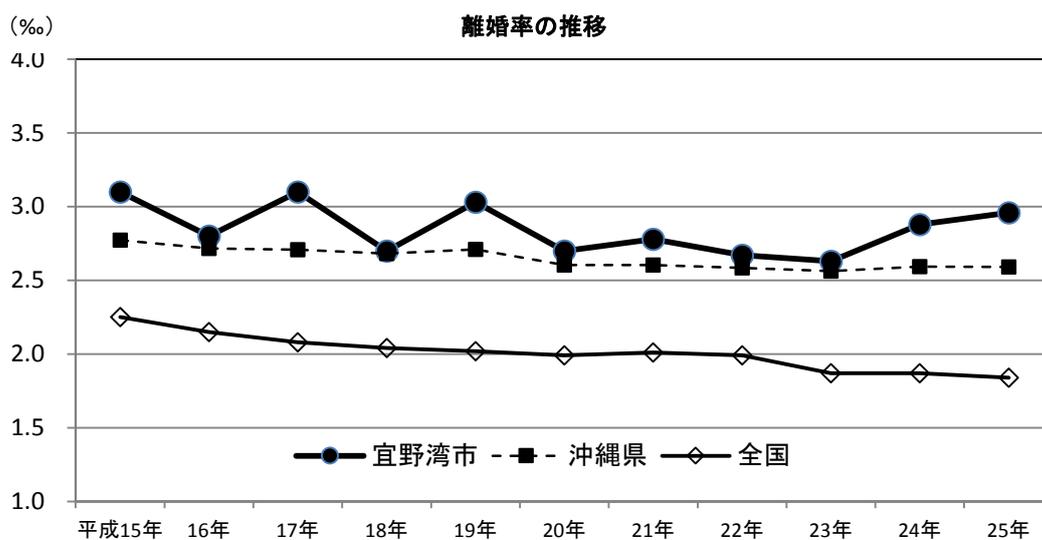
資料：沖縄県人口動態統計



■離婚率の推移

		平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
宜野湾市	離婚率	3.10	2.80	3.10	2.70	3.03	2.70	2.78	2.67	2.63	2.88	2.96
	離婚件数	271	250	273	242	273	241	254	246	242	267	276
沖縄県	離婚率	2.77	2.72	2.71	2.68	2.71	2.60	2.60	2.58	2.56	2.59	2.59
全国	離婚率	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84

資料：沖縄県人口動態統計



## ⑥世帯の様子

平成 22 年国勢調査における一般世帯数は 36,332 世帯であり、そのうち 18 歳未満の親族がいる一般世帯数は 10,779 世帯で 29.7%を占めている。

平成 22 年の家族類型をみると、一般世帯のうち約 57.3%が核家族世帯であり、主に夫婦と子どもから成る世帯となっている。一般世帯に占める核家族世帯の割合については、平成 12 年より平成 22 年は 4 ポイントの増加がみられる。

### ■世帯類型別 一般世帯及び 18 歳未満親族のいる世帯数の推移

	平成12年			平成17年			平成22年		
	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	割合	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	割合	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	割合
総数	31,294	11,288	36.1%	34,705	11,220	32.3%	36,332	10,779	29.7%
A親族世帯	21,846	11,253	51.5%	22,891	11,172	48.8%	23,389	10,648	45.5%
I 核家族世帯	19,184	9,859	51.4%	20,223	9,792	48.4%	20,812	9,349	44.9%
II その他の親族世帯	2,662	1,394	52.4%	2,668	1,380	51.7%	2,577	1,299	50.4%
B非親族世帯	122	-	-	297	-	-	681	103	15.1%
C単独世帯	9,326	35	0.4%	11,517	48	0.4%	12,245	28	0.2%
母子世帯	991	916	92.4%	1115	1060	95.1%			
父子世帯	124	109	87.9%	113	102	90.3%			

## ⑦就労状況等

平成 22 年国勢調査における宜野湾市の就業者総数は 37,349 人であり、総数に占める割合は 50.3%となっている。また、宜野湾市の女性の就業者数は 16,737 人で就業者総数の 44.8%を占め、平成 12 年と比較すると 3.3 ポイント上昇している。

### ■15 歳以上 労働力人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
総数	68,187	72,424	74,292
	100.0%	100.0%	100.0%
就業者総数	35,726	35,645	37,349
総数に占める割合	52.4%	49.2%	50.3%
男性就業者数	20,882	20,189	20,612
男性就業率	58.5%	56.6%	55.2%
女性就業者数	14,844	15,456	16,737
女性就業率	41.5%	43.4%	44.8%
完全失業者総数	3,953	5,115	4,386
総数に占める割合	5.8%	7.1%	5.9%
非労働力人口	26,410	27,334	25,738
総数に占める割合	38.7%	37.7%	34.6%

### ⑧障害者手帳交付状況

障害者手帳の交付状況をみると、この5か年間で身体及び知的ともに増加傾向にあり、平成21年度に比べて平成25年度は身体で527人増、知的は119人増となっています。全体に占める18歳未満の手帳交付状況をみると、身体は3%程度、知的は40%程度となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■障害者手帳交付状況

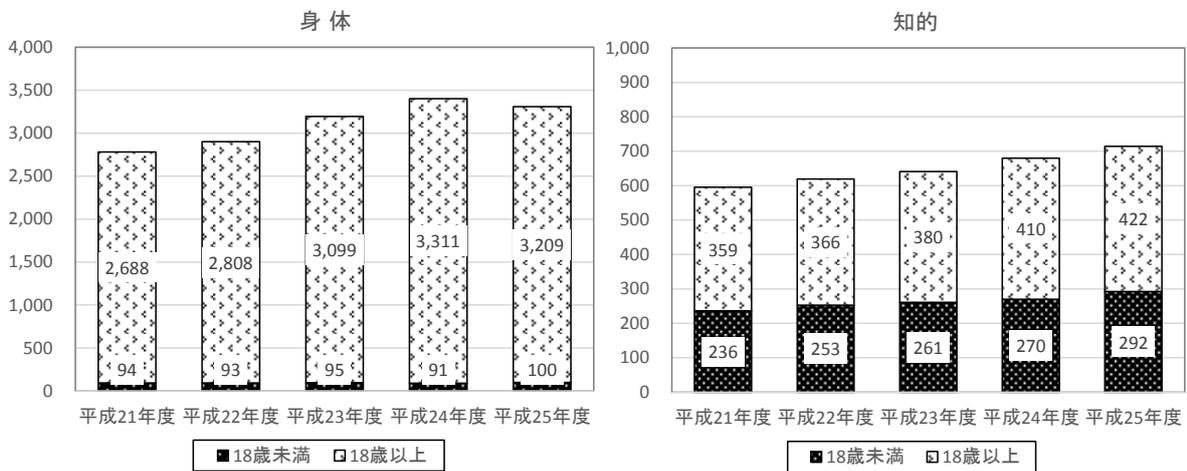
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体	18歳未満	94	93	95	91	100
	(全体に占める割合)	3.4%	3.2%	3.0%	2.7%	3.0%
	18歳以上	2,688	2,808	3,099	3,311	3,209
	合計	2,782	2,901	3,194	3,402	3,309
知的	18歳未満	236	253	261	270	292
	(全体に占める割合)	39.7%	40.9%	40.7%	39.7%	40.9%
	18歳以上	359	366	380	410	422
	合計	595	619	641	680	714
精神	18歳未満	-	-	-	14	9
	18歳以上	-	-	-	936	948
	合計	-	-	-	950	957

身体…身体障害者手帳交付者

資料：平成26年度版宜野湾市福祉保健の概要

知的…療育手帳交付者

精神…精神障害者保健福祉手帳交付者

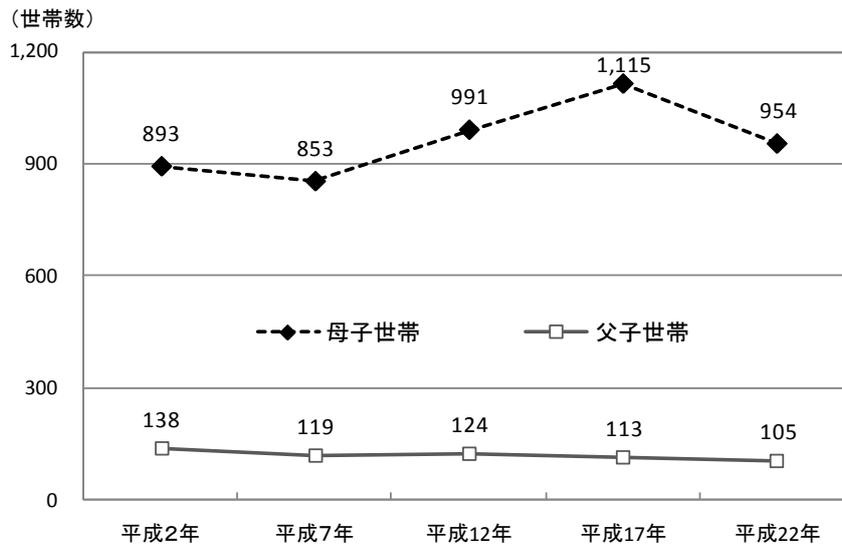


### ◎母子・父子世帯の推移

本市の母子・父子世帯をみると、平成22年の国勢調査では母子世帯が954世帯、父子世帯は105世帯となっています。宜野湾市の一般世帯が36,332世帯（家族類型「不詳」を含む）となっており、そのうち母子世帯は2.3%、父子世帯は0.3%を占めています。

推移をみると、母子世帯は平成7年以降、増加傾向にありましたが、平成22年度は前回調査（平成17年）に比べ減少しています。父子世帯についても減少傾向にあります。

なお、国勢調査の数値は、他の世帯員が同居しているケースは含んでおらず、児童扶養手当の受給者とは定義が異なることに留意する必要があります。



資料：国勢調査

※母子世帯…未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯  
 ※父子世帯…未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

### ⑩児童扶養手当受給者の推移

平成25年度の児童扶養手当受給者は1,728人となっており、母子世帯が約9割、父子世帯が約1割となっています。平成21年度からの推移をみると、年々と増加傾向にあり、平成25年度は平成21年度より289人多くなっています。平成22年8月より父子家庭の父も受給対象者となったことから、平成22年度以降は更に増加しています。

#### ■児童扶養手当支給状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数(人)	1,439	1,584	1,673	1,723	1,728
母子世帯 (養育者世帯含む)	1,439	1,461	1,521	1,559	1,558
	-	92.2%	90.9%	90.5%	90.2%
父子世帯	-	123	152	164	170
	-	7.8%	9.1%	9.5%	9.8%

※父子世帯への児童扶養手当支給が平成22年8月より開始されました。

資料：平成26年度版宜野湾市福祉保健の概要

### ⑪道路網

市域の中央部と北部は米軍基地となっており、その周囲を取り囲むように国道 58 号や国道 330 号、北側は県道宜野湾北中城線 (81 号)、県道 34 号等の道路網が形成されています。



## (2) 幼児期の教育・保育施設等の施設数及び立地状況

### ①保育所（保育園）

平成26年5月現在、認可保育所は26か所（公立3か所、私立23か所）で、定員数は2,255人となっている。

また、平成26年4月現在、認可外保育所は34か所あり、入所児童数は1,445人となっている。

#### ▼普天間中学校区

公立：1箇所 法人：3箇所 認可外：9箇所

普天間小学校区			
公立：1箇所 法人：1箇所 認可外：3箇所			
	No.	施設名	所在地
公立	1	野嵩保育所	野嵩 2-22-12
法人	1	ゆうわ保育園	野嵩 4-22-1
認可外	1	緑ヶ丘保育園	野嵩 2-23-1
	2	若竹保育園	野嵩 3-22-1
	3	みらい保育園	野嵩 1-20-1
普天間第二小学校区			
公立：0箇所 法人：2箇所 認可外：7箇所			
	No.	施設名	所在地
法人	2	しののめ保育園	新城 2-43-1
	3	きゆな保育園	喜友名 1-13-9
認可外	4	インターナショナルキッズスクール	普天間 2-50-2
	5	ひかり保育園	新城 1-14-2 1F
	6	A.kids.club 保育・学童所	新城 2-7-10 1F
	7	あかちゃんハウス	新城 2-12-6
	8	いすの木保育園	新城 2-9-11
	9	くじら保育園	喜友名 2-15-1 1F

#### ▼嘉数中学校区

公立：1箇所 法人：8箇所 認可外：5箇所

嘉数小学校区			
公立：0箇所 法人：5箇所 認可外：3箇所			
	No.	施設名	所在地
法人	9	さつき保育園	真栄原 3-24-13
	10	さつき保育園（分園）	真栄原 3-37-25
	11	可愛保育園	真栄原 1-7-25
	12	ピノキオ保育所	嘉数 1-4-50
	13	きらら保育園	真栄原 1-7-14
認可外	23	ピノキオ保育園	嘉数 1-17-5
	24	赤ちゃんの家子供学園	嘉数 3-4-13 1F
	25	大地保育園	我如古 4-9-2
志真志小学校区			
公立：1箇所 法人：3箇所 認可外：2箇所			
	No.	施設名	所在地
公立	3	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10
法人	14	しいの実保育園	我如古 2-26-2
	15	しいの実保育園（分園）	我如古 2-20-5
	16	ポケット保育園	我如古 3-18-3
認可外	26	沖繩病院あゆみ保育園	我如古 3-20-9
	27	おひさま保育園	佐真下 57-5

#### ▼真志喜中学校区

公立：1箇所 法人：5箇所 認可外：12箇所

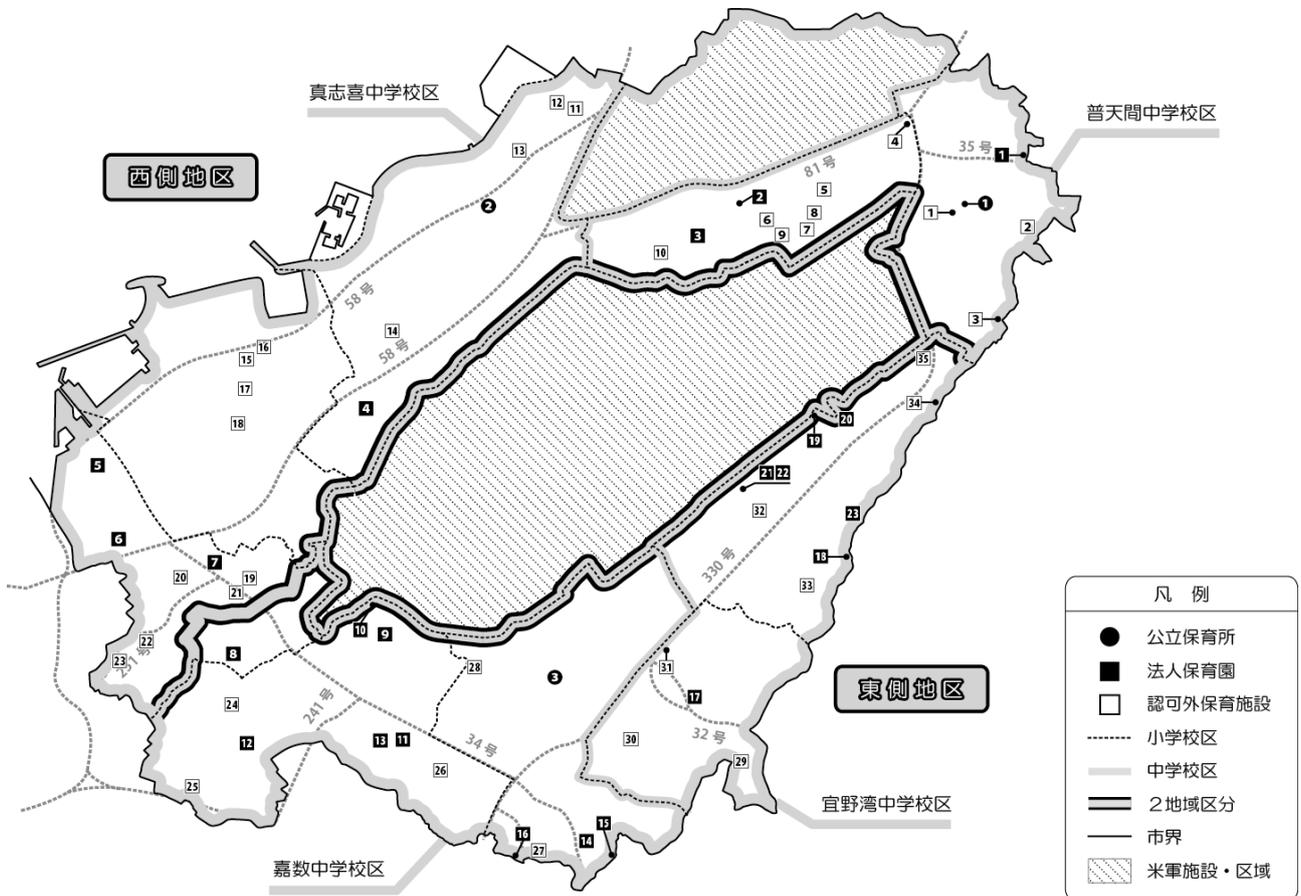
大山小学校区			
公立：1箇所 法人：1箇所 認可外：4箇所			
	No.	施設名	所在地
公立	2	うなばら保育所	大山 3-30-1
法人	4	はごろも保育園	大山 2-11-12
認可外	10	ハッピー保育園	伊佐 3-18-19
	11	ムーミン保育園	伊佐 3-14-12
	12	伊佐区立幼児園	伊佐 4-1-11
	13	あつがる保育園	大山 5-15-5
はごろも小学校区			
公立：0箇所 法人：0箇所 認可外：4箇所			
	No.	施設名	所在地
認可外	14	ピースキッズガーデン	大山 6-46-17
	15	わんぱくしーさー保育園	大山 6-47-7 1F
	16	はにんずキッズ保育園	真志喜 2-22-10 1F
	17	ピースキッズガーデン真志喜ルーム	真志喜 2-13-20
大謝名小学校区			
公立：0箇所 法人：4箇所 認可外：5箇所			
	No.	施設名	所在地
法人	5	マーシー保育園	字宇地泊 661
	6	まなぶ保育園	宇地泊 14 街区
	7	花の子保育園	大謝名 1-406
認可外	18	びっころ保育園	大謝名 4-24-7
	19	つみき保育園	大謝名 4-3-3
	20	まんまる保育園	嘉数 4-17-18
	21	サムエル学園	嘉数 4-22-5
※ 法人	8	こがねの森保育園	大謝名 3-10-1

※No.8 こがねの森保育園…嘉数中学校区

#### ▼宜野湾中学校区

公立：0箇所 法人：7箇所 認可外：7箇所

長田小学校区			
公立：0箇所 法人：1箇所 認可外：3箇所			
	No.	施設名	所在地
法人	17	秋津保育園	長田 3-32-5
認可外	28	恵泉幼児の家	志真志 2-16-15
	29	クッピー乳児園	志真志 3-1-2
	30	子育て支援ティンカーベル	志真志 1-20-10
宜野湾小学校区			
公立：0箇所 法人：6箇所 認可外：4箇所			
	No.	施設名	所在地
法人	18	愛善保育園	字愛知 145-2
	19	仲原保育園	赤道 1-16-11
	20	仲原保育園（分園）	上原 1-25-15
	21	あいのもり保育園	字愛知 435-3
	22	あいのもり保育園（分園）	字愛知 435-3
	23	赤道あおぞら保育園	赤道 2-9-11
認可外	31	クローバーモンテッソーリインターナショナル	愛知 5-2 1F
	32	にじいろ保育園	愛知 275-5
	33	ちやいるどはうすエンジェル	上原 2-14-11
	34	わらびの森幼児学園	上原 1-10-5



## ※本市の待機児童に関する現状

### 《保育所入所及び待機児童数の推移について》

近年は、毎年保育所新規創設や改築による定員増など、待機児童解消に向けた取り組みを行っているが、待機児童の数そのものは増減を繰り返しながら 200 人前後を推移している。

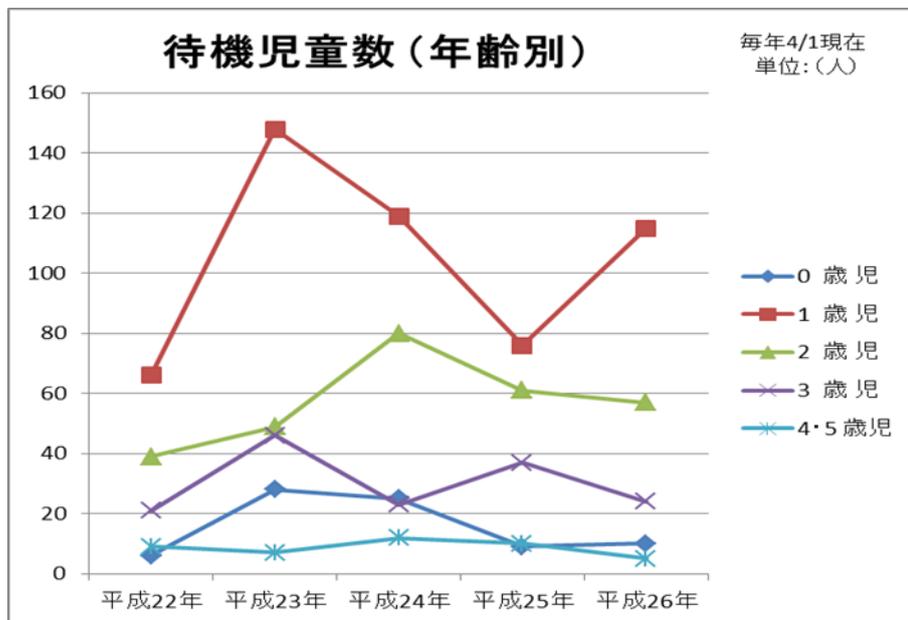


平成 26 年 4 月 1 日現在、宜野湾市の入所児童数をみると、認可保育所定員数 2,175 人に対して、入所児童数は 2,535 人となっている。本市においては、施設整備による入所定員増のほか、入所定員枠の弾力化により、多くの児童を受け入れるなどの対応を行っているものの、待機児童は依然として多い状況にある。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育所数(箇所)	16	17	18	20	21
公立	3	3	3	3	3
私立	13	14	15	17	18
入所定員数(人)	1,655	1,820	1,880	2,035	2,175
公立	320	320	320	320	320
私立	1,335	1,500	1,560	1,715	1,855
入所児童数(人)	1,846	2,026	2,163	2,369	2,535
公立	322	344	318	308	309
私立	1524	1,682	1,845	2,061	2,226
入所率	111.5%	111.3%	115.1%	116.4%	116.6%
公立	100.6%	107.5%	99.4%	96.3%	96.6%
私立	114.2%	112.1%	118.3%	120.2%	120.0%
要保育児童数	1,987	2,304	2,422	2,562	2,746
待機児童数	339	451	359	295	333
国の定義による待機児童数	141	278	259	193	211

## 《年齢別待機児童数の推移について》

0～5歳の各年齢で待機児童は存在するが、4月1日時点においては、1・2歳児の待機が比較的多いという状況である。



年 齢	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年12月
0 歳 児	28	25	9	10	342
1 歳 児	148	119	76	115	188
2 歳 児	49	80	61	57	92
3 歳 児	46	23	37	24	68
4・5 歳 児	7	12	10	5	9
合計	278	259	193	211	699

※国の定義による待機児童数



入所要件に該当するにも関わらず、保育所に入所していない児童のこと。ただし、入所可能な保育所があり案内されても特定の保育所を希望する場合は待機児童から除く 等の国の定めた定義に基づき算出する。

## ②幼稚園

平成 26 年 4 月 1 日に真志喜中学校区に 1 か所（はごろも小学校）が開校し、市立幼稚園は 9 園となっています。園児数は平成 26 年 4 月 1 日現在で 769 人となっています。

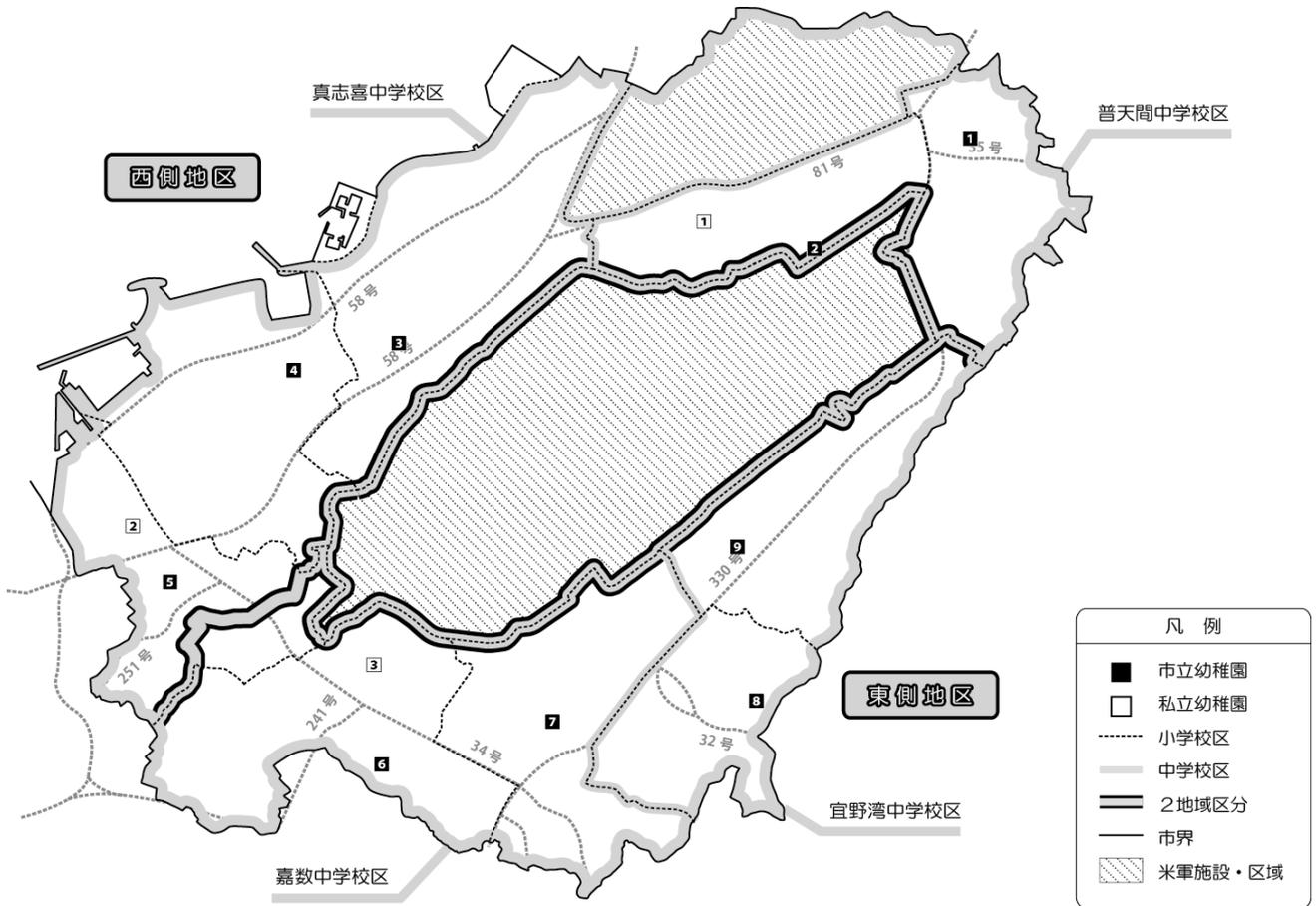
また、私立幼稚園は市内に 3 園あり、平成 26 年 4 月 1 日現在、園児数は 410 人となっています。（うち、市内在住児童は 182 人）

### 市立幼稚園

		No.	施設名	所在地
普天間中学校区	普天間小学校区	1	普天間幼稚園	普天間 1-10-1
	普天間第二小学校区	2	普天間第二幼稚園	新城 2-8-19
真志喜中学校区	大山小学校区	3	大山幼稚園	大山 5-16-1
	はごろも小学校区	4	はごろも幼稚園	宜野湾市大山6丁目
	大謝名小学校区	5	大謝名幼稚園	大謝名 5-12-1
嘉数中学校区	嘉数小学校区	6	嘉数幼稚園	真栄原 1-13-1
	志真志小学校区	7	志真志幼稚園	宜野湾 3-5-1
宜野湾中学校区	長田小学校区	8	長田幼稚園	長田 3-19-1
	宜野湾小学校区	9	宜野湾幼稚園	愛知 409

### 私立幼稚園

		No.	施設名	所在地
普天間中学校区	普天間第二小学校区	1	シオン幼稚園	喜友名 1-12-20
嘉数中学校区	大謝名小学校区	2	慈愛幼稚園	宇地泊 229
嘉数中学校区	嘉数小学校区	3	真栄原カトリック幼稚園	真栄原 3-16-1

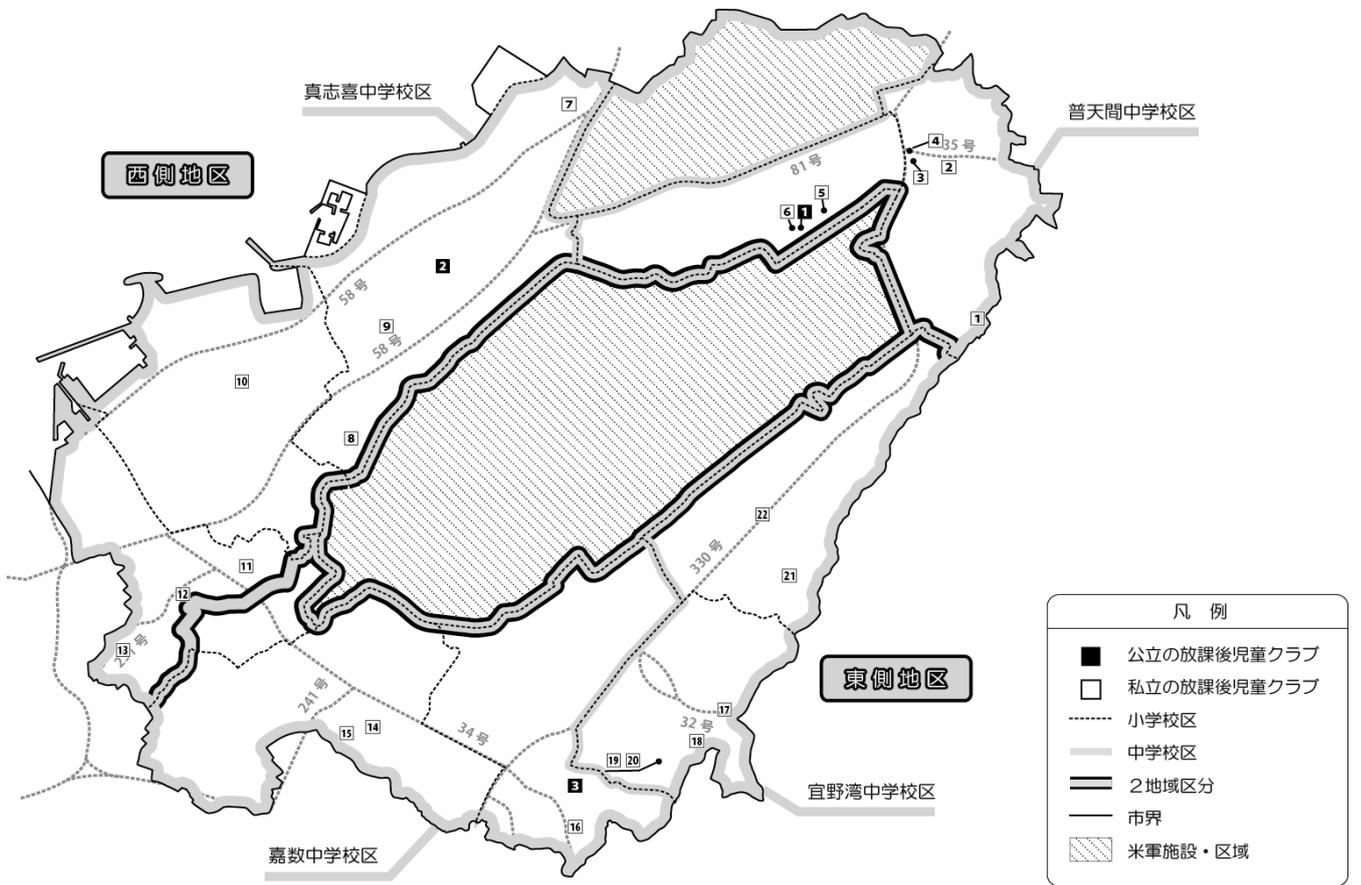


### ③放課後児童クラブ（学童クラブ）

放課後児童クラブは平成26年12月1日現在、26か所（公設3か所、民設23か所）が運営されており、各施設ごとに受け入れ人数は異なるが、1施設あたり20～70人程度の児童を受け入れている。

主に小学校低学年児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図っている。

<b>普天間中学校区</b> 公立：1箇所 私立：6箇所	<b>普天間小学校区</b> 公立：0箇所 私立：4箇所			
	私立	No.	施設名	所在地
		1	みらい学童クラブ	野嵩 1-20-1
		2	学童クラブ きらきら	野嵩 3-7-21
		3	愛星ネットワーク学童クラブ	普天間 1-9-15
		4	ふてんま青空学童クラブ	普天間 1-10-8
	<b>普天間第二小学校区</b> 公立：1箇所 私立：2箇所			
	公立	No.	施設名	所在地
1		新城児童センター学童クラブ	新城 2-4-11	
私立	5	第二青空学童クラブ	新城 1-4-15	
<b>真志喜中学校区</b> 公立：1箇所 私立：7箇所	<b>大山小学校区</b> 公立：1箇所 私立：3箇所			
	公立	No.	施設名	所在地
		2	大山児童センター学童クラブ	大山 4-14-3
	私立	6	ハッピー学童クラブ	伊佐 3-18-19
		7	まんまる学童クラブ	大山 2-18-7
		8	あつぶる学童	大山 5-15-5
	<b>はごろも小学校区</b> 公立：0箇所 私立：1箇所			
	私立	No.	施設名	所在地
		9	はにんすキッズ学童クラブ	真志喜 2-22-10
		10	スマイルキッズ学童クラブ	真志喜 2-16-9
	<b>大謝名小学校区</b> 公立：0箇所 私立：3箇所			
	私立	No.	施設名	所在地
		11	びっころ学童くらぶ	大謝名 1-19-3
12		さくら学童クラブ	大謝名 4-23-17	
	13	CEC学童クラブ	嘉数 4-22-5	
<b>嘉数中学校区</b> 公立：1箇所 私立：3箇所	<b>嘉数小学校区</b> 公立：0箇所 私立：2箇所			
	私立	No.	施設名	所在地
		14	青空学童クラブ	真栄原 1-13-3
		15	嘉数学童クラブ	真栄原 1-22-7
	<b>志真志小学校区</b> 公立：1箇所 私立：1箇所			
	公立	No.	施設名	所在地
3		我如古児童センター学童クラブ	我如古 2-5-1	
私立	16	しいの実学童倶楽部	我如古 2-26-2	
<b>宜野湾中学校区</b> 公立：0箇所 私立：6箇所	<b>長田小学校区</b> 公立：0箇所 私立：4箇所			
	私立	No.	施設名	所在地
		17	学童クラブ ぬくぬくの木	長田 3-22-7 (101)
		18	日翔学園 野嵩学童クラブ	志真志 1-9-9
		19	日翔学園 ながた学童クラブ	志真志 1-9-9
		20	日翔学園 学童クラブ	志真志 3-6-18
		21	日翔学園 長田学童クラブ	志真志 3-6-18
	<b>宜野湾小学校区</b> 公立：0箇所 私立：2箇所			
私立	No.	施設名	所在地	
	22	まなぶ学童クラブ	愛知 275-5	
	23	ぎのわん青空学童クラブ	愛知 38-2-B	

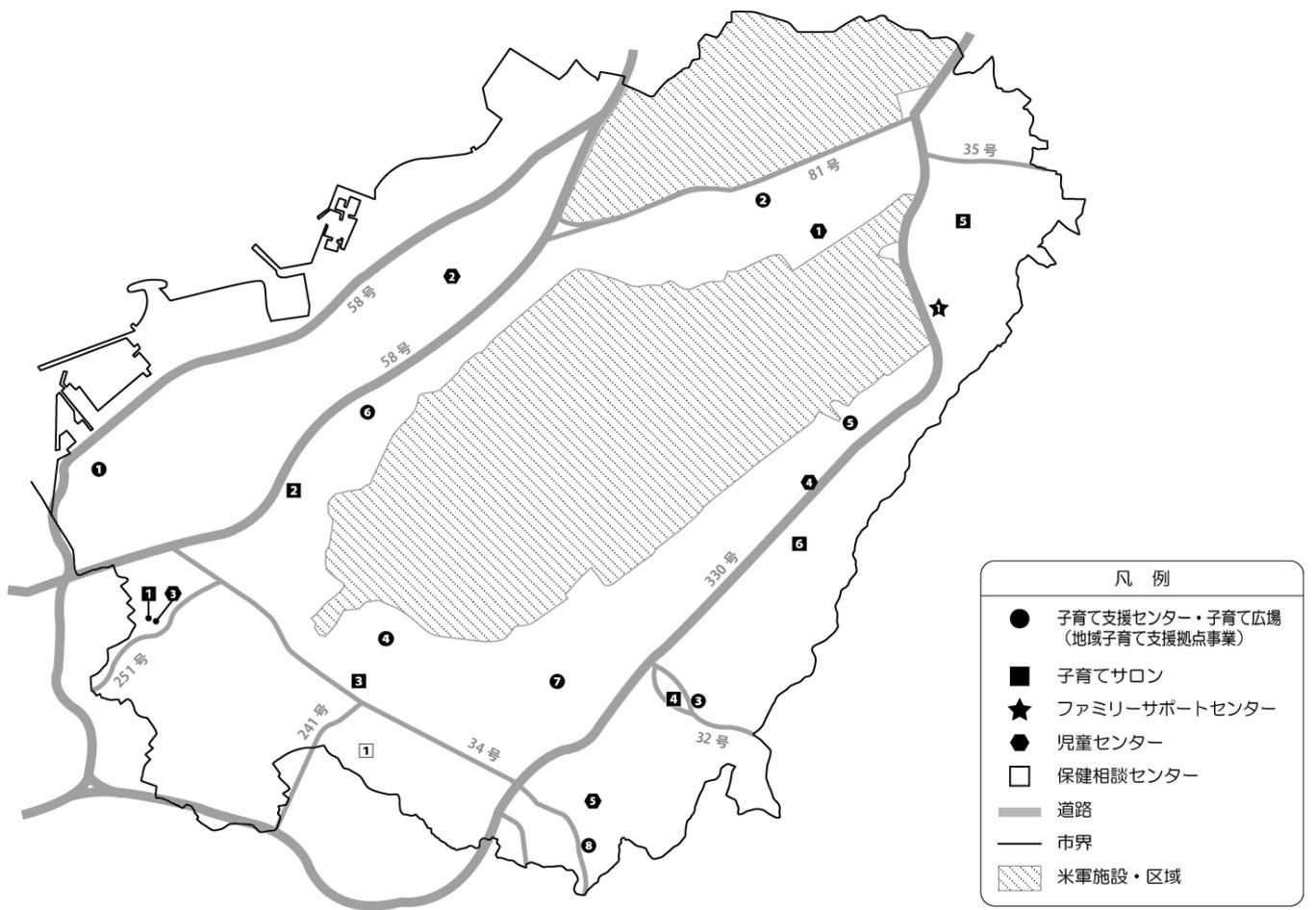


#### ④その他の子育て支援施設

子育て支援センター（広場）は、市内に8か所（公立1か所・私立7か所）の保育所に設置されています。子育てサロンは宜野湾市社会福祉協議会が運営する事業で、市内6か所の公民館で実施しています。両事業とも、子育て中の親と子が集い、情報交換でいる場として利用されています。

ファミリーサポートセンター事業は、市役所内に設置されており、会員登録を行って相互援助活動を実施しています。

子育て支援センター・子育て広場（地域子育て支援拠点事業）			
No.	名称	実施場所	所在地
1	いるかくらぶ	マーシー保育園	字宇地泊 661
2	そよ風広場	しのめ保育園	新城 2-43-1
3	あっぶるランド	秋津保育園	長田 3-32-5
4	ゆいゆい	さつき保育園	真栄原 3-24-13
5	パピヨンくらぶ	仲原保育園分園	上原 1-25-15
6	なんくる	はごろも保育園	大山 2-11-12
7	HAPPYひろば	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10
8	子育て支援センターほっと	しいの実保育園	我如古 2-26-2
子育てサロン			
No.	名称	実施場所	所在地
1	ひよっこ	大謝名団地集会所	大謝名 5-25-1
2	せせらぎ	真志喜区公民館	真志喜 1-4-10
3	アンパンマン	真栄原区公民館	真栄原 3-5-13
4	たんぼぼ	長田区公民館	長田 4-4-11
5	わくわくひろば	野嵩一区公民館	野嵩 2-21-1
6	まつぼっくりひろば	愛知区公民館	愛知 62-3
ファミリー・サポート・センター			
No.	名称	実施場所	所在地
1	宜野湾市ファミリー・サポート・センター	宜野湾市役所	野嵩 1-1-1 1F
児童センター			
No.	施設名	所在地	
1	新城児童センター	新城 2-4-11	
2	大山児童センター	大山 4-14-3	
3	大謝名児童センター	大謝名 5-25-2	
4	赤道児童センター	赤道 1-5-16	
5	我如古児童センター （市内の自治会公民館に出向く移動児童館 「ミニじどうかんじゃんけんぼん」も実施。）	我如古 2-5-1	
保健相談センター			
No.	施設名	所在地	
1	宜野湾市保健相談センター	真栄原 1-13-15	



### (3) 主な子育て支援サービスの実施状況

#### ①延長保育事業

保護者の就労時間・勤務時間等やむを得ない事情のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする乳幼児について、保育時間を延長する事業です。現在、全保育所で実施しています。

#### <実施状況>

実施施設	運営	施設名	所在地
	実施施設	公立	野嵩保育所
うなばら保育所			大山 3-30-1
宜野湾保育所			宜野湾 3-13-10
公立		愛善保育園	愛知 2-16-49
		しいの実保育園	我如古 2-26-2
		しいの実保育園(分園)	我如古 2-20-5
		仲原保育園	赤道 1-16-11
		仲原保育園(分園)	上原 1-25-15
		しののめ保育園	新城 2-43-1
		マーシー保育園	宇地泊 661
		秋津保育園	長田 3-32-5
		さつき保育園	真栄原 3-24-13
		さつき保育園(分園)	真栄原 3-37-25
		ゆうわ保育園	野嵩 4-22-1
		可愛保育園	真栄原 1-7-25
		こがねの森保育園	大謝名 3-10-1
		あいのもり保育園	愛知 1-10-40
		あいのもり保育園(分園)	愛知 1-10-35
		はごろも保育園	大山 2-11-12
		ピノキオ保育所	嘉数 1-4-50
きゆな保育園	喜友名 1-13-9		
ポケット保育園	我如古 3-18-3		
きらら保育園	真栄原 1-7-14		
まなぶ保育園	宇地泊 14 街区		
赤道あおぞら保育園	赤道 2-9-11		
花の子保育園	大謝名 1-18-21		
利用料	公立	登録者 2.500 円/月、300 円/日	
	法人	登録者 2.500 円/月、300 円/日 (園によって異なる)	

#### <利用状況>

	平成 24 年度	平成 25 年度
延長保育事業の年間延べ利用児童数	61.755 人	60.610 人

## ②一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。現在4箇所を実施しています。

### <実施状況>

実施施設	施設名	所在地		
	さつき保育園	宜野湾市真栄原 3-24-13		
ゆうわ保育園	宜野湾市野嵩 4-22-1			
あいのもり保育園	宜野湾市愛知 435-3			
はごろも保育園	宜野湾市大山 2-11-12			
利用料	施設名	対象年齢	利用料	利用可能時間
	さつき保育園	8か月～ (定員：全体で9名)	0歳 : 2,000円 1歳～ : 1,500円	8:30～ 17:30
	ゆうわ保育園	6か月～ (定員：全体で6～10人)	0～2歳 : 1,800円 3歳～ : 1,500円	8:30～ 17:30
	あいのもり保育園	6か月～ (定員：全体で5名)	0～2歳 : 1,800円 3歳～ : 1,500円	9:00～ 17:00
	はごろも保育園	6か月～ (定員：各クラス2名)	0歳 : 2,000円 1歳 : 1,800円 2歳～ : 1,500円	最長8時間 ※4時間の場合、 1,000円

### <利用状況>

	平成24年度	平成25年度
一時預かり事業の 年間延べ利用人数	3,918人	3,915人

### ③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。就学前の子どもとその保護者を対象に、遊びを通しての交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行い、仲間作りができる場所を市内8箇所を提供しています。

#### <実施状況>

実施施設	施設名	所在地	曜日	開設時間
実施施設	子育て支援ひろば HAPPY	宜野湾保育所内 宜野湾市3-13-10	月～金	10:00～12:00 13:00～16:00
			そよ風広場	しのめ保育園内 新城2-42-1
	子育て支援センターなんくる	はごろも保育園内 大山2-11-12	月～金	10:00～16:00
	いるかくらぶ	マーシー保育園内 宇地泊661	月～金	9:30～12:00 13:30～16:00
	ゆいゆい	さつき保育園内 真栄原3-24-13	月～金	9:00～16:00
	子育て支援センターほっと	しいの実保育園内 我如古2-26-2	月～土	9:30～16:00
	子育て広場あっぷるランド	秋津保育園内 長田3-32-5	月～金	9:00～12:00 14:00～16:00
	子育て支援ひろばパピヨンくらぶ	仲原保育園分園内 上原1-25-15	月～金	10:00～12:30 14:00～16:30
	利用料	無料		

#### <利用状況>

	平成24年度	平成25年度
地域子育て支援拠点施設の年間延べ利用者数	24,691人	22,600人

### ④子育て相談嘱託員の配置

平成25年度より市役所の保育課窓口にて子育て相談嘱託員（1名）を配置し、保護者の相談内容等に応じて、保育資源や保育サービスの情報提供等を行っています。認可保育所の待機児童となっている保護者については、状況や要望等をうかがうとともに、認可外保育施設や保育サービス等の情報提供及びマッチングを行っています。更に、認可外保育施設や子育て支援施設等へ訪問し、情報交換を行い、各担当者と連携を図っています。

相談内容	平成25年度
認可・認可外保育園入所について	115件
基本的習慣について（食事・睡眠など）	42件
発育・発達について	45件
生活面について（健康・しつけなど）	24件
その他	37件
合計	263件

⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

<実施状況>

<p>ファミリー・サポート・センター事業の仕組み</p>	
<p>利用可能な日時・利用料 (1時間あたり/円)</p>	<p>◎月～土曜日 7時～19時・・・・・・・・・・600円          上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)・・・・・・・・700円          ◎病児・病後児(月～土曜日 7時～19時)・・・・・・・・700円          上記時間外・日曜・祝日(年末年始)・・・・・・・・800円          ◎宿泊(22時～翌7時)・・・・・・・・・・2000円/1泊          病児・病後児宿泊(22時～翌7時)・・・・・・・・3000円/1泊</p>

<利用状況>

	平成24年度	平成25年度
ファミリー・サポート・センター事業の年間活動件数	5.082	6.328

## ㊦病児・病後児保育事業

疾病中の児童（おおむね10歳未満）について、保護者が労働等により家庭で保育することに支障がある場合に病院等において保育を行う事業です。現在、市内の病院1箇所を実施しています。

### <実施状況>

実施場所	医療法人球陽会 海邦病院（宜野湾市真志喜 2-23-5）
対象年齢	0歳～小学生
利用時間	9：00～18：00（初回利用時） 8：00～18：00（2回目以降）
利用料金	宜野湾市内在住・・・2,500円（診察費・治療費は別途） ※利用免除決定通知書を持参の方は・・・500円～ 宜野湾市外在住・・・3,500円（診察費・治療費は別途）
利用方法	登録は宜野湾市役所保育課または海邦病院総合で申し込み

### <利用状況>

	平成24年度	平成25年度
病児・病後児保育事業の年間延べ利用者数	664人	552人

### ⑦放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象として、その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。平成26年12月現在、学童クラブが26箇所あり平日及び長期休業期間に運営しています。

#### <実施状況>

実施場所	運営	クラブ名	所在地
	公立 (3か所)		大山児童センター学童クラブ
		新城児童センター学童クラブ	新城 2-4-11
		我如古児童センター学童クラブ	我如古 2-5-1
私立 (23か所)		みらい学童クラブ	野嵩 1-20-1
		学童クラブ きらきら	野嵩 3-7-21
		愛星ネットワーク学童クラブ	普天間 1-9-15
		ふてんま青空学童クラブ	普天間 1-10-8
		第二青空学童クラブ	新城 1-4-15
		ハッピー学童クラブ	伊佐 3-18-19
		まんまる学童クラブ	大山 2-18-7
		あっぷる学童	大山 5-15-5
		スマイルキッズ学童クラブ	真志喜 2-16-9
		はにんすキッズ学童クラブ	真志喜 2-22-10
		びっころ学童くらぶ	大謝名 1-19-3
		さくら学童クラブ	大謝名 4-23-17
		C E C学童クラブ	嘉数 4-22-5
		青空学童クラブ	真栄原 1-13-3
		嘉数学童クラブ	真栄原 1-22-7
		しいの実学童倶楽部	我如古 2-26-2
		学童クラブ めくめくの木	長田 3-22-7 (101)
		日翔学園 野嵩学童クラブ	志真志 1-9-9
		日翔学園 ながた学童クラブ	志真志 1-9-9
		日翔学園 学童クラブ	志真志 3-6-18
		日翔学園 長田学童クラブ	志真志 3-6-18
		まなぶ学童クラブ	愛知 2-7-6
		ぎのわん青空学童クラブ	愛知 1-2-15-B
利用料金	(公立 : 5,000円・私立 : 平均 11,500円/月) ※私立は各園で料金が異なる。		

#### <利用状況>

		H23年度	H24年度	H25年度
クラブ数		22か所	22か所	25か所
利用者数	幼稚園生	47人	49人	61人
	低学年 (1~3年生)	612人	619人	607人
	高学年 (4~6年生)	70人	69人	131人

### ⑧妊婦健康検査

妊婦が自身の健康状態と胎児の成長を把握し、健康管理をしながら安心して出産を迎えることができるよう、全妊婦を対象に妊婦健診の公費負担を行う事業(計 14 回程度)です。

#### <実施状況>

実施施設	医療機関名（宜野湾市近郊）	所在地
	愛知クリニック	宜野湾市愛知 16-1
	当山産婦人科	宜野湾市大謝名 5-20-8
	森本産婦人科	宜野湾市野嵩 1-11-14
	パークレーディースクリニック	浦添市当山 2-2-11
	浦添総合病院	浦添市伊祖 4-16-1
	赤嶺レディースクリニック	浦添市城間 4-18-2
	琉球大学医学部附属病院	西原町上原 207
	アドベンチストメディカルセンター	西原町字幸地 868 番地
	上村病院	沖縄市胡屋 1-6-2
	ちばなクリニック	沖縄市知花 6-25-15
	やびく産婦人科小児科	北谷町字砂辺 306 番地
	糸数病院	那覇市泊 1-28-1
	美代子クリニック	那覇市古島 1-22-10
ハートライフ病院	中城村字伊集 208	
健康診査の免除回数	計 14 回まで無料	

#### <受診状況>

	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査の 年間延べ受診件数	14,783	15,228

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

#### <実施状況>

実施方法	出生届を提出された生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問。 申込みは、不要。対象者には生後2か月頃に通知される。 赤ちゃんや子育てについての相談、育児サービスや育児相談窓口の紹介、乳幼児健診や予防接種等の情報提供を行います。
実施体制	保健師・助産師・母子保健推進員

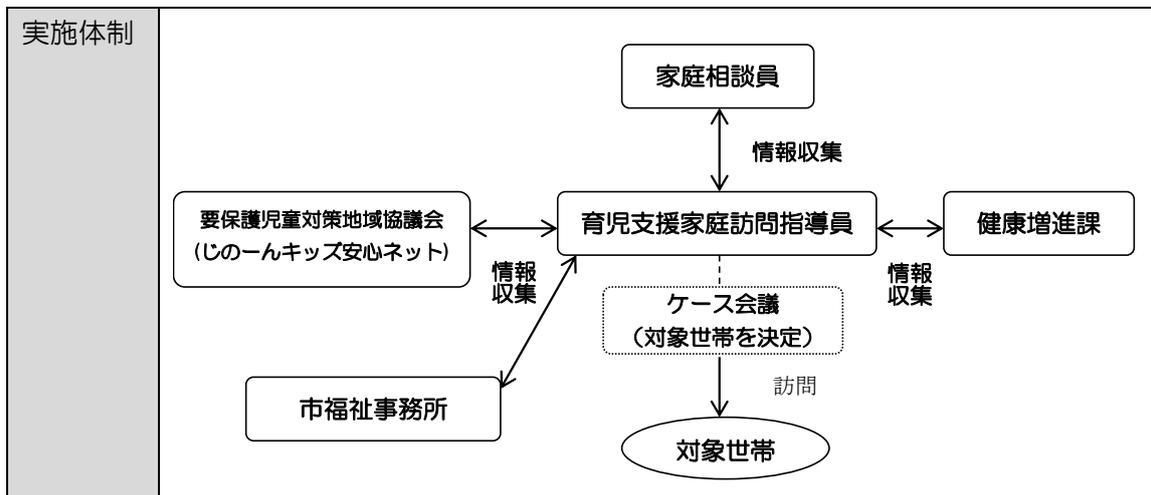
#### <訪問状況>

	平成 24 年度	平成 25 年度
家庭訪問対象全家庭数	1,262	1,271
訪 問 件 数	1,113	1,106

### ⑩養育支援育訪問事業

養育支援育訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

#### <実施状況>



#### <訪問指導状況>

	平成 24 年度	平成 25 年度
世帯数	32	25
訪問指導延べ件数	259	243

## 2. アンケート結果の概要

### (1) 調査の目的

---

「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、児童及び保護者の状況やサービス利用の現状及びニーズ等を把握し、計画へ反映させることを目的としアンケート調査を実施しました。

### (2) 就学前児童（0～5歳）調査

---

□ 調査対象：宜野湾市に在住する0～5歳児の保護者、3,000人

□ 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出

※平成25年4月2日時点の0～5歳児を抽出。なお育児休業に関する設問を設けていることから、平成25年4月2日～平成25年9月1日までに出生した児童の家庭も調査対象とし、同条件の抽出を行いました。

□ 調査方法：郵送による配布回収。但し、保育所（保育園）や幼稚園を利用している家庭の場合は施設への提出も可とし、施設を通じての回収も行っています。

□ 調査期間：平成26年1月6日（月）～平成26年1月31日（金）

□ 回収状況：

配布数 3,000 件

有効回収数 1,276 件  
(有効回収率 42.5%)

## 宛名のお子さんの保護者の就労状況について

問14 宛名のお子さんの保護者（父母）の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

☞ 母親・父親の両方について、○を1つずつ。

現在の就労状況	(1)母親	(2)父親
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1	1
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2	2
パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	3	3
パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4	4
以前は就労していたが、現在は就労していない	5	5
これまで就労したことがない	6	6

### (1) 母親の現在の就労状況

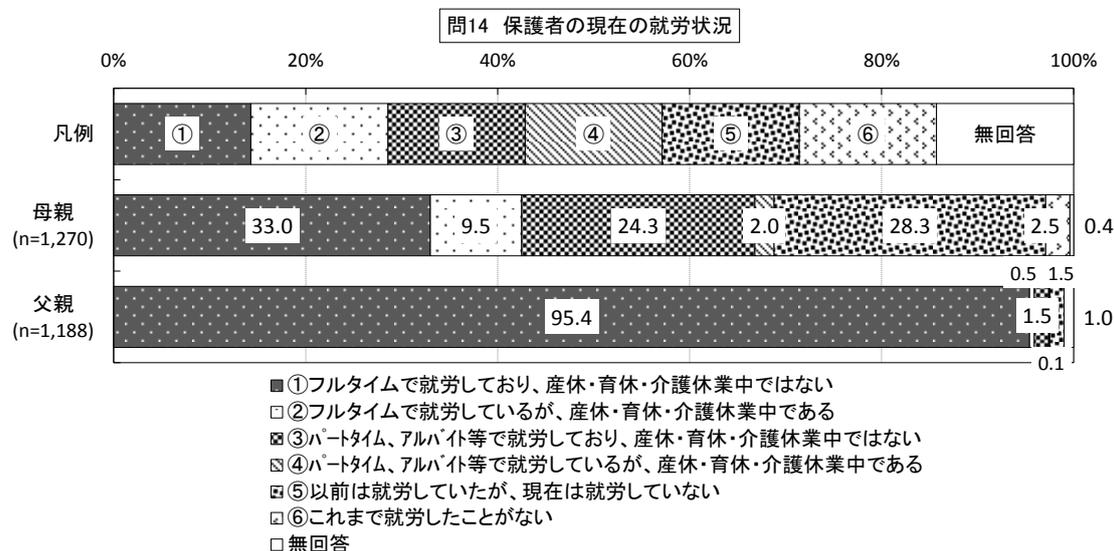
『フルタイムで就労している』（「1. フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「2. フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）が4割強（42.5%）と最も多く、次いで『就労していない（就労したことがない）』（「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」＋「6. これまで就労したことがない」）が約3割（30.8%）、『パートタイム、アルバイト等で就労している』（「3. パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「4. パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）が3割弱（26.3%）となっています。

### (2) 父親の現在の就労状況

『フルタイムで就労している』が95.9%と圧倒的に多く、『パートタイム、アルバイト等で就労している』（1.6%）及び『就労していない（就労したことがない）』（1.5%）はわずかな割合となっています。

### 【母親と父親の現在の就労状況の差】

父親は母親より『フルタイムで就労している』が53.4ポイント（女性42.5%、男性95.9%）高く、母親は父親より『パートタイム、アルバイト等で就労している』が24.7ポイント（女性26.3%、男性1.6%）、『就労していない（就労したことがない）』が29.3ポイント（女性30.8%、男性1.5%）上回っています。



問14で「3」、「4」(パートタイム、アルバイト等で就労している)と回答した方にうかがいます。

問14-2 今後の就労希望についてお答えください。		
✍️ 母親・父親の両方について、○を1つずつ。		
パートタイム、アルバイト等の方の今後の就労希望	(1)母親	(2)父親
今の就労を続けることを希望	1	1
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	2	2
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	3	3
就労しないで子育てや家事に専念したい	4	4

(1) (パートタイム、アルバイト等で就労している) 母親の今後の就労希望

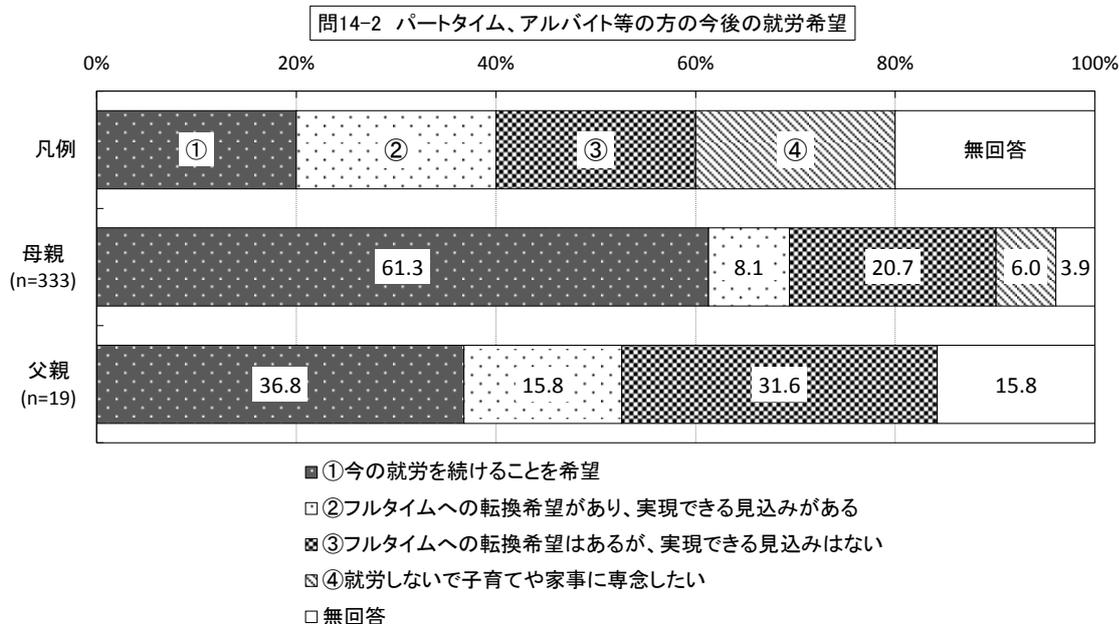
「1. 今の就労を続けることを希望」が6割強(61.3%)と最も多くなっています。「3. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は約2割(20.7%)、「2. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(8.1%)及び「4. 就労しないで子育てや家事に専念したい」(6.0%)はともに1割未満となっています。

(2) (パートタイム、アルバイト等で就労している) 父親の今後の就労希望

父親の母数(回答者数)が少ないためコメントは割愛します。

【(パートタイム、アルバイト等で就労している) 母親と父親の今後の就労希望の差】

父親の母数(回答者数)が少ないためコメントは割愛します。



問14で「5」、「6」（現在は就労していない、これまで就労したことがない）と回答した方にうかがいます。

**問14-3 今後の就労希望についてお答えください。**

母親・父親の両方について、○を1つずつ。

就労していない方の今後の就労希望	(1)母親	(2)父親
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	1	1
1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったときに就労したい <input checked="" type="checkbox"/> 何歳になったら就労したいか、右の欄に数字でご記入ください。（数字は一桁に一字）	2	2
	<input type="text"/> <input type="text"/> 歳	<input type="text"/> <input type="text"/> 歳
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	3	3

**(1)（現在は就労していない、これまで就労したことがない）母親の今後の就労希望**

「2. 1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったときに就労したい」が4割強（43.6%）と最も多く、次いで「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が3割強（33.4%）、「1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は約2割（19.6%）となっています。

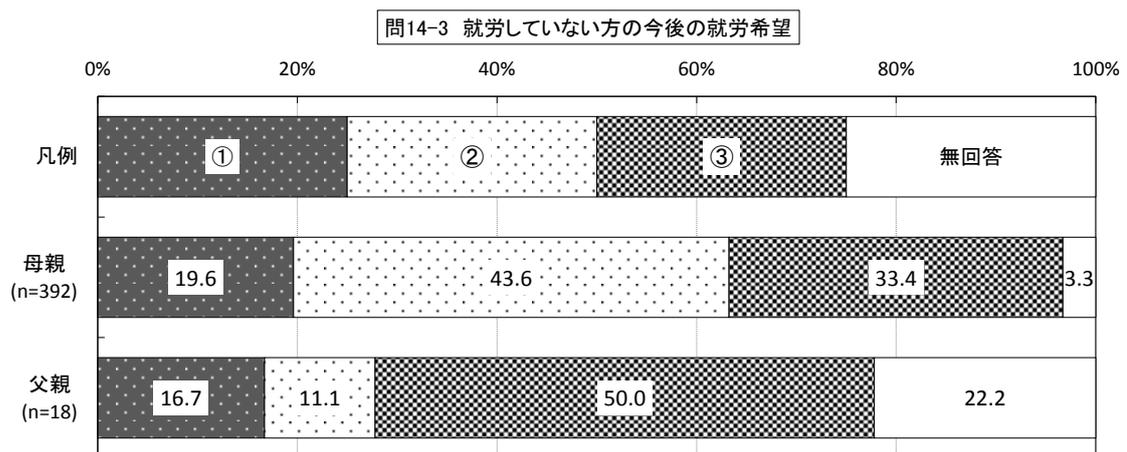
「2. 1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったときに就労したい」の回答者については、就労を希望する際の末子の年齢をみると、「3歳」が3割弱（26.9%）と最も多くなっています。

**(2)（現在は就労していない、これまで就労したことがない）父親の今後の就労希望**

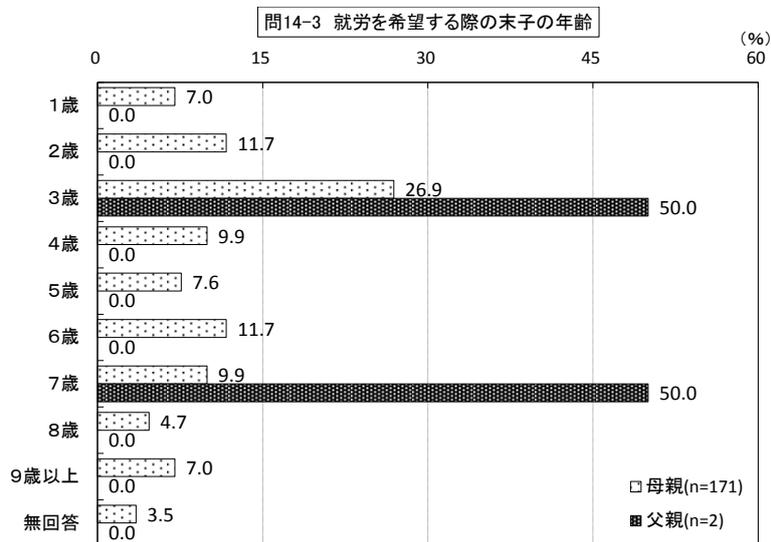
父親の母数（回答者数）が少ないためコメントは割愛します。

**【（現在は就労していない、これまで就労したことがない）母親と父親の今後の就労希望の差】**

父親の母数（回答者数）が少ないためコメントは割愛します。



- 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 2. 1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったときに就労したい
- ▣ 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答



### 宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

問15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

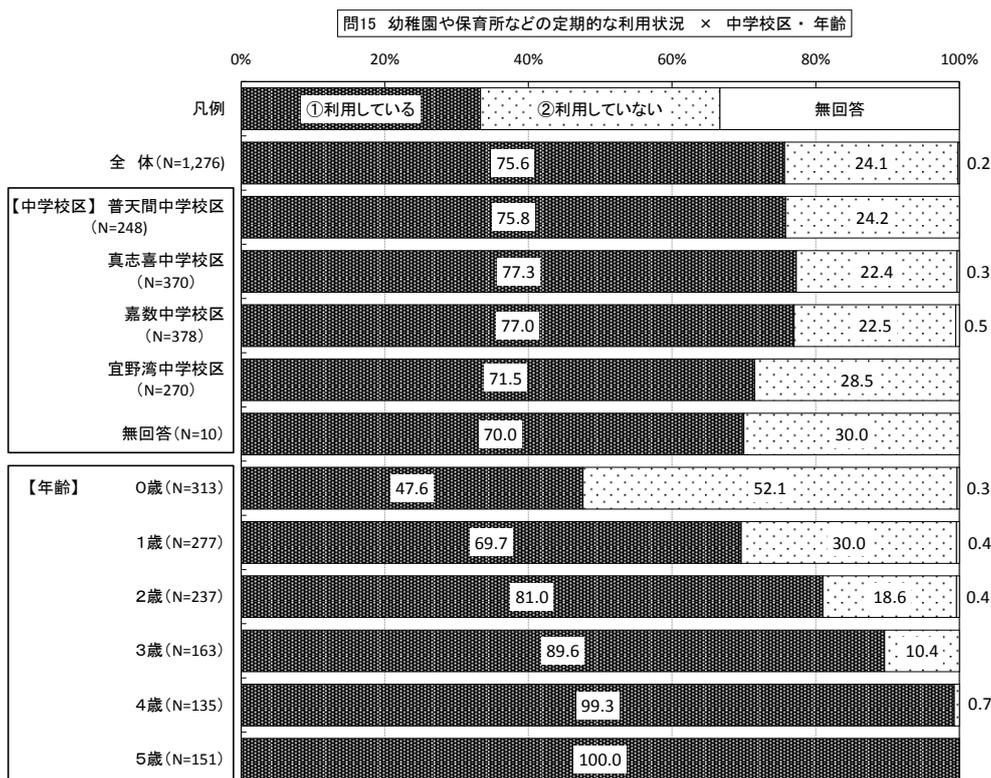
○は1つ

1. 利用している      2. 利用していない

幼稚園や保育所などの定期的な利用状況を見ると、「1. 利用している」が8割弱(75.6%)と最も多く、次いで「2. 利用していない」が2割強(24.1%)となっています。

中学校区別にみると、「宜野湾中学校区」で「1. 利用している」が7割強(71.5%)と、他の中学校区の8割弱に比べて若干少なくなっています。

年齢別にみると、年齢が上がるほど「1. 利用している」が多く、幼稚園に通園していると思われる4～5歳では、100%（「4歳」(99.3%)、「5歳」(100.0%)）に近い回答がみられます。



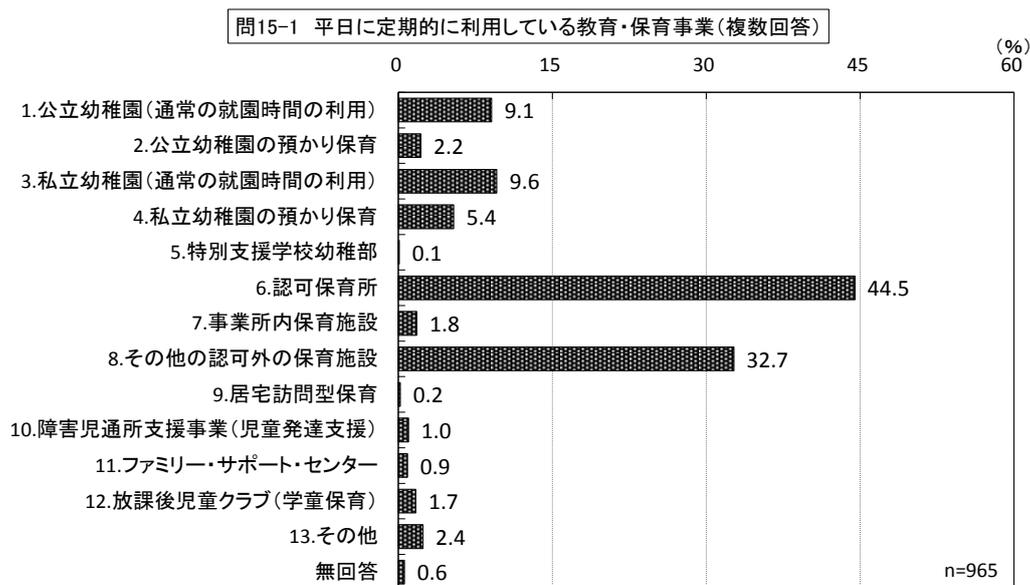
問15-1～問15-4 は、問15で「1.利用している」と回答した方にうかがいます。

**問15-1** 宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

 当てはまる番号すべてに○

1. 公立幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 公立幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 私立幼稚園（通常の就園時間の利用）
4. 私立幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
5. 特別支援学校幼稚部
6. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた公立保育所・法人保育園）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が家庭で保育する事業）
10. 障害児通所支援事業（児童発達支援）
11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
12. 放課後児童クラブ（学童保育）
13. その他（ ）

平日に定期的に利用している教育・保育事業をみると「6. 認可保育所」が4割強(44.5%)で最も多く、次いで「8. その他の認可外の保育施設」(32.7%)などとなっています。



【その他の内容】

- ・認可園の一時保育
- ・子育て支援センター
- ・特定保育
- ・クリニックで言語指導
- ・児童センター
- ・乳児園 私立
- ・病児保育

等

問15 で「2. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

**問15-5 利用していない主な理由は何ですか。**

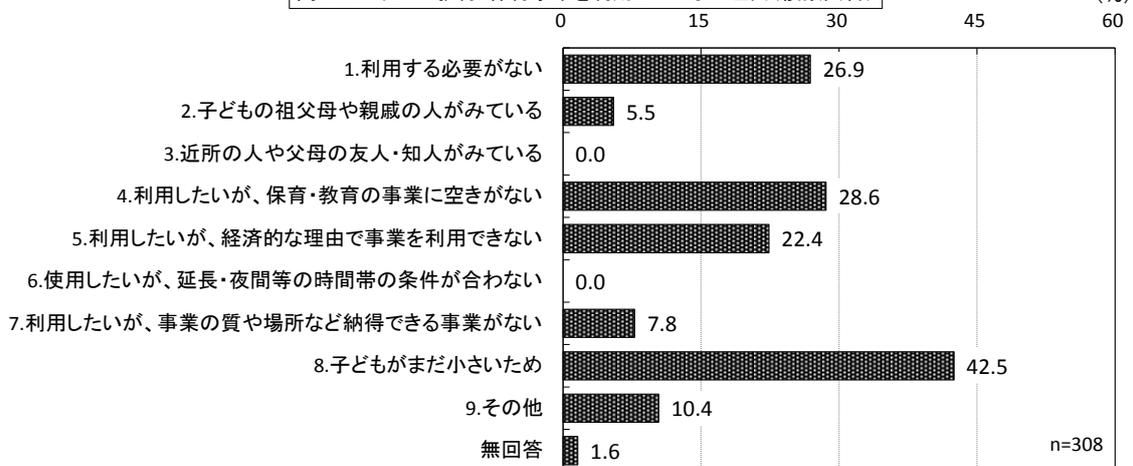
当てはまる番号すべてに○

1. (子どもの教育や発達のために家庭保育等を行っているので) 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の事業(保育所、幼稚園など)に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため( 歳くらいになったら利用しようと考えている)
9. その他( )

教育・保育事業を利用していない理由をみると、「8. 子どもがまだ小さいため( 歳くらいになったら利用しようと考えている)」が4割強(42.5%)で最も多く、次いで「4. 利用したいが、保育・教育の事業(保育所、幼稚園など)に空きがない」(28.6%)、「1. 利用する必要がない」(26.9%)、「5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」(22.4%)などとなっています。

「8. 子どもがまだ小さいため( 歳くらいになったら利用しようと考えている)」の回答者について、利用開始しようと考えているお子さんの年齢をみると、「3歳」が4割強(43.5%)で最も多く、次いで「4歳」(17.6%)、「2歳」(14.5%)などとなっています。

問15-5 平日に教育・保育事業を利用していない理由(複数回答)



【その他の内容】

- ・産休・育休中          ・妊娠中
- ・幼稚園が午前中からしかないと、家での保育は無理をしていないので
- ・病気をした時に預けられる場所がないので今は働けないし、利用できない
- ・利用したいが、手続きの書類を揃えるのに時間がかかる為
- ・利用したいが、祖母同居のため認可保育園の応募基準から外れてしまう
- ・今の子どもの発達を見た時、いきなり大きな集団へ入れるのは子どもの為にならないと思う
- ・子どもが障害を持っており、尚かつ体調面にも若干不安ある為
- ・今後利用しようと検索中

等

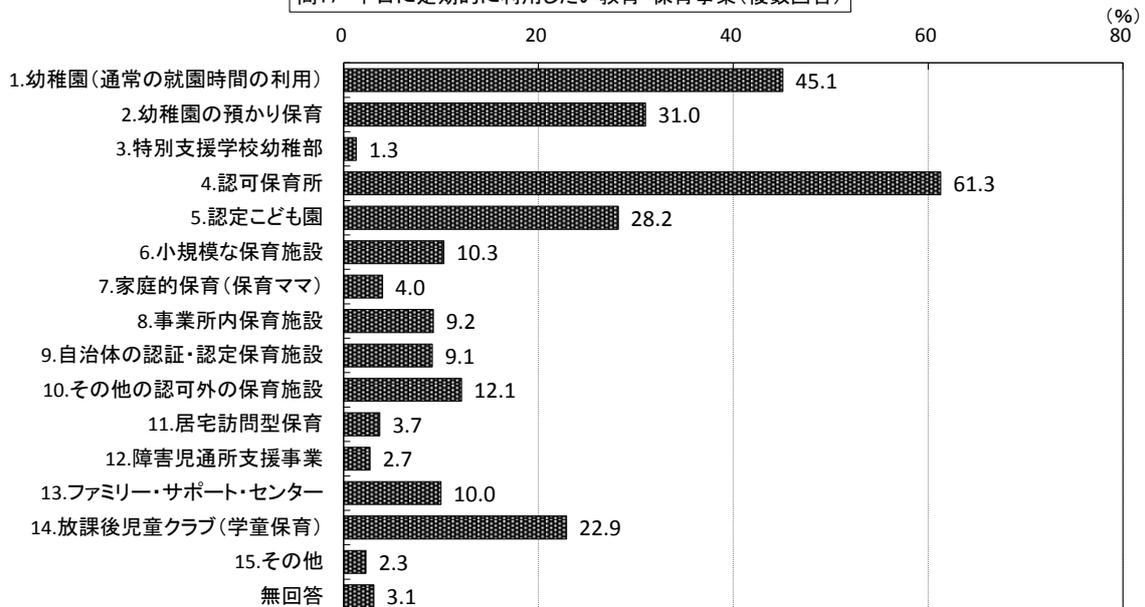
**問17** 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。(事業内容、 事業料金は別紙参照)

当てはまる番号すべてに○

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 特別支援学校幼稚部
4. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた公立保育所・法人保育園）
5. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
6. 小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
7. 家庭的保育（保育ママ）（保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業）
8. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
9. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
10. その他の認可外の保育施設
11. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
12. 障害児通所支援事業（児童発達支援）
13. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
14. 放課後児童クラブ（学童保育）
15. その他（ ）

平日に定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「4. 認可保育所」が6割強(61.3%)で最も多く、次いで「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」(45.1%)、「2. 幼稚園の預かり保育」(31.0%)、「5. 認定こども園」(28.2%)、「14. 放課後児童クラブ（学童保育）」(22.9%) などとなっています。

問17 平日に定期的に利用したい教育・保育事業(複数回答)



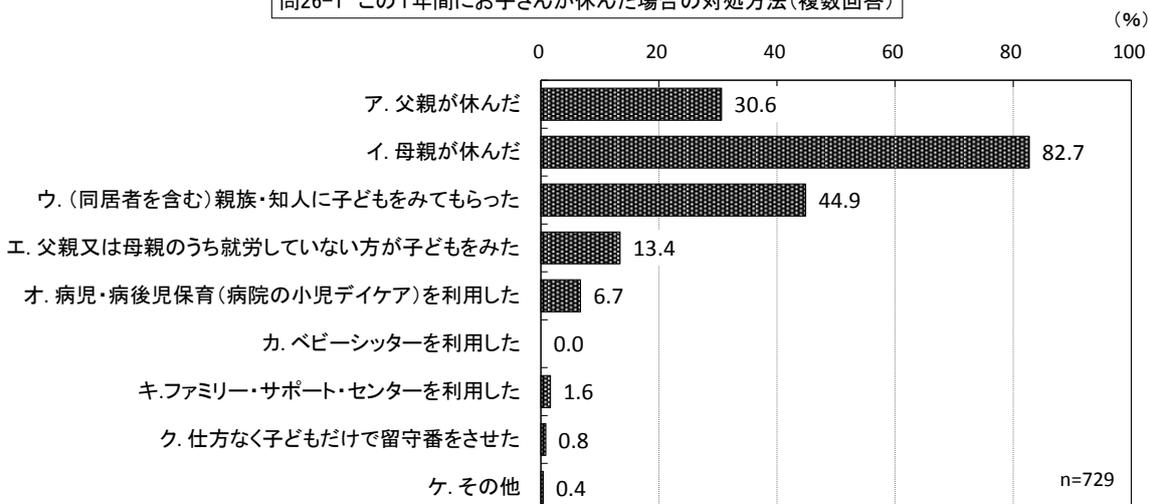
【その他の内容】

- ・病児・病後児保育事業
- ・夜間保育
- ・児童センター、子育て支援センター、広場
- ・土曜・日曜と見てくれる所
- ・習い事と保育が両方できる施設
- ・基地内幼稚園
- ・特になし

等



問26-1 この1年間にお子さんが休んだ場合の対処方法(複数回答)



【その他の内容】

・少しの間、一緒に仕事場へ連れていった

等

宛名のお子さんの不規則的教育・保育事業や夜間の預かり、宿泊を伴う一時預かり等の利用について

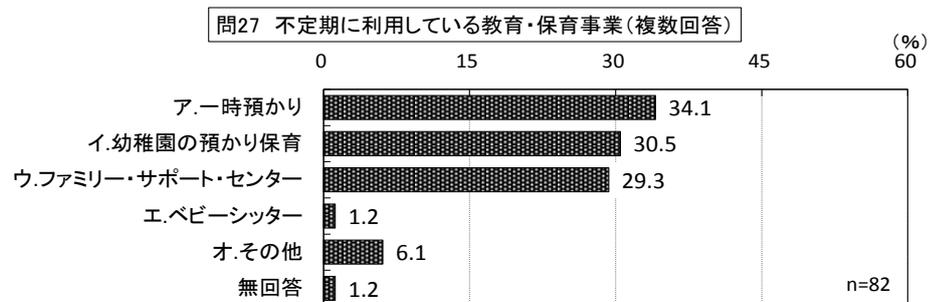
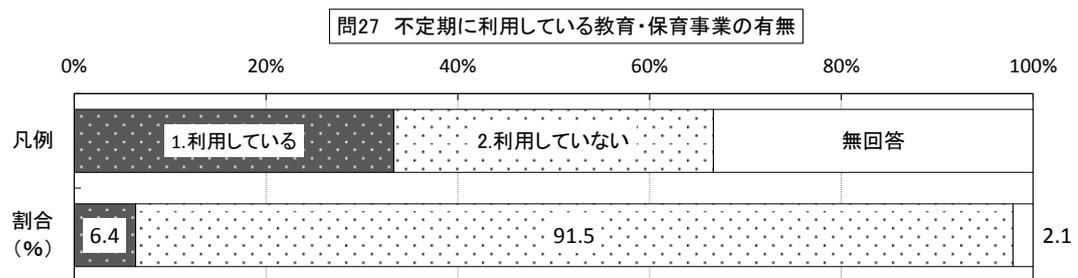
問27 宛名のお子さんについて、日中の定期的な教育・保育の利用やお子さんが病気の際以外に、日中や夜間に私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不規則に利用している(お子さんを預けている)事業はありますか。

利用の有無について「1」または「2」のいずれかに○。「1. 利用している」場合は、利用している事業内容(記号)のすべてに○をつけ、その利用日数(年間)を数字で記入。(数字は一桁に一字)

1. 利用している	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用している事業内容</th> <th>日数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)</td> <td><input type="text"/><input type="text"/> 日</td> </tr> <tr> <td>イ. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不規則に利用する場合のみ)</td> <td><input type="text"/><input type="text"/> 日</td> </tr> <tr> <td>ウ. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)</td> <td><input type="text"/><input type="text"/> 日</td> </tr> <tr> <td>エ. ベビーシッター</td> <td><input type="text"/><input type="text"/> 日</td> </tr> <tr> <td>オ. その他 ( )</td> <td><input type="text"/><input type="text"/> 日</td> </tr> </tbody> </table>	利用している事業内容	日数(年間)	ア. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	イ. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不規則に利用する場合のみ)	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	ウ. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	エ. ベビーシッター	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	オ. その他 ( )	<input type="text"/> <input type="text"/> 日
利用している事業内容		日数(年間)											
ア. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)		<input type="text"/> <input type="text"/> 日											
イ. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不規則に利用する場合のみ)		<input type="text"/> <input type="text"/> 日											
ウ. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)		<input type="text"/> <input type="text"/> 日											
エ. ベビーシッター		<input type="text"/> <input type="text"/> 日											
オ. その他 ( )	<input type="text"/> <input type="text"/> 日												
2. 利用していない													

一時預かり等の不定期に利用している事業の有無をみると、「2. 利用していない」が9割強（91.5%）となっており、ほとんどの回答者が一時預かり等の事業について不定期な利用はしていない状況にあります。

不定期に利用している事業の内容をみると、「ア. 一時預かり」が3割強（34.1%）で最も多く、次いで「イ. 幼稚園の預かり保育」（30.5%）、「ウ. ファミリー・サポート・センター」（29.3%）などとなっています。



【その他の内容】

・小児発達センターの一時預かり

・認可園の夜間保育

等

### (3) 就学児童（小学生）調査

---

- 調査対象：全宜野湾市立小学校の各学年の1クラス
- 調査方法：学校を通じた配布回収
- 調査期間：平成26年1月6日（月）～平成26年1月31日（金）
- 回収状況：

配布数 1,564 件
有効回収数 1,248 件 (有効回収率 79.8%)

## 対象のお子さんの保護者の就労状況について

**問14** 宛名のお子さんの保護者（父母）の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

☑ 母親・父親の両方について、○を1つずつ。

現在の就労状況	(1)母親	(2)父親
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1	1
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2	2
パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	3	3
パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4	4
以前は就労していたが、現在は就労していない	5	5
これまで就労したことがない	6	6

### (1) 母親の現在の就労状況

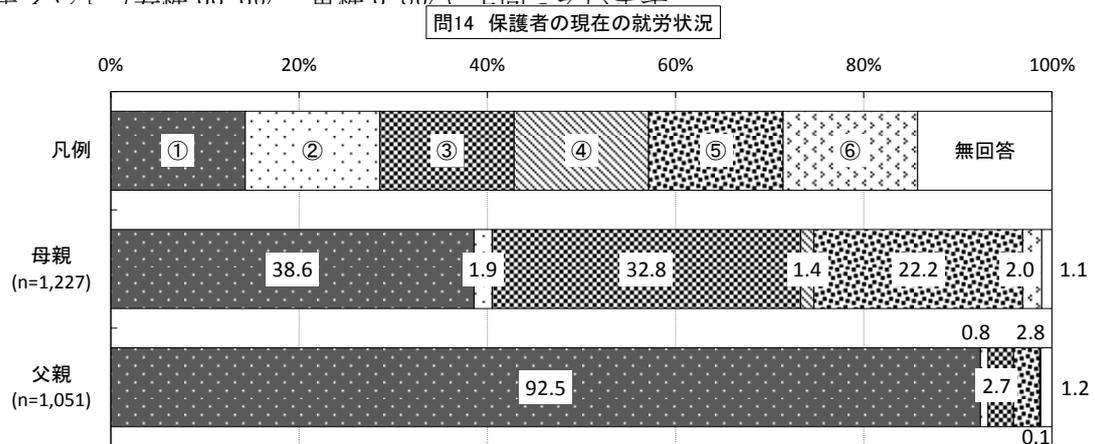
『フルタイムで就労している』（「1. フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「2. フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）が約4割（40.5%）と最も多く、次いで『パートタイム、アルバイト等で就労している』（「3. パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「4. パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）が3割強（34.2%）、「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」が2割強（22.2%）となっています。

### (2) 父親の現在の就労状況

『フルタイムで就労している』が9割強（93.3%）と圧倒的に多く、『パートタイム、アルバイト等で就労している』（2.7%）及び「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」（2.8%）はわずかな割合となっています。

### 【母親と父親の現在の就労状況の差】

父親は母親より『フルタイムで就労している』が52.8ポイント（女性40.5%、男性93.3%）高く、母親は父親より『パートタイム、アルバイト等で就労している』が31.5ポイント（女性34.2%、男性2.7%）、「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.4ポイント（女性22.2%、男性2.8%）上回っています。



- ①フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ②フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ ③パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▩ ④パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▤ ⑤以前は就労していたが、現在は就労していない
- ⑥これまで就労したことがない
- 無回答

問14で「3」、「4」(パートタイム、アルバイト等で就労している)と回答した方にうかがいます。

**問14-2 今後の就労希望についてお答えください。**

 母親・父親の両方について、○を1つずつ。

パートタイム、アルバイト等の方の今後の就労希望	(1)母親	(2)父親
今の就労を続けることを希望	1	1
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	2	2
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	3	3
就労しないで子育てや家事に専念したい	4	4

**(1) (パートタイム、アルバイト等で就労している) 母親の今後の就労希望**

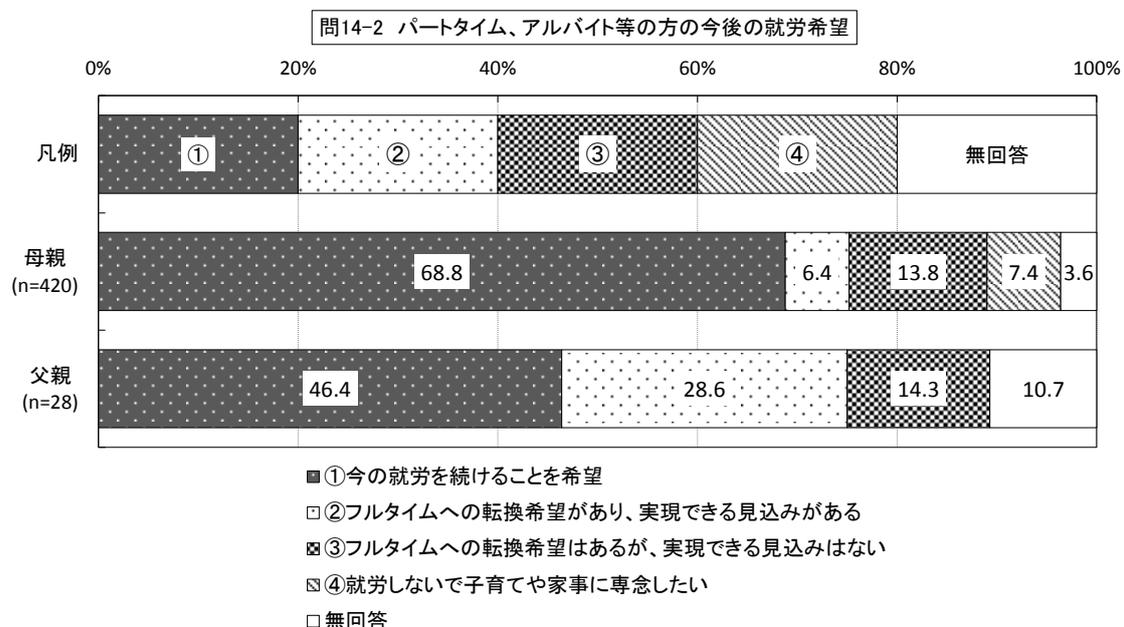
「1. 今の就労を続けることを希望」が7割弱(68.8%)と最も多くなっています。「3. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は1割強(13.8%)、「2. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(6.4%)及び「4. 就労しないで子育てや家事に専念したい」(7.4%)はともに1割未満となっています。

**(2) (パートタイム、アルバイト等で就労している) 父親の今後の就労希望**

父親の母数(回答者数)が少ないためコメントは割愛します。

**【(パートタイム、アルバイト等で就労している) 母親と父親の今後の就労希望の差】**

父親の母数(回答者数)が少ないためコメントは割愛します。



問14で「5」、「6」(現在は就労していない、これまで就労したことがない)と回答した方にうかがいます。

**問14-3 今後の就労希望についてお答えください。**

母親・父親の両方について、○を1つずつ。

就労していない方の今後の就労希望	(1)母親	(2)父親
子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	1	1
1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったところに就労したい 何歳になったら就労したいか、右の欄に数字でご記入ください。(数字は一桁に一字)	2 □□ 歳	2 □□ 歳
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	3	3

**(1) (現在は就労していない、これまで就労したことがない) 母親の今後の就労希望**

「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が4割弱(37.4%)と最も多く、次いで「2. 1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったところに就労したい」が3割強(32.7%)、「1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が3割弱(25.3%)となっています。

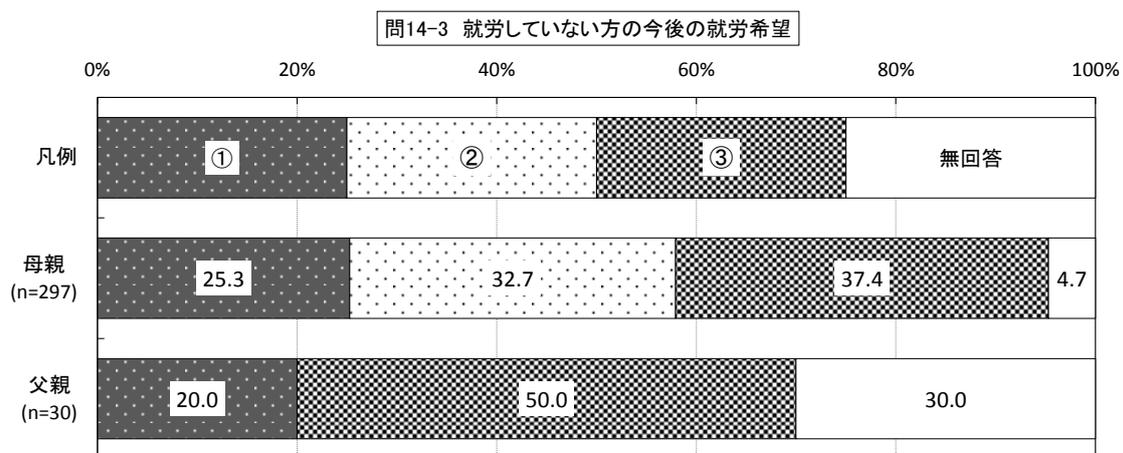
「2. 1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったところに就労したい」の回答者の就労を希望する際の末子の年齢をみると、「9歳以上」が約3割(30.9%)、「7歳」が約2割(19.6%)、「6歳」が1割強(12.4%)と小学生就学以降の就労希望が多いことがうかがえます。

**(2) (現在は就労していない、これまで就労したことがない) 父親の今後の就労希望**

父親の母数(回答者数)が少ないためコメントは割愛します。

**【(現在は就労していない、これまで就労したことがない) 母親と父親の今後の就労希望の差】**

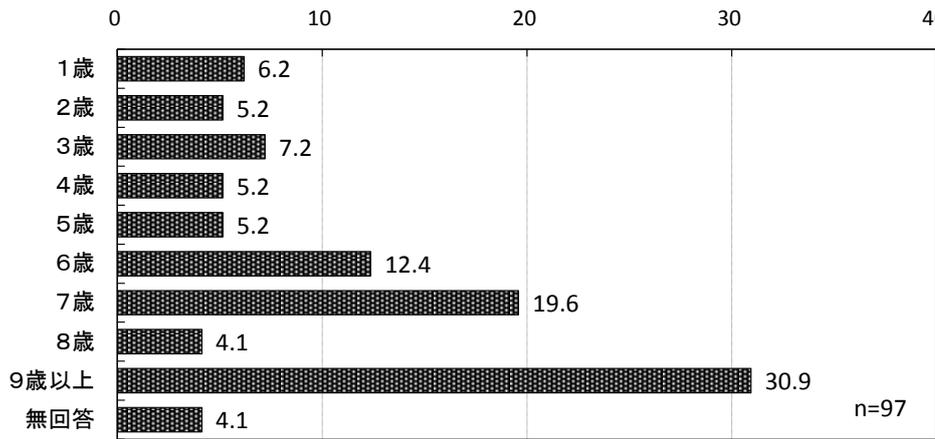
父親の母数(回答者数)が少ないためコメントは割愛します



- ①子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- ②1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったところに就労したい
- ▨ ③すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答

問14-3 就労を希望する際の末子の年齢(母親)

(%)  
40



## 対象のお子さんの放課後の過ごし方について

**問21** 対象のお子さんは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。（事業内容、事業料金は別紙参照）

当てはまる番号すべてに○をつけ、週あたりの日数を数字で記入してください。（数字は一桁に一字）

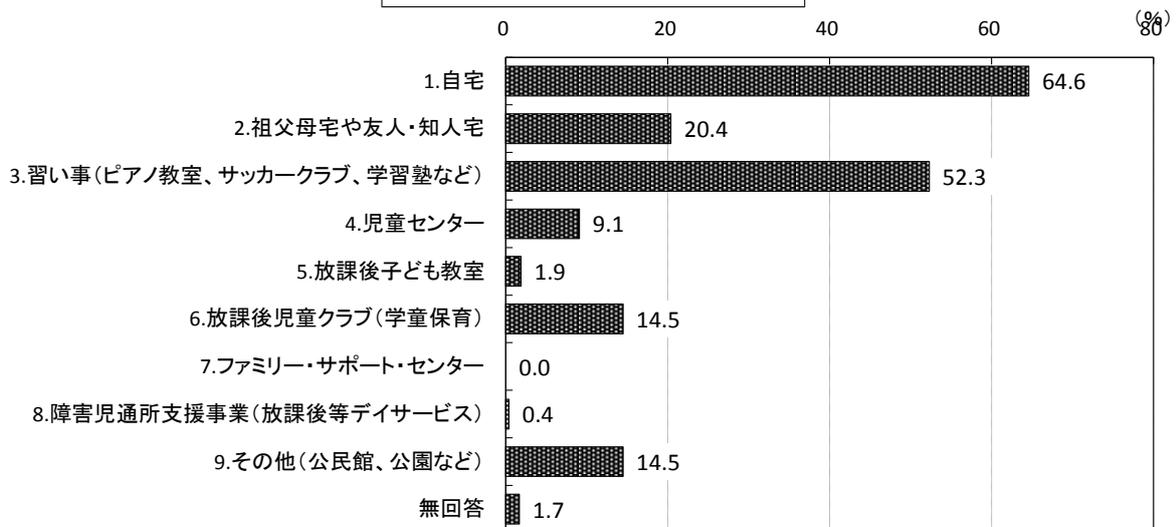
1. 自宅	週 <input type="text"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="text"/> 日くらい
3. 習い事 （ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 <input type="text"/> 日くらい
4. 児童センター <small>注1</small>	週 <input type="text"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 <input type="text"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ（学童保育） <input checked="" type="checkbox"/> 利用を希望する時間もお答えください。	週 <input type="text"/> 日くらい →下校時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="text"/> 日くらい
8. 障害児通所支援事業 （放課後等デイサービス）	週 <input type="text"/> 日くらい
9. その他（公民館、公園など）	週 <input type="text"/> 日くらい

注1) 児童センターで行う放課後児童クラブを利用したい場合は「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に回答。

注) 時間は、(例) 20時までのように24時間制でご記入ください。

お子さんの現在の放課後の過ごし方をみると、「1. 自宅」の6割強（64.6%）に次いで「3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が5割強（52.3%）と多くなっています。「2. 祖父母宅や友人・知人宅」は約2割（20.4%）、「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」（14.5%）及び「9. その他（公民館、公園など）」（14.5%）はともに1割程度となっています。

問21 現在の放課後の過ごし方（複数回答）



問21で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○を付けなかった方にお聞きします。

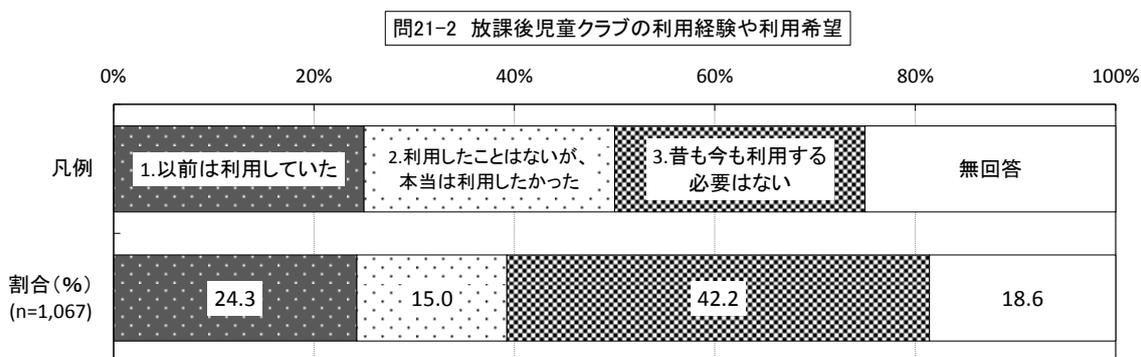
**問21-2** 対象のお子さんについて、放課後児童クラブ（学童保育）の利用経験や、利用希望はありましたか。

○は1つ。「1.以前は利用していた」場合は、何年生まで利用していたか学年を口内に数字でご記入ください。また、「1.利用していた」又は「2.利用しなかった」場合は、希望の日数（週当たり）と時間を数字でご記入ください。（数字は一桁に一字）

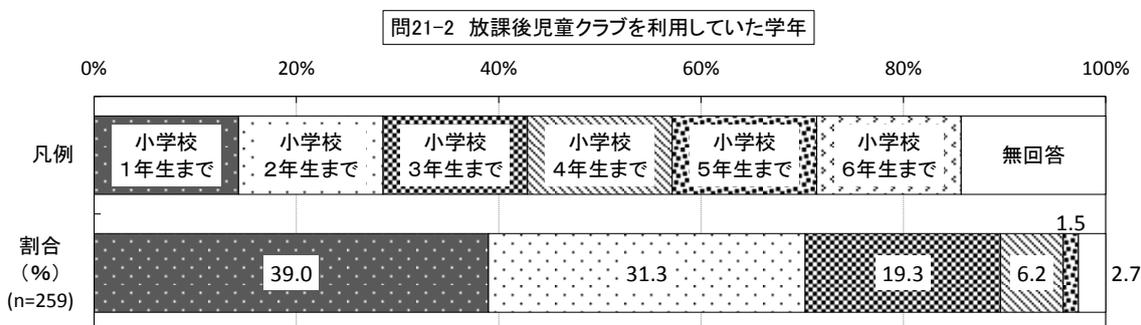
- 1. 以前（年生まで）は利用していた
  - 2. 利用したことはないが、本当は利用しなかった
  - 3. 昔も今も利用する必要はない
- ▶ 本来の希望：週日くらい  
→ 下校時から時まで

注）時間は、必ず（例）時時までのように24時間制でご記入ください。

現在、放課後児童クラブ（学童保育）を利用していない方の利用経験や利用希望をみると、利用経験も利用希望もない「3. 昔も今も利用する必要はない」が4割強（42.2%）と最も多くなっています。「1. 以前（年生まで）は利用していた」は2割強（24.3%）、「2. 利用したことはないが、本当は利用しなかった」は2割弱（15.0%）となっています。



「1. 以前（年生まで）は利用していた」の回答者の利用学年をみると、「小学校1年生まで」（39.0%）及び「小学校2年生まで」（31.3%）が3～4割程度と多く、低学年ほど利用経験が多いことが分かります。



前問で「1. 以前は利用していた」又は「2. 利用したことはないが、本当は利用したかった」に○を付けた方にお聞きます。

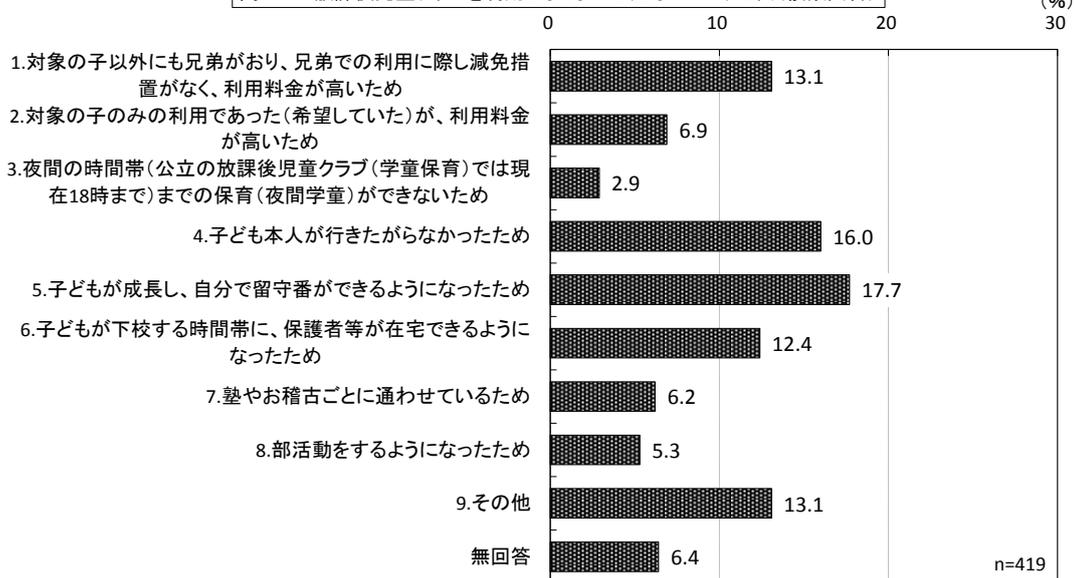
**問21-3 放課後児童クラブ（学童保育）を“利用しなくなった理由”・“利用しなかった理由”として、あなたのお考えに最も近い理由はどれですか。**

☑ ○は1つ

1. 対象の子以外にも兄弟がおり、兄弟での利用に際し減免措置がなく、利用料金が高いため
2. 対象の子のみの利用であった（希望していた）が、利用料金が高いため
3. 夜間の時間帯（公立の放課後児童クラブ（学童保育）では現在18時まで）までの保育（夜間学童）ができないため
4. 子ども本人が行きたがらなかったため
5. 子どもが成長し、自分で留守番ができるようになったため
6. 子どもが下校する時間帯に、保護者等が在宅できるようになったため
7. 塾やお稽古ごとに通わせているため
8. 部活動をするようになったため
9. その他（具体的に： )

前問で、放課後児童クラブ（学童保育）を『利用していた、利用したかった』の回答者の利用しなくなった（しなかった）理由をみると、「5. 子どもが成長し、自分で留守番ができるようになったため」（17.7%）及び「4. 子ども本人が行きたがらなかったため」（16.0%）が2割弱と最も多く、お子さんの意思や成長により放課後児童クラブを利用しなくなった（しなかった）ことが多いことが分かります。続いて、「1. 対象の子以外にも兄弟がおり、兄弟での利用に際し減免措置がなく、利用料金が高いため」（13.1%）や「6. 子どもが下校する時間帯に、保護者等が在宅できるようになったため」（12.4%）が1割強と多くなっています。

問21-3 放課後児童クラブを利用しなくなった（しなかった）理由（複数回答）



【その他の内容】

- 定員オーバーで入れなかった
- 育休等で親が家にいるため
- 利用できることを知らなかった
- 学童保育先が学童保育をやめたため
- 送迎が無かった
- 少し発達障害があったため断られた
- 先生に問題があった
- お兄ちゃんが対象年齢から外れたため、弟も妹も一緒にお稽古事に通わせる事になった
- 近所全ての学童から、途中入所、新一年以外は受け入れないと断られた
- 普天間小学校が預かり（迎えの）対象とする学校ではなくなったため
- 家や学校の近くなかった
- 就労していない為、利用できなかった
- 学童の利用料金で習い事や塾に通わせるため
- 3年生までしか利用できなかったため
- 毎日の弁当が大変。給食付きなら少し高めでも良いのに
- 申し込もうと思ったら期限が過ぎていた
- 年度末ごろに連絡があり、1か月程しか利用が出来なかった為

等

対象のお子さんが小学校低学年（1～3年生）の方にお聞きします。

**問22** 対象のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

 当てはまる番号すべてに○をつけ、希望の日数（週あたり）を数字で記入してください。（数字は一桁に一字）

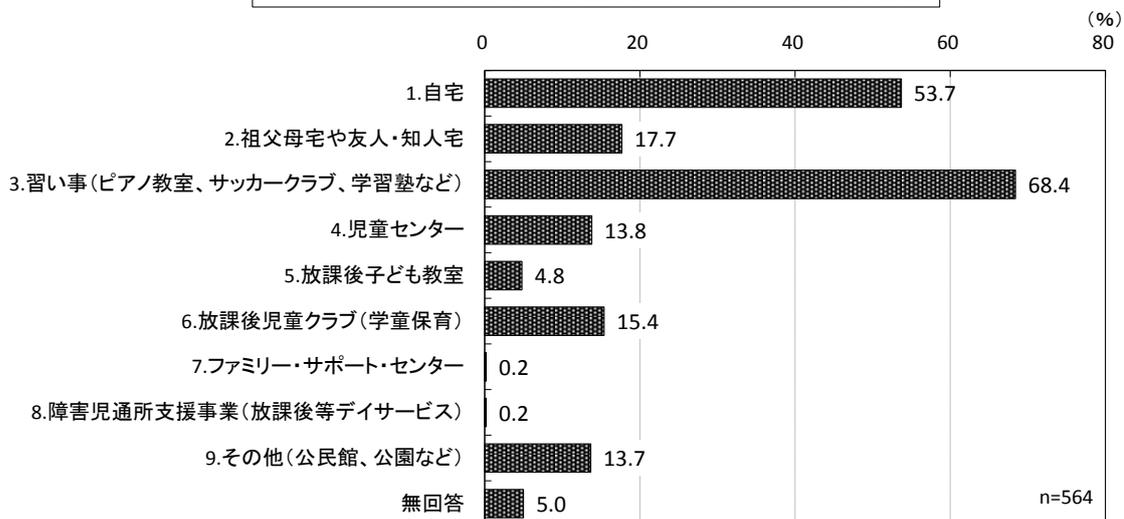
1. 自宅	週 <input type="text"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="text"/> 日くらい
3. 習い事 （ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 <input type="text"/> 日くらい
4. 児童センター <small>注1</small>	週 <input type="text"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 <input type="text"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ（学童保育）  利用を希望する時間もお答えください。	週 <input type="text"/> 日くらい →下校時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="text"/> 日くらい
8. 障害児通所支援事業 （放課後等デイサービス）	週 <input type="text"/> 日くらい
9. その他（公民館、公園など）	週 <input type="text"/> 日くらい

注1) 児童センターで行う放課後児童クラブを利用したい場合は「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に回答。

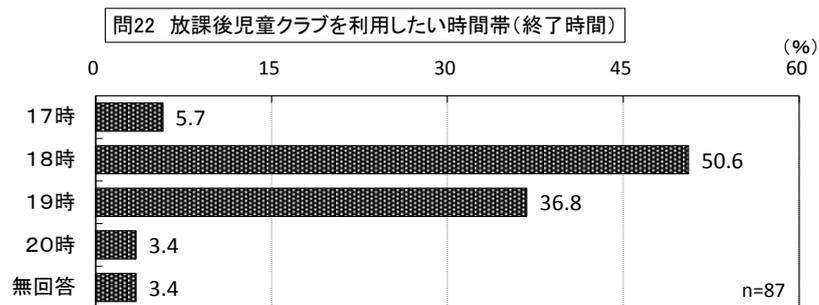
注) 時間は、(例)  時までのように24時間制でご記入ください。

小学校低学年（1～3年生）が小学校高学年（4～6年生）へ進級した場合の望ましい放課後の過ごし方をみると、「3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が7割弱（68.4%）と最も多く、次いで「1. 自宅」が5割強（53.7%）となっています。問21において、低学年の現状として「1. 自宅」で過ごしているという回答が最も多い一方、高学年になったら「3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」をさせたいという方が多い状況にあります。続いて「2. 祖父母宅や友人・知人宅」（17.7%）及び「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」（15.4%）が2割程度、「4. 児童センター」（13.8%）及び「9. その他（公民館、公園など）」（13.7%）が1割程度と多くなっています。

問22 小学校高学年になった場合の望ましい放課後の過ごし方（複数回答）



「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」の回答者の希望する利用終了時間をみると、「18時」までが約5割(50.6%)と最も多く、次いで「19時」までが4割弱(36.8%)と多くなっています。《問21 現在の放課後の過ごし方》で放課後児童クラブを利用していると回答した方と同様に、「18時」までに次いで「19時」までが多く、小学校低学年や小学校高学年に関わらず18~19時の利用希望が高いことがうかがえます。



### 3. 次世代育成支援行動計画（後期）の点検・評価

「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」（計画期間：平成 22～26 年度）の取り組み状況を確認し、次期計画となる本計画へ一部施策を継承することのできるよう、後期計画の点検・評価を行いました。「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」においては、『子どもが、親が地域で生きる喜びを実感できる街ぎのわん』を基本理念に、各種施策を推進してまいりました。基本理念を実現するための 6 つの基本目標を軸に、施策の点検・評価結果を以下に整理します。

#### （1）目標別、次世代育成支援行動計画（後期）の点検・評価

##### 目標 1：地域における子育て支援の充実

- （1）待機児童の解消に向けた多面的な方策の実施
- （2）子育てニーズに対応した多様な保育サービスの充実
- （3）全ての子ども・子育て家庭を応援するネットワークづくり
- （4）児童健全育成に向けた活動の場・取り組みの充実

- ・認可保育所（園）における通常保育事業については、待機児童の解消に向けて保育所（園）の創設や増築、定員の変更等に取り組みました。平成 26 年 4 月の入所児童数は 2,535 人となっており、後期計画策定当初の平成 26 年度の目標値（2,425 人）を達成しています。その一方で、依然として待機児童が多い状況にあります。また、新制度においては定員の運用が厳格化され、定員の範囲内で確保方策を位置づけることが求められています。更に、県の「沖縄県待機児童対策行動指針」等に基づき平成 29 年度迄に待機児童をゼロにすることが求められていることから、保育の受け皿の拡充に向けて新たな方策を立てる必要があります。
- ・延長保育事業については、全認可保育所（園）で実施しています。その内、長時間の延長保育を 1 箇所で行っており、ニーズに応じて今後も事業を継続する必要があります。
- ・一時預かり事業については、本来、保護者の疾病や災害等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急的、一時的な保育を行う事業ですが、緊急時の利用が難しくなっているという状況にあります。今後は、新制度に基づきニーズに応じた確保方策を立てることが求められており、本来の利用目的に対応した事業実施を検討する必要があります。
- ・休日保育事業については、保護者の就労形態の多様化等に伴い休日保育へのニーズは高まっていることから、今後は、先進事例の調査・研究等を行い、実施園の確保に取り組む必要があります。

- ・障がい児保育については、発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあることから、平成 22 年度より常駐の臨床心理士を配置（1 名）し、巡回相談の強化を図ってきました。専門職員の配置により、障がい等に対する保護者の理解や受容、保育所（園）卒園後の幼・小への繋がりが強化される等の効果が見られます。更に、認可・認可外を問わず全保育所（園）を対象に子どもの発達等に関する研修会を行った結果、保育士が発達面で支援を要する子等を把握した際の相談支援が課題であることが共通認識されました。今後は、発達面で支援が必要な子等の早期発見、早期療育へ繋がるよう専門職員が保育所（園）を巡回し保育士の更なる相談支援を行うことが求められています。
- ・病児・病後児保育事業については、市内の医療機関（海邦病院）で実施していますが西側区域の 1 箇所のみで実施しているため東側区域での事業実施が求められています。今後は医療機関だけでなく保育所型の事業展開を検討するなど東側区域での事業実施に向けて実施方法等を検討する必要があります。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、「おねがい会員」の会員数増加により、活動件数（依頼件数）も増加しています。また、「まかせて会員」を対象とした各種講座の内容充実と参加人数も増え、資質向上が図られています。平成 25 年度からはひとり親家庭を対象に本事業の助成券を発行し、ひとり親家庭の子育て支援等に寄与しています。一方、近年は病児・病後児の受け入れに対する要望が高まっており、受け入れ体制の充実等に取り組む必要があります。課題として、「おねがい会員」に比べて「まかせて会員」が少ないことから、「まかせて会員」の会員確保に向けて活動の周知を図る必要があります。
- ・放課後児童健全育成事業については、民設・民営の学童クラブへ補助金を交付し、学童クラブの設置を促進してきました。平成 26 年度現在の民設・民営の学童クラブ数は 26 箇所と後期計画策定当初の平成 26 年度目標である 21 箇所を達成しています。公設・公営の学童クラブについては、平成 22 年度の我如古児童センターの新設により、計 3 箇所となっています。一方、はごろも小学校区は学童クラブが少ないことから、その設置等が課題となっています。
- ・ショートステイ事業については、現在は未実施となっていますが、県内外の事例を参考に、実施に向けて検討を行う必要があります。

## 目標 2：親と子の健康確保

- (1) 母子等の健康の確保
- (2) 医療を受けやすい仕組み等の充実
- (3) 食育等の推進
- (4) 思春期対策の充実

- ・親子健康手帳については、妊娠の届出に合わせて全ての届出者を対象に、保健師又は看護師による面接（問診）を実施後、交付しています。専門職による面接（問診）により、妊娠期の健康管理の重要性を意識づける機会となるだけでなく、支援を要する妊婦を早期に把握し、担当地区保健師へ確実に繋ぐことが出来ています。全ての妊婦を対象に専門職によるきめ細やかな相談・支援を行えていることから、今後もこの取り組みを継続的に行う必要があります。
- ・妊婦健診については、安心して出産を迎えられるよう全妊婦を対象に最大14回迄の公費負担を行っています。今後も受診機会を安定的に提供できるように公費助成に取り組む必要があります。更に、産後の経過を把握し健康管理ができるよう、産婦健診の公費負担についても調査・検討を行う必要があります。
- ・乳児一般健康診査や1歳6ヵ月児・3歳児健康診査については、全対象者への受診勧奨の個別通知、定期的な集団健診等を実施しています。乳児一般健康診査については、未受診者に対して母子保健推進員による受診勧奨を行っていますが、平成25年度の受診率は、乳児一般健康診査（市90.5%・県89.2%）に関しては県平均受診率を上回っていますが、1歳6ヶ月児（市86.4%・県86.9%）、3歳児健康診査（市80.6%・県84.0%）の受診率は下回っています。今後は、保護者への効果的な受診勧奨方法等を検討する必要があります。
- ・ふたば健康相談については、妊婦から乳幼児・思春期までの全般的な健康相談について、保健師や助産師、栄養士等の専門職が対応しています。適宜、臨床心理士による個別相談やその他の支援事業、医療機関等への繋ぎ・受診案内等を行い、育児不安の解消や専門的な支援等に繋がっています。月2回の定期的な実施に加え予約不要となっていることから、利用者も年々増加傾向にあり、継続的な利用者も見られます。現状の利用状況からニーズの高さがうかがえることから、今後も継続的に取り組む必要があります。
- ・妊娠中の生活や母乳栄養について講話や調理実習等を行う「両親学級（こうのとりの倶楽部）」を実施しています。学習内容については、妊婦・出産・産後の注意点を包括的に学ぶことができるよう構成を組んでおり、参加者から概ね好評を得ています。また、土曜日の沐浴実習の開催については父親の参加呼びかけを強化し、父親の参加が増加しています。
- ・食育の推進については、地域ボランティア組織である「（宜野湾市食生活改善推進協議会）萌木の会」が主体となり、健康や食育に関する各種イベント（健康づくり市民大会、食育キャンペーン等）での周知活動、ライフステージ毎の料理教室の開催、保健相談センター内の菜園を活用した幼児への食育活動、ヘルシーメニューレシピ集の作成等を行っています。活動内容がマスコミで紹介されるなど、県内食生活改善推進協議会の中でも活動が活発となっています。その一方で、市民の認知度は低い傾向にあることから、活動の周知を図るとともに各種取り組みへの参加を促進する必要があります。なお、平成26年2月に「宜野湾市食育推進計画」を策定しており、関係課、団体の連携のもと各種取り組みの推進を図っています。

- ・思春期の保健・福祉体験学習については、生命の大切さを知り、自分自身や周りの人々を大切にすることを目的として、市内4中学校各30人程度の中学生を対象に育児学級に参加する生後3～4カ月の乳児を抱っこする体験を行っています。

### 目標3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の充実
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・幼稚園での複数年保育については、平成19年度より2年保育（4～5歳児）を実施しており、平成26年度現在、全9園中9園で2年保育を実施しています。今後は、新制度に基づき3年保育（3～5歳児）の実施が求められることから、2年保育を拡充するとともに、現状のニーズ等を勘案しながら3年保育についても段階的に実施する必要があります。
- ・青少年教育相談指導室（青少年サポートセンター内）では、心因性及び発達課題を抱える児童・生徒、その保護者に対して相談・支援（カウンセリング）を行っています。更に、児童・生徒の学校復帰を目標に適応指導教室との連携を図るなど、適宜、学校や関係機関、地域等との連携を図っています。その連携強化により支援が途絶えていた不登校児の再支援に繋がるなどの状況が見られます。その一方、近年は発達障がい児への支援要請や心理検査依頼が増加傾向にあり、臨床心理士やスクールカウンセラー等との連携が求められています。
- ・小中学校の施設整備については、老朽化に伴う増改築、耐震性の向上等に取り組み、安全で快適な教育環境の向上が図られています。更に、平成26年4月に「はごろも小学校」が開校したことにより、児童数が過大規模となっていた小学校の解消が図られました。
- ・児童・生徒の夜間外出・深夜徘徊等の抑止のため、夜間街頭巡回指導を週に3回程度行っています。市民からの巡回要請場所や公園、コンビニ等を巡回し、主に帰宅指導を行っています。年々指導件数が減少傾向にあり、平成25年度は620件と平成22年度の833件に比べて200件程度減少しています。児童・生徒の健全育成のため、今後も取り組みを継続する必要があります。
- ・学校支援地域本部事業では、地域コーディネーター（生涯学習課に3人配置）が小中学校からの要望に応じて、関係機関（自治会、民生委員、近隣大学等）との連携を図り、各学校へ学校支援ボランティアを派遣する等の取り組みを行っています。

#### 目標 4：安全の確保と子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 交通安全対策の充実
  - (2) 防犯対策の充実
  - (3) 子育て家庭を支える快適な居住環境の整備
- ・交通安全意識の向上を図るため、警察署・宜野湾市地区交通安全協会と市民生活課が連携し、交通安全教室の実施、新1年生への交通安全の絵本等の贈呈、その他啓発活動を行っています。このような取り組みにより、運転者や子ども達の交通事故防止に寄与しているものと思われます。
  - ・住民の自主防犯行動を促進するため、毎月1回の行政事務連絡会において警察署より自治会へ防犯情報等の提供を行っています。学校周辺で不審者が発見された場合等については、学校や教育委員会に寄せられた情報を全自治会等へお知らせし、適宜、防犯対策が図られています。
  - ・市営住宅においては、平成23年度より空き家待ち募集申請時に母子寡婦(夫)及び多子世帯(3人以上の子を扶養する世帯)の優遇措置を行っています。

#### 目標 5：職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 男性の家事・育児への参加促進と男性を含めた働き方の見直し
  - (2) ゆとりと生きがい、家庭生活を支える就労支援の充実
- ・男女共同参画の意識を普及・啓発するため、講座(めぶき「ふくふく」)やパネル展の実施の他、市広報誌やホームページを通して情報提供を行いました。平成26年度には男女共同参画の新たな拠点施設として「男女共同参画支援センターふくふく」が完成し、今後は、その拠点施設での各種取り組みの展開が求められています。
  - ・労働環境の改善を働きかけるため、商工会と連携し市内事業所に対する労働条件改善のための啓発活動を行っています。育児・介護休暇取得や残業時間の短縮、子どもが病気の際には保護者が仕事を休める環境づくり等ができるよう、今後も市内事業所へ労働環境の改善を働きかける取り組みを続ける必要があります。

#### 目標 6：要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

- ・要保護児童対策地域協議会においては、随時、個別支援会議を開催し、関係機関との課題共有と役割分担に努めています。そのうち、虐待リスクの高い児童に関しては、他機関を交えた進行管理会議において、専門的な観点から課題の明確化を図り、具体的な支援に繋げています。進行管理台帳に上がる児童数が増加傾向にあるため、円滑な進行管理の在り方を検討する必要があります。要保護児童とその家庭等への支援を行うため、今後とも要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る必要があります。
- ・育児支援家庭訪問事業については、虐待をはじめ、産後うつ、養育不安等の問題を抱えるなど、児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めています。特にハイリスク世帯において、親族等からの育児に対する協力が得られないことも多いことから、現在実施している養育指導に加え、育児・家事支援等についても実施する必要があります。
- ・ひとり親家庭等の就学前児童の保育所への優先的入所については、点数加算により優先的な入所条件の整備を行っています。ひとり親家庭等の子育てと就労の両立を支援するため、引き続き優先的入所を図る必要があります。また、非婚母子・父子への寡婦控除のみなし適用を継続し、保育所を利用しやすい条件整備に努める必要があります。
- ・ひとり親家庭等への支援を総合的に推進するため、本市では平成24年度に「第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、母子家庭・父子家庭等の自立促進に向けた各種施策を展開しています。今後とも関係機関等との連携のもと、計画を推進する必要があります。
- ・障がい児保育については、全認可保育所（園）で受け入れを行っています。近年は、通常保育での保育所入所児童について発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあり、その対応が求められています。
- ・巡回保育事業においては、障がい児保育の認定を受けた児童の保護者やその保育士を対象に定期的な巡回相談・指導を行っています。入所後に発達面で支援を要する子等であることがわかった児童に対しては十分な対応が難しい状況にあることから、保育所（園）への定期的な相談・支援を行う必要があります。
- ・特別支援教育事業においては、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育相談員の配置、特別支援教育支援員の派遣等を行っています。障がい児支援の充実を図るため、今後とも、園長・校長をはじめ校内委員会や特別支援教育コーディネーターの連携を強化する必要があります。

## (2) 次世代育成支援行動計画（後期）の総括

今日の急速な少子高齢化の進行や核家族化、地域住民の連帯意識の希薄化等により、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は一段と厳しさが増している状況にあります。

このような状況も相まって、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に『宜野湾市次世代育成支援行動計画』（以下「行動計画」という。）の前期計画を策定するとともに、平成22年3月にはその内容を見直して後期行動計画を策定し、子どもからおとな、親まで、健やかに安心して暮らせる地域づくりを総合的に推進してきました。

前期行動計画及び後期行動計画を契機に、行政各課や市民・地域の連携のもと、子どもに関連する総合的・計画的な施策・事業に取り組む機運が醸成され、子どもの健やかな成長を支援するための各種取り組みを実践してきました。

行動計画においては、国が示した7つの領域を踏まえつつ6つの目標を定め、各種施策を位置づけており、概ね計画通りに進められてきたと言えます。一方、行動計画は保育や教育、母子保健、住宅支援、交通環境、要保護世帯への支援など多岐にわたる計画内容となっており、住宅支援や屋外環境整備、交通安全等といった市民全般を対象としている施策領域については、子どもや子育て支援の観点から施策効果が検証しづらい状況も見受けられました。

市の大きな課題である待機児童の解消については、行動計画において受け皿確保のための各種方策を位置づけ、積極的な事業展開を図ってきており、特に、後期行動計画において潜在的な待機児童を見込んだ上で保育ニーズの算定と定員増の方策を位置づけ、その取り組みを積極的に推進してきました。しかしながら、経済状況の変化や女性の社会進出により、就学前児童の保育ニーズの高まりもみられ、受け皿の拡大を上回るニーズ量の増加がみられ、引き続き待機児童の解消が大きな課題となっています。

次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法でしたが、同法の延期に伴い、市町村行動計画についても任意での策定が求められており、今後はその対応を図っていくことと併せ、子ども・子育て支援関連3法に基づいた“子ども・子育て支援”への対応が求められます。そのため、今後の取り組みの方策については、保育ニーズ等を適切に捉え、集中と選択により焦点を絞り、保育等の制度の枠組みの改変に対応した各種方策を適切に位置づけていくなど、新制度への対応を中心に据えながら『宜野湾市子ども・子育て支援事業計画』への位置づけを図っていく必要があります。

「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」に掲げた目標指標と前年度実施のニーズ調査結果を比較し、目標指標の点検を行う予定。



### 第3章 計画の基本的な考え方（総論）

#### 1. 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次の通り掲げます。

##### <基本理念>

**「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」**

本市においては、総合計画の都市像である『市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん』を実現できるよう、子育て支援に関する長期的・総合的な指針として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。

今後においても、時代を担う子ども達の夢と生きる力を育むとともに、子育て世代やこれから子育てをしようとする若者世代が将来に希望を持ち、宜野湾市で子どもを産み育てたいと思えるようなまちにしていくため、「宜野湾市次世代育成行動計画」の基本理念「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できる街 ぎのわん」の考えを継承し、子育て支援の施策を推進します。

## 2. 計画の基本的考え方

子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を踏まえつつ、以下に基本的考え方を示します。

### ○子どもの視点に立ち、主体的な成長を支えるまちづくり

宜野湾市で育つ子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことのできるよう、子どもの視点にたち、子ども・子育て支援の質・量とともに充実させるとともに、家庭、学校、地域等が一体となった子どもの主体的な成長を支える社会基盤づくりに取り組みます。そうした取り組みを通して、家庭を築き子どもを産み育てるといふ希望がかなえられるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちを目指します。

### ○安心して子を産み育て、生きる喜びを実感できるまちづくり

子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできるよう、教育・保育施設を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象とし、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を推進します。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み育て、親も子も生きることの喜びを実感できるまちづくりを目指します。

### ○地域コミュニティの再生によるふれあいのまちづくり

子育て中の保護者が地域及び社会全体との関わり合いの中で、安心して子どもを産み育てることのできるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることのできる地域コミュニティづくりに取り組み、未来を担う全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちづくりを目指します。

### 3. 計画の基本目標

#### 1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

幼児期の教育・保育の総合的な提供をはじめ、本市の課題である待機児童の解消に向けて、計画的に受け皿の確保、質的改善を図ります。また、保護者の多様なニーズに対応できるよう、社会資源・地域資源の有効活用により各種保育サービスや身近な相談支援、子育て家庭が必要とする情報の提供等といった子育て支援サービスの充実を図ります。加えて、学童期の子どもの居場所づくりの充実を図ります。

#### 2. 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

安心して子どもを生み、子どもが健やかに成長していくことができるよう、子どもと保護者に対する健康管理・指導の強化に取り組みます。また、近年は発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあることから、その早期発見・早期支援への繋ぎが行えるよう連携体制の強化に取り組みます。更に、障がい児等やその家族が安心して生活をおくることができるよう、障がい児保育や特別支援教育をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

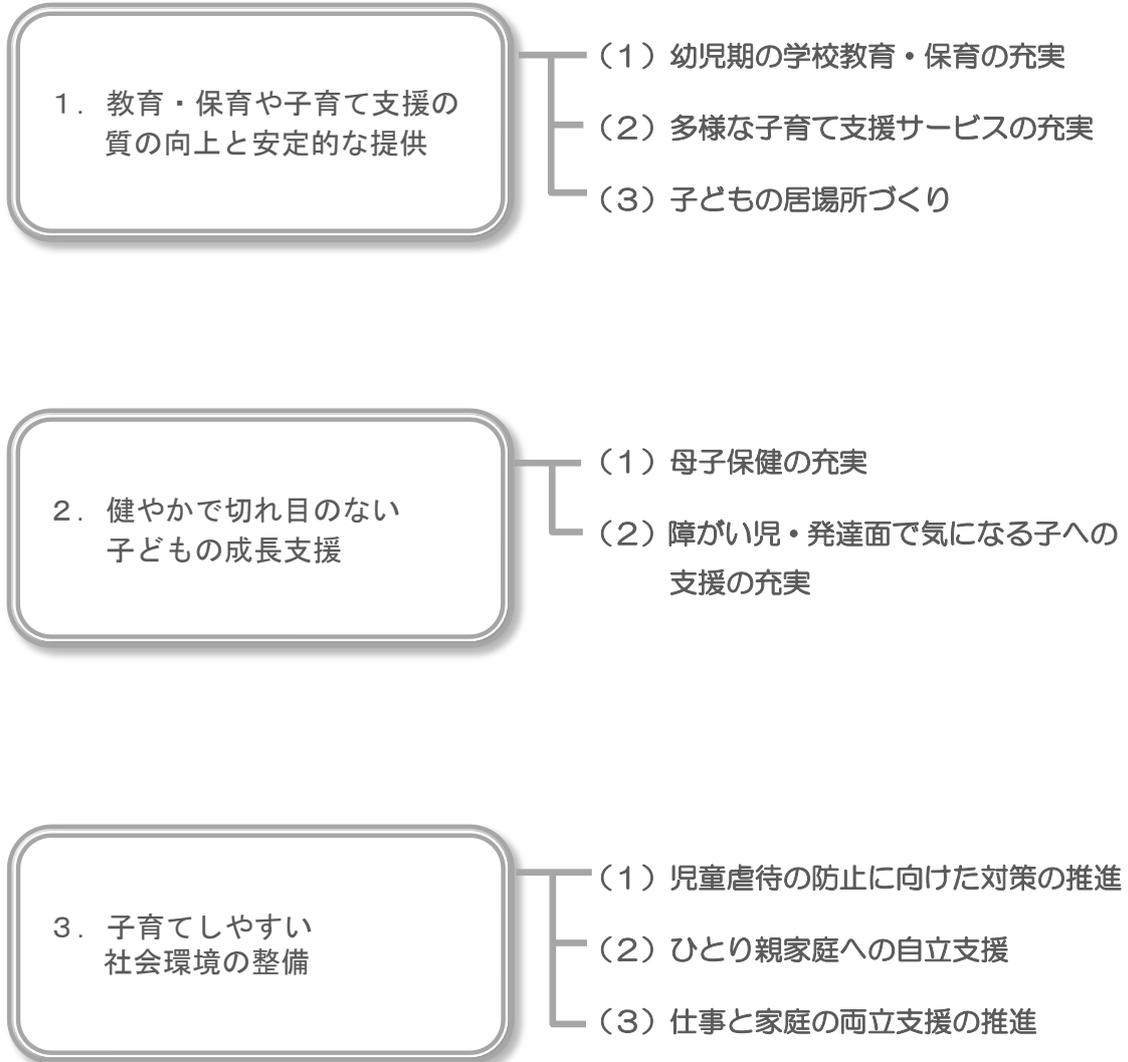
#### 3. 子育てしやすい社会環境の整備

全ての子どもが人権を尊重され健やかに成長することのできるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、虐待の早期発見・早期対応等に取り組みます。また、ひとり親家庭については、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないことから、子育て支援や経済的な支援等を行いその自立をサポートしていきます。更に、各家庭において仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるよう、育児・介護休業法等の周知や企業への労働環境改善の働きかけ等に取り組みます。

#### 4. 施策の体系

##### 《基本目標》

##### 《施策の柱》



## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）

### 1 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

#### 施策体系

#### 1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

(3) 子どもの居場所づくり

### (1) 幼児期の学校教育・保育の充実

#### — 基本的な考え方 —

本市では共働き世帯やひとり親家庭の増加等により保育を必要とする就学前児童が増加し、待機児童解消に向けた方策の抜本の見直しが課題となっています。幼児教育については、先述の通り本県の歴史的な経緯により3～5歳児を対象とした複数年保育については、私立幼稚園に限られているなど幼稚園を取り巻く状況は全国とは大きく状況が異なります。今後は、新制度に基づき幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、教育・保育の質的改善、地域子ども・子育て支援事業の充実等が求められることとなっています。そのため、「第3章子ども・子育て支援法に定める事業計画」に基づきながら、計画的に幼児期の学校教育・保育を推進します。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

#### ① 幼児期の学校教育・保育の総合的な推進【新規】（主管：保育課・指導課）★

新制度に基づき幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、教育・保育の質的改善、地域子ども・子育て支援事業の充実等が求められることとなっています。

その推進にあたっては、教育・保育の提供内容や環境等に十分配慮し、教育・保育の量的・質的向上を図るとともに、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育・保育の提供の要となる幼稚園教諭や保育士等の育成確保、資質向上について合同的に取り組みます。更に、就学前教育から小学校教育への円滑な接続のため、保幼小の連携強化による切れ目のない支援に取り組みます。

## **②2年保育・3年保育の推進（主管：教育委員会指導課）★**

学校教育法における幼児教育の対象年齢は、満3歳から小学校就学前迄とされていますが、沖縄県の幼児教育の歴史的経緯により5歳児を対象とした幼稚園教育が推進されてきました。本市においては、平成19年度より4～5歳児を対象とした2年保育の実施に取り組み、平成26年度現在、全9園中9園で2年保育を実施しています。

今後は、2号認定の保護者が教育或いは保育の希望を選択できるよう、2年保育の拡充を図るとともに、3年保育についても保護者のニーズや現状等を勘案しながら段階的に推進をしていきます。

## **③認定こども園への移行促進等【新規】（主管：保育課）★**

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況に捉われず幼児期の学校教育・保育を一体的かつ連続的に受けられる施設として、新制度においてその普及が期待されています。

本市においても、保育の受け皿の拡充、教育・保育の一体的な提供等の観点から、制度・条例等に関する周知を図り、認定こども園への移行、創設等を促進します。

また、現状等を勘案し必要に応じて公立施設における幼保連携型認定こども園への移行についても検討を行います。

## **④通常保育事業の充実（主管：保育課）★**

保護者の就労や疾病などの理由で、日中家庭内で子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって認可保育所において平日の保育を行う事業です。

待機児童の解消に向けて、既存の認可保育所（園）の定員枠を拡充するとともに、認可外保育施設の認可化移行、認可保育所の創設、増改築・分園設置による定員増を促進し、

保育の受け皿を拡充します。加えて、地域型保育事業の卒園後の受け皿としての役割が期待されていることから、適宜、年齢別定員枠の見直しを行うなど連携施設としての設定等を検討します。更に、保育の提供の要となる保育士不足が全県的な課題となっていることから、沖縄県が取り組む保育士等の育成・確保に関する各種取り組み等との連携を図りつつ、潜在保育士の確保等に取り組めます。

## **⑤地域型保育事業の促進【新規】（主管：保育課、雇用・企業対策室）★**

新制度においては、幼稚園や保育所（園）等の幼児教育・保育施設のみならず、家庭的保育や小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育からなる地域型保育事業を含めた、保育の受け皿づくりが求められています。

今後は、事業計画に基づき幼児教育・保育施設での受け皿の拡充に努めるとともに、地

域型保育事業の実施施設等の確保を図るため、市内の認可外保育施設に対して小規模保育事業への移行を働きかけていくとともに、沖縄県との連携により、家庭的保育者等の養成に努めます。また、市内事業所に対して事業所内保育事業の周知及び実施を促進します。

#### **⑥認可外保育施設への支援の充実（主管：保育課）**

---

認可外保育施設とは乳幼児を保育することを目的とする施設で、認可保育所以外の保育施設を総称したものです。本市では「宜野湾市認可外保育所保育助成金」による認可外保育施設への支援を行っています。

今後も支援を継続していくとともに支援内容の充実を検討していきます。また、新たに認可外保育施設の保育士を対象とした各種研修会を開催し、保育の質の向上に努めます。

#### **⑦私立幼稚園との連携（主管：指導課）**

---

本市には3園の私立幼稚園があり、約200名の市内在住の児童が通園しています。私立幼稚園は、3歳から5歳までの3年保育を基本とし、特色ある豊かな教育を行っています。さらに、保護者のニーズに応じて預かり保育も実施しており、本市の子育て支援充実に寄与しています。

新制度への移行に関しては、各園判断となっており、移行を選択しない場合においても、従来の就園奨励補助制度を継続し、私立幼稚園教育の充実振興を図ります。

また、私立幼稚園と公立小学校、行政等との連携を推進して参ります。

## (2) 多様な子育て支援サービスの充実

### — 基本的な考え方 —

核家族化の進展や女性の社会進出、就労形態の多様化、地域の連携意識の希薄化等により、子育てを取り巻く環境に変化が生じています。そのような中、休日保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施等の多様な保育サービスの充実が求められています。子育て中の全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域人材や各種資源等の活用・協力のもと、相談や情報提供、交流の場づくり、支え合いの仕組み等の充実を図ります。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

### ①延長保育事業の充実（主管：保育課）★

保護者の就労時間・勤務時間等やむを得ない事情のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする乳幼児について、保育時間を延長する事業です。現在、全保育所で実施しています。うち1箇所では長時間の延長保育、それ以外の保育所では1時間の延長を行っています。

現在の入所児童のニーズ分については充分に対応できていることから、これまで通り実施していくとともに、新設保育所においても実施を図ります。また、長時間の延長保育については、東側区域に1箇所のみとなっており、今後も継続実施に取り組みます。

### ②休日保育事業の実施（主管：保育課）

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない乳幼児を、保育所において保育する事業です。本市では未実施となっていますが、保護者の就労形態の多様化等に伴い、本事業へのニーズは高まり、就労支援のために必要なサービスとなっています。

今後は、先進事例の調査・研究等に取り組み、その成果等を保育所（園）へ周知し、実施園の確保及び事業実施に向けた調整等に取り組みます。なお、本事業の実施にあたっては、真に必要でない保護者が利用するといった安易な利用につながらないよう、適正なサービス利用を促進します。

### ③一時預かり事業の充実（主管：保育課）★

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業です。現在4箇所では実施していますが、利用が多く予約待ちの状態となっており、本事業の目的である緊急時の一時的な利用が困難な状況が見られません。

今後とも一時預かり事業の継続実施を図るとともに、NPO法人による実施も含めて実

施設数の増加を検討し、緊急時等の一時的な利用が可能となるよう本事業の充実に取り組みます。

#### **④幼稚園における預かり保育の継続実施（主管：教育委員会指導課）★**

保護者の就労や、やむを得ない事由により午後の保育が必要な園児について、引き続き幼稚園で午後の預かりを行う事業です。本市では、市内全園（9園）で実施しています。5歳児の就園率が顕著な本県の特殊事情により、預かり保育を利用する保護者が多くなっていますが、スペースと人員配置の兼ね合いで各園20名定員となっています。

平成27年度から、5歳児の預かり保育の定員撤廃、4歳児の短期預かり受け入れ等を行っていきませんが、今後は時間延長等も視野に入れ、検討していきます。

#### **⑤地域子育て支援拠点事業の充実（主管：保育課）★**

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助や、親子が自由に遊べる場を提供するなど、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。本市では、8箇所で開催しており常連も多く利用者は増加傾向にあります。

支援を必要としている方や引きこもりがちな世帯への情報提供の充実・利用促進につながるよう、地域に出向いての活動実施に努めるなど、取り組みの強化、周知の拡充を図りながら引き続き事業を実施します。具体的には、宜野湾市社会福祉協議会が市内6箇所の公民館で開催している子育てサロンと連携していくなど、地域との協力体制のもと取り組みます。

#### **⑥利用者支援事業の充実【新規】（主管：保育課）★**

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て新事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。本市においては平成25年度より子育て相談嘱託員（嘱託）を配置しています。認可保育所（園）の待機児童となっている保護者の状況や希望等をうかがい、認可外保育施設や保育サービス等の情報提供、マッチング等の取り組みも始めています。

今後とも、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援のみならず、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の地域連携に取り組む「基本型」の利用者支援事業を実施します。

### **⑦ファミリー・サポート・センター事業の充実（主管：保育課）★**

地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、就労や学習活動など女性の社会参加活動を推進するとともに、子育てに不安や悩みをもつ保護者への支援を行う事業です。本市では、会員数（まかせて会員・おねがい会員・どっちも会員）、活動件数（依頼件数）ともに増加傾向にあります。また、定例会やリフレッシュ講座、交流会等の各種行事を実施し会員間の交流を深めることにより、地域子育ての役割がより強固なものとなるよう努めております。病児・病後児の預かり等も行っていますが、ニーズが高く受け入れ体制の充実に取り組む必要があります。更に、ひとり親家庭の子育て支援に繋がるよう、ひとり親家庭等を対象に助成券を発行し利用料の負担軽減を図っています。

今後とも、子育て支援機関とのネットワークや各種広報活動を通して、市民へ幅広く周知を図るとともに、「まかせて会員」会員の確保、利用促進に努めます。ひとり親家庭への助成券発行についても継続的に実施します。病児・病後児の預かり等については、各種スキルアップ講座等の実施や、受け入れ体制の構築に取り組みます。

### **⑧病児・病後児保育事業の充実（主管：保育課）★**

疾病中の児童（おおむね 10 歳未満）について、保護者が労働等により家庭で保育することに支障がある場合に病院等において保育を行う事業です。現在、西側区域の 1 箇所を実施しています。

今後とも継続的な事業実施に取り組むとともに、保育所における病後児保育等の体制構築について検討します。

### **⑨子育て短期支援事業の実施（主管：児童家庭課）★**

保護者の就労や疾病等により、一時的に家庭で養育することが困難になった児童に対して、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の 2 つの事業形態があります。

本市には宿泊に対応できる施設がなく、未実施となっています。母子生活支援施設（母子寮）の施設整備と合わせた本事業の実施に向けて、調整を図ります。

### **⑩認可保育所の地域活動事業の推進（主管：保育課）**

地域に開かれた社会資源として、認可保育所の機能について地域住民の需要に応じて園庭開放や行事への参加、育児講座、育児相談等を行う事業です。本市では現在全ての認可保育所で地域活動事業を実施しており、各保育所の創意工夫や地域との連携のもと、高齢者との交流といった各種取り組みを行っています。

今後とも継続実施を図るとともに、各種地域資源との連携促進により世代間交流等の充実に努めます。

#### **⑪幼稚園における施設開放等の推進（主管：教育委員会指導）**

市内の公立幼稚園においては、子育て支援と併せて幼稚園教育への理解を育むため、未就園児を含めた親子が気軽に遊び、また子育ての情報・交流を行う場の提供を行っています。

今後とも、未就園児の親子を含めた地域の子育て支援を図るため、ともに活動できる雰囲気づくりに努めるとともに、施設や機能の開放を継続します。

#### **⑫子ども・子育て支援の情報提供【新規】（主管：保育課、健康増進課）**

宜野湾市ホームページや市広報誌等を通して、子育てに関する各種情報を掲載しています。今後は、新制度に基づき本計画において、子ども・子育て支援が総合的に推進されていくことから、子ども・子育て支援に関する保護者への情報提供等を重点的に取り組む必要があります。また、子育て中の家庭の応援本として市独自の子育て情報誌「子育て応援本ぽけっと」を発行しています。市内の各種資源やサービスといった必要な情報を厳選・掲載し、親子健康手帳交付時の配布をはじめ、本庁総合案内や関連部署等にも設置し、必要とする方へ無料で提供しています。

今後とも、宜野湾市ホームページや市広報誌等を通して、子ども・子育て支援に関する各種情報提供に取り組めます。子育て情報誌「子育て応援本ぽけっと」についても、継続的に発行し、配布を行います。

### (3) 子どもの居場所づくり

#### — 基本的な考え方 —

本市では児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後ともその充実を図る必要があります。そのため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後等の居場所づくりの充実に努めます。また、児童等の健全育成にかかわる地域団体の育成を進めます。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

#### ①児童センターの充実（主管：保育課）

児童センターは、健全な遊びを通して児童の情操を豊かにし、健康増進を図るとともに、異年齢児童との交流等や多様な経験を積みながら健全育成をめざす施設です。平成 22 年度に我如古児童センターが完成し、中学校区に 1 箇所の配置が実現しています。

今後においては、小学校区に 1 箇所の配置を目標に整備を進めていきます。また、児童厚生員の技能の蓄積と安定した体制づくりを図り、活動内容を充実していくとともに、家庭、学校、地域との連携体制構築に努めます。加えて、児童センターの地域組織活動（母親クラブ等）の育成を支援し、地域の子どもの健全に育てる拠点としての役割を担っていきます。

#### ②児童健全育成巡回事業「じゃんけんぼん」の継続実施（主管：保育課）

児童センターの利用が困難な地域を移動児童館「じゃんけんぼん」が巡回し、児童厚生員等が遊びの支援や指導等を行う事業です。地域の要望に応じて巡回場所を増やし、利用人数も増加傾向にあります。

児童センターが 5 箇所配置されていますが、利用が困難な地域もあることから、今後も継続的に実施し、より一層の事業内容の充実に努めます。

#### ③放課後児童健全育成事業の推進（主管：保育課）★

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象として、その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。平成 26 年 12 月現在、学童クラブが 26 箇所あり平日及び長期休業期間に運営しています。

今後は、新制度に移行するにあたって運営基準を定めることで、より質の高い放課後児童クラブの運営を促進していきます。加えて、利用ニーズに応じて定員増等を働きかける

など、本計画に基づき受け皿の確保に努めます。また、平成 27 年度から本事業の対象児童が小学校 6 年生にまで拡充されたことを受けて、その周知に取り組むとともに利用を促進します。開所時間に関して、民営の放課後児童クラブが開所時間延長を実現していることから、公営のクラブについては、保護者の就労状況等について調査し、開所時間延長を検討します。

更に、「放課後子ども総合プラン」が掲げる方針に基づき、平成 31 年度末までに全ての小学校区において余裕教室やその他公的施設等を活用するなどして放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、或いは連携して実施することを検討します。

具体的には、教育委員会と学校関係者らが地域の実情に即した活動などを検討する「放課後子ども教室運営委員会」に福祉部局の職員が新たな構成員として関わりを持つことや、放課後子ども教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員が共同でプログラムを企画するなどして、教育・福祉の情報を共有する場を作り連携強化を図ります。そして、学校現場に対して当該プランの有用性等について説明し、理解を得ることで事業推進を目指していきます。

#### **④放課後子ども教室の継続実施（主管：教育委員会生涯学習課）**

全ての児童を対象に、放課後や週末に学校の余裕教室や社会教育施設、公的施設等を活用して、地域の大人たちが学習支援やスポーツ・文化活動などの体験活動を通じた子どもの居場所づくりをもって、地域参画及び交流を図っていく事業です。本市では、学校の余裕教室や公民館等を拠点とした 3 か所で住民の参画のもと本事業を実施しています。

今後も本事業を継続的に実施するため、「学校支援地域本部事業」とも連携し、地域人材の活用や新たな活動メニューの実施を促進します。

現状、3 小学校区において放課後子ども教室を実施しているが、「放課後子ども総合プラン」が掲げる方針に基づき平成 31 年度末までに全ての小学校区において余裕教室やその他公的施設等を活用するなどの形で整備するとともに、放課後児童クラブとの一体的、或いは連携した実施を検討します。

具体的には、地域の実情に即した活動などを検討する「放課後子ども教室運営委員会」に福祉部局の職員が新たな構成員として関わりを持つことや、放課後子ども教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員が共同でプログラムを企画するなどして、教育・福祉の情報を共有する場を作り連携強化を図ります。そして、学校現場に対して当該プランの有用性等について説明し、理解を得ることで事業推進を目指していきます。

## 施策体系



## (1) 母子保健の充実

## — 基本的な考え方 —

近年、若年妊娠や高齢出産が増加傾向にあり、母体の健康管理を含めて母子の保健対策の充実が求められています。そのため、妊婦一般健診等及びこんにちは赤ちゃん事業を通して、母子の健康づくり等を支援します。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

**①妊婦健診等の推進（主管：健康増進課）★**

妊婦が自身の健康状態と胎児の成長を把握し、健康管理をしながら安心して出産を迎えることができるよう、全妊婦を対象に妊婦健診の公費負担を行う事業です。妊婦健診は妊婦週数に応じた基準から、少なくとも計14回程度の受診が望ましいとされています。

今後とも、国・県の動向をうかがいながら公費負担の適正な実施（計14回程度）に努めるとともに、早期の妊娠届けの励行を促進し、妊婦健診の受診勧奨に取り組みます。更に、産後の経過を把握し健康管理ができるよう、産婦健診の公費負担についても調査・検討を行います。

**②こんにちは赤ちゃん事業の推進（主管：健康増進課／関連課：児童家庭課）★**

生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行う事業です。母子保健推進員が対象家庭を訪問し、支援を要する家庭を把握した場合は適宜、他のサービス提供へ繋ぐなど育児家庭の孤立化の未然防止、乳児の健全な育成環境の確保に取り組んでいます。

今後とも、事業の推進を図るとともに、親子健康手帳交付時等に事業の周知を行い、円滑な訪問実施を図ります。また、訪問を行う母子保健推進員のスキルアップに努めます。

## (2) 障がい児・発達面で気になる子への支援の充実

### — 基本的な考え方 —

障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、障害児保育や特別支援教育の充実をはじめ、各種サービスの活用等による放課後等の居場所の確保を図ります。また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関連機関等の連携により発達障がい児に対する支援の充実に取り組みます。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

### ①障がい児保育の推進（主管：保育課）☆

保育に欠け、かつ心身の中・軽度の障がいを有し集団保育が可能で日々通所（通園）できる児童を認可保育所にて行う保育事業です。本市では全ての認可保育所で障がい児保育事業を実施していますが、必ずしも地域の保育所を利用できない状況もみられます。また近年では、通常保育での保育所入所児童について、発達面で支援が必要な子等が増えてきており、対応の充実が必要となっています。

今後とも、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所で保育を受けられる環境づくりに務めます。

### ②育ちの支援に関する施策の充実（主管：健康増進課）☆

発達に不安や課題のある乳幼児については、1歳6ヵ月健診等での把握とともに、臨床心理士との発達相談を促すことで早期発見・早期対応に努めています。また、「のびっこ親子教室」では、公立・私立認可保育所の保育士も関わる中、発達年齢を考慮した丁寧な対応により親子の愛着形成・社会性の構築・保護者の相談支援を行っております。

今後引き続き対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

### ③「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の推進（主管：障がい福祉課）☆

児童発達支援は、未就学の障害児を障害児通所支援事業所等に通わせて、「療育」と呼ばれる日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供するサービスで、放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に療育を提供するサービスです。いずれも民間のサービス提供事業所が市内外にあり、利用者が選択できるようになっています。

今後とも、本事業の継続実施を図ります。また、宜野湾市にある児童発達支援事業所「愛

育園」については、障がいの早期発見につながる母子保健事業や障がい児保育と連携し、障害児支援の一翼を担う重要な支援事業所となっております。  
課題としては、未就学児の療育を担う児童発達支援事業所が市内に少なく、ニーズを満たせていない現状があるため課題解決に努めます。

#### **④巡回保育事業の推進（主管：保育課）☆**

外部の臨床心理士による保護者や保育士への定期的な相談・指導を実施しています。宜野湾市障がい保育審査委員会で障がい児保育の認定がされた児童について対応していますが、入所後に発達面で支援を要する子等であることがわかった児童に対しては十分な対応が難しい状況にあります。

今後は、障がい児保育の認定を受けた児童の保護者やその保育士を対象とした定期的な巡回相談・指導だけでなく、保育所（園）への定期的な相談・支援に取り組みます。更に、発達面で支援が必要な子等の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

#### **⑥特別支援教育事業の充実（主管：教育委員会指導課）☆**

学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育相談員の配置、特別支援教育支援員の派遣等を図っています。

また、市内小中学校間の交流を図るため、各校の特別支援学級の児童・生徒が一同に集まったの宿泊学習やスポーツ大会の実施で相互親睦を図るなど、教育活動の活性化を図っています。

今後とも特別支援教育事業を推進し、発達障がい児への支援充実を図ります。校長のリーダーシップのもと、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るなど、支援体制の充実に努めます。また、障がい児等のためのヘルパーの増員を行い、発達障がい児への支援充実を図ります。

#### **⑦児童センター等における障がい児の受け入れ（主管：保育課）☆**

児童センターにおいては、障がいのある児童も利用しており、適切な対応に努めています。児童の健全育成を目的とする児童センターは、地域のすべての児童が自由に利用できる施設です。

障がいの有無に関わらず、身近な場所を利用し共に学び、遊ぶことを通して互いに尊重しあい成長していくことに繋がります。

今後とも、児童に限らず地域の様々な人々が交流する施設として児童センターを位置づけ、引き続き障がい児の利用、受け入れ促進に努めていきます。

### **⑧放課後児童クラブ（学童クラブ）における障がい児の受け入れ（保育課）☆**

児童センター併設の学童クラブ3箇所及び民間の16箇所の学童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行っています。発達面で支援が必要な子等の受け入れについては対応が課題となっています。

今後とも障がい児の受け入れ体制を整備するとともに、保健師、臨床心理士等の専門職及び家庭、学校等と連携し、発達面で支援を要する子等への対応についても充実を図ります。

### **⑨「日中一時支援事業」の推進（主管：障がい福祉課）☆**

障がい児・者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護者の負担を軽減する一時的な休息のためのサービスです。市内外のサービス提供事業所が登録しサービス提供を行っています。

今後とも日中一時支援事業の継続により利用者・障がい児の保護者の支援を図ります。

### **⑩相談・情報提供体制及び支援ネットワークの充実（主管：障がい福祉課）☆**

本市では、障がい福祉課への障害者相談員の配置、相談支援事業所3箇所への委託、地域自立支援協議会の推進により、相談・情報提供体制の充実、支援のネットワークの体制づくりを図っています。

今後とも関係機関等との連携を図りながら相談・情報提供体制の充実を図ります。また、発達障がい児について、各発達段階（ライフステージ）で支援が途切れることのないよう、宜野湾市地域自立支援協議会の実務者連絡会議である「発達障害児・者関係機関連絡会議（通称：つながり）において連携を図っていきます。

## 施策体系

## 3. 子育てしやすい社会環境の整備

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

(2) ひとり親家庭への自立支援

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

## (1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

## — 基本的な考え方 —

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。特に、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものです。

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細かな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク家庭へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

**① 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進（主管：児童家庭課）★**

本市では平成 17 年度から育児支援家庭訪問事業を行っており、虐待をはじめ、産後うつ、養育不安等の問題を抱えるなど、児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めています。特にハイリスク世帯において、親族等からの育児に対する協力が得られないことも多いことから、現在実施している専門的相談支援に加え、育児・家事援助についても実施する必要があります。

今後とも「こんにちは赤ちゃん事業」との連携を図る中でハイリスク世帯の掘り起しや事業の周知に努めます。また、訪問支援者として専門的相談支援を行う育児支援家庭訪問指導員に加え、育児・軽微な家事を支援する子育てOBやヘルパー等の導入を検討していきます。

## **②要保護児童対策地域協議会の充実（主管：児童家庭課）★**

本市では、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議（3部会で構成）を定期的を開催し、関係機関との円滑な連携・協力を確保するとともに児童虐待防止の啓蒙啓発活動に取り組んでいます。また、個別支援会議を随時開催し、関係機関と支援を必要とする児童について、課題共有と役割分担に努めています。そのうち、虐待リスクの高い児童に関しては、他機関を交えた進行管理会議において、専門的な観点から課題の明確化を図り、具体的な支援につなげています。

今後とも要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、啓蒙啓発活動を強化し、個別支援会議及び進行管理会議の定着に向けた取組みを引き続き行うとともに、進行管理台帳に上がる児童数の増加に対応するため、円滑な進行管理の在り方や事務局体制について、検討していきます。

## **③虐待のある家庭等に対する対応の充実（主管：児童家庭課）☆**

虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼といった対応を図っています。本市を所管するコザ児童相談所に一時保護所が設置されたことにより、要保護児童の支援の円滑化につながっていますが、依然として一時保護等のニーズは高く、対応の充実について県等に働きかけていくことが求められます。

今後とも、要保護児童への支援状況をみながら沖縄県への働きかけを行うなど、関係機関と連携を図りながら、虐待のある家庭等に対する対応の充実に努めます。

## **④家庭児童相談室における児童相談の充実（主管：児童家庭課）☆**

家庭児童相談室では家庭相談員を4名配置し、子どもの相談全般に対応しており、適宜、コザ児童相談所や保育所、学校、民生委員・児童委員、警察等といった関係機関や要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら課題解決に向けて取り組んでいます。相談件数は増加傾向にあり、虐待等といった家族関係に起因する内容が多い状況にあります。

今後とも家庭児童相談室の広報啓発を行うとともに、家庭児童福祉主事を増員するなど、家庭児童相談室の機能強化を図り、相談対応の充実及び課題解決に努めます。

## (2) ひとり親家庭への自立支援

### — 基本的な考え方 —

本市においては、離婚率の上昇を背景に、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に必要な情報を提供するなど就労や子育てのサポートを行い、自立支援を図ります。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

### ①ひとり親家庭自立促進計画の推進（主管：児童家庭課）☆

本市では平成 24 年度に「第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、母子家庭・父子家庭等の自立促進に向けた各種施策を推進しています。

今後とも関係機関等との連携のもと、計画の推進を図ります。

### ②母子及び父子家庭等医療費助成の推進（主管：児童家庭課）☆

母子・父子家庭等の児童とその父母、及び父母のいない家庭の児童の入院または通院による治療に際し、医療費の一部を助成する事業です。

今後とも助成事業の継続実施を図ります。

### ③児童扶養手当支給への適切な対応の実施（主管：児童家庭課）☆

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する事業です。

児童扶養手当受給 5 年経過等受給者に対し、減額支給制度の周知徹底と必要な手続き勸奨を図るとともに、自立に向けた各種支援施策へ繋げていきます。

### ④母子家庭等日常生活支援事業等の推進（主管：児童家庭課／関連課：保育課）☆☆

ひとり親家庭の親が疾病等で一時的に生活援助・保育などのサービスが必要な時に、支援員を派遣する事業です。利用促進を図るため、児童扶養手当の現況届の際などに説明・普及を図っています。

今後とも現在の取り組みを継続し、登録及び利用促進を図ります。また、限度回数以上に利用を要する場合においては、必要に応じてファミリー・サポート・センターの助成券の周知・利用促進を図ります。

### **⑤母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け（主管：児童家庭課）☆**

母子家庭の母又は父子家庭の父等を対象にその経済的自立の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するために資金の貸し付けを行う事業です。

今後とも制度の活用促進を図り、世帯の自立を支援します。また、児童の教育の機会均等や当該世帯の自立に向け、適切に貸付制度を利用できるよう、制度の周知・情報提供の強化を図ります。なお、平成26年10月1日から父子家庭の方を対象とした福祉資金の貸付制度がはじまっていることから、その周知・利用促進を図ります。

### **⑥保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施（主管：保育課）☆**

ひとり親家庭等の子育てと就労の両立を支援するため、点数加算により保育所に優先的に入所しやすい条件整備を行っています。

今後とも優先的入所の継続を図ります。また、非婚母子・父子への寡婦控除のみなし適用を継続し、保育所を利用しやすい条件整備に努めます。

### **⑦母子寡婦福祉会への支援の充実（主管：児童家庭課）☆**

母子寡婦福祉会への補助金交付等により会の育成を行い、母子家庭等の自立促進と福祉の増進を間接的に支援しています。また、市内公共施設に設置されている自動販売機の管理運営を同会が行うことで、その収益が母子寡婦世帯の自立支援に寄与しています。将来的には、ひとり親家庭の自立支援に関わる事業等を受託できる組織体制を目標に育成していく必要があります。

今後とも継続支援を行っていくとともに、母子寡婦福祉会の周知及び加入促進に努めます。併せて、組織体制強化に寄与するため、母子寡婦福祉会と連携して行う新規事業の検討を図ります。

### (3) 仕事と家庭の両立支援の推進

#### — 基本的な考え方 —

共働き世帯が増加する一方で、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っていると同時に、労働者の働き方においても正社員と非正規雇用といった二極化が進んでいるなど、仕事と家庭生活との両立を困難にしている状況が課題となっています。全ての市民が、その個性と能力を活かし、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。また、子どものより良い育ちを実現するためには、男女が共に子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

男女共同参画社会を実現させるためにも、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての意識啓発や性別による固定的役割分担意識の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

★…必須記載事項関連、☆…任意記載事項関連

#### ①仕事と生活の調和に向けた意識啓発(主管:市民協働推進課/関連課:雇用・企業対策室)☆

市報を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や育児介護休業法等の周知に努めています。しかしながら、長引く不況や厳しい雇用環境の中で、働き方の見直しが難しい状況にあります。また、男性の育児休暇取得は未だ浸透しておらず、不十分な状況にあります。

今後においては、様々な機会を活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民への啓発を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。

#### ②企業に対する働きかけの実施(主管:雇用・企業対策室)☆

働き方を見直すためにも、労働環境の改善を働きかけることが求められます。しかしながら、本市においては、これまで企業等に育児・介護休暇の取得や残業時間の短縮等について具体的な働きかけは実施できていません。また、女性が子育てを行いながら仕事を継続できるようにしていくためにも、事業所に対して働きかけを行っていくことが求められます。

今後においては、商工会と連携し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進をはかります。加えて、ワーク・ライフ・バランスを実践している企業を支援し、社会的評価を高めていくため、多様な広報媒体を用いて、その取組みの紹介等に努めます。

### **③女性の再就職支援の推進（主管：雇用・企業対策室）☆**

---

様々な再就職支援事業、例えば 21 世紀職業財団が主催する女性を対象にした再就職支援講座等の紹介業務を行っています。

今後とも、関係機関等と連携し、再就職支援の講座実施に努めます。



## 第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

本計画では子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する「量の見込み」（需要量）を算出するとともに、「量の見込み」に対応する事業の「確保方策」（事業内容や供給量、実施時期）の計画を位置づけることが義務づけられています。更に、保護者や子どもが居宅より容易に移動できる範囲で子ども・子育てに関するサービスを受けることのできるよう、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定し、区域毎に「量の見込み」及び「確保方策」を立てる必要があるとされています。

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 国の基本指針における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく国の基本方針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

##### 国の区域設定における考え

- ◆ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- ◆ 小学校区単位、中学校区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- ◆ 地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- ◆ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- ◆ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

##### 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」のイメージ

区域ごとに下の表を作成する必要があります		認定区分ごとに記載			ニーズ調査をベースに区域、年度認定区分ごとの量の見込みを算出		
●●●区域	1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）			3年目
	3～5歳		0～2歳	3～5歳		0～2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	(教育保育施設) 認定こども園、 保育所、幼稚園		80人	300人	200人	150人	
	地域型保育事業		20人			30人	
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	

## (2) 宜野湾市における教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域を設定するにあたり、広い範囲（全市）、狭い範囲を想定し、それぞれのメリット・デメリットを整理しました。

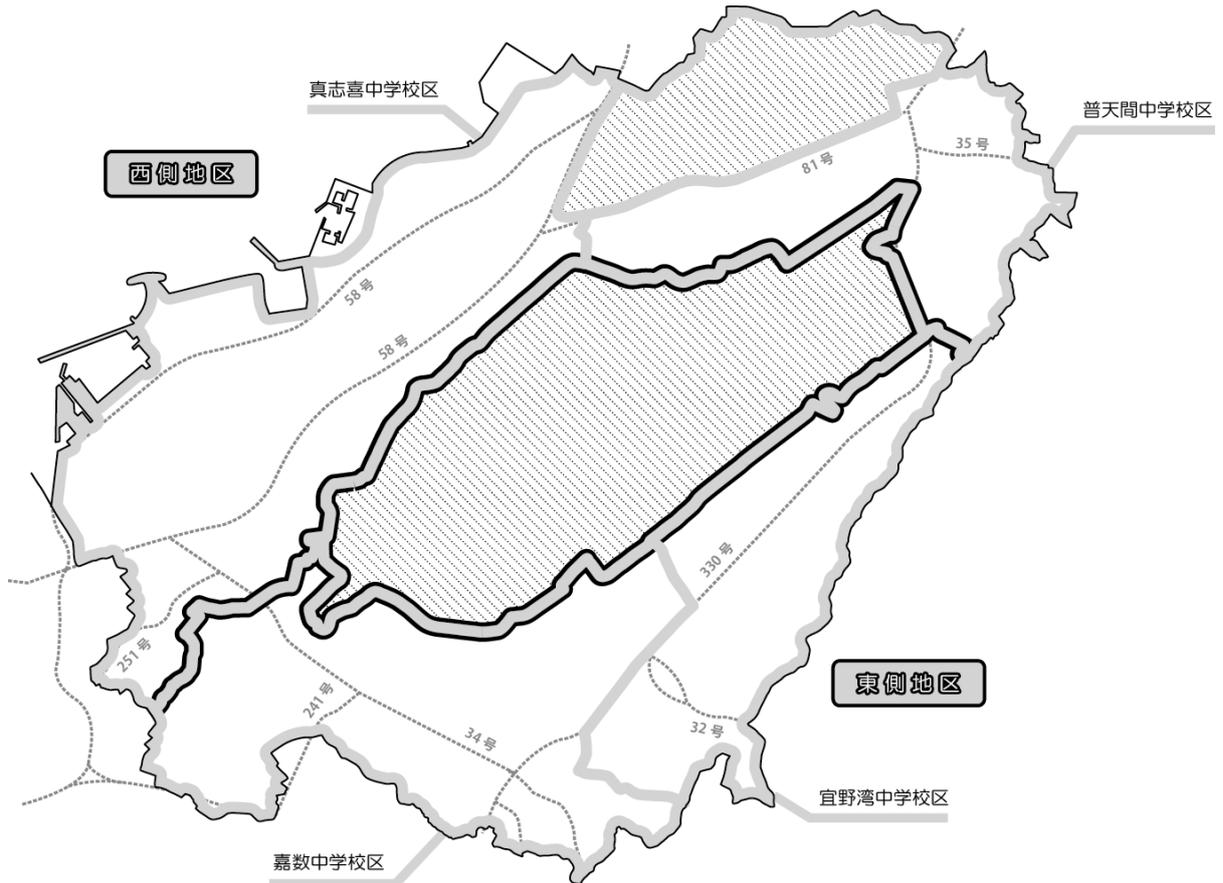
区域の設定範囲	メリット	デメリット
<p><b>区域の設定範囲が狭い場合</b></p> <p>↑</p> <p>小学校区（9）</p> <p>中学校区（4）</p> <p>↓</p> <p>2地域区分（2）</p> <p>全市（1）</p> <p><b>区域の設定範囲が広い場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。</li> <li>広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能。</li> <li>一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。 (⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要が生じる。)</li> <li>勤務地等の都合で、住まいの地域以外の施設や事業を希望するニーズを吸収できない。</li> <li>利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。</li> </ul>

以上の状況から、区域設定が狭すぎる場合（小学校区などで設定した場合）、需要の一時的な増減に左右されやすく、仮に隣接地域の供給に余裕があったとしても当該地域で整備する必要性が生じ、供給側の効率的な事業提供や定員制限等の負担が懸念されます。

一方で、“保護者や子どもが居宅から安易に移動することが可能な区域を定める”という国の指針からも、市全域からある程度の区分けが必要と考えます。ただし、事業によっては、市全域を対象としたものも存在しており、事業の内容も勘案しつつ望ましい区域設定を行っていく必要があります。また、本市の中央には基地があり、東側（330号側）と西側（58号側）を行き来しづらいという事情があり、地域性も異なります。なお、福祉分野の最上位計画である「第二次宜野湾市地域福祉計画」においては、福祉サービスの提供や市民活動を行う中圏域として、中学校区を設定しており、2中学校区に1箇所の拠点施設整備を位置づけています。

したがって、『幼児期の学校教育・保育』に係る事業量の検討にあたっては、本市の地域的な結びつきと他計画との整合性を踏まえ、中学校区を東西で2区域に分けた2地域区分をもとに、必要性に応じ中学校区の範囲で区分を行うものとし、以下の2区域を基本に「教育・保育提供区域」の設定を行っていくものとしします。

なお、『地域子ども・子育て支援事業』に係る事業量の検討にあたっては、13事業のうち、放課後児童クラブ、一時預かり、延長保育事業については上記の「教育・保育提供区域」（2区域）、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとしします。



施設・事業名	教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育	
①教育・保育施設 (認定こども園、保育所(園)、幼稚園)	2地域区分 (東側地区・西側地区)
②地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)	
地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業(時間外保育事業)	2地域区分 (東側地区・西側地区)
②放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	
③一時預かり	
④子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	市全域
⑤地域子育て支援拠点事業	
⑥病児・病後児保育事業	
⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動事業)	
⑧利用者支援事業	
⑨妊婦健康診査	
⑩こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	
⑪養育支援訪問事業、その他事業	

## 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

### (1) 認定区分について

量の見込みは、「認定区分」や「家庭類型」などを振り分けた上で算出を行うことになっています。

認定区分については、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、1・2・3号に区分します。

#### ▼認定区分と提供する施設

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

### (2) 家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に対し、それぞれどれだけの家庭が該当するのか想定する必要があります。

そのため、アンケート調査結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。なお、類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”をベースに、今後の就労形態・就労時間の転換希望を踏まえ、“潜在的な家庭類型”を算出しています。

#### ▼家庭類型

- A : ひとり親家庭
- B : フルタイム共働き
- C : フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- C' : フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- D : 専業主婦（夫）家庭
- E : パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- E' : パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- F : 無業×無業

▼STEP 1：現在の家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・配偶者の有無
- ・父親及び母親の就労状況
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望（学校教育のみ希望者の抽出）

▼STEP 2：潜在的な家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・母親の将来の就労希望
- ・母親が将来希望する就労形態
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望（学校教育のみ希望者の抽出）

(3) 人口推計について

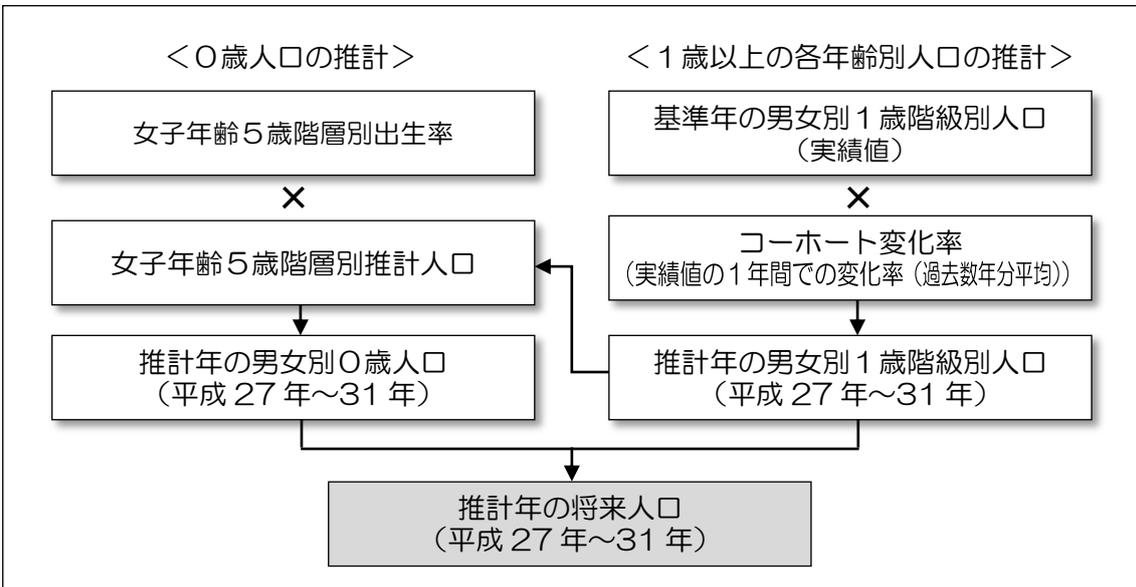
子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくことになります。

人口推計については、各歳別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

▼コーホート変化率法について

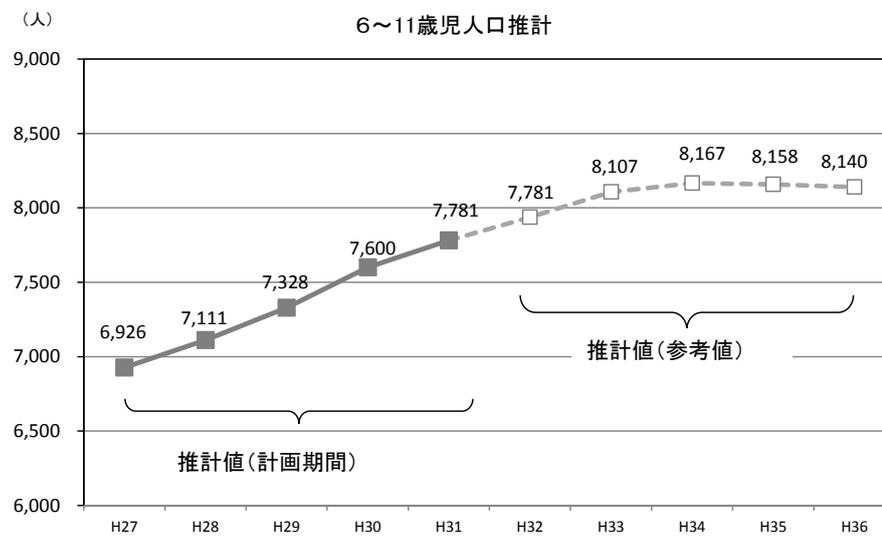
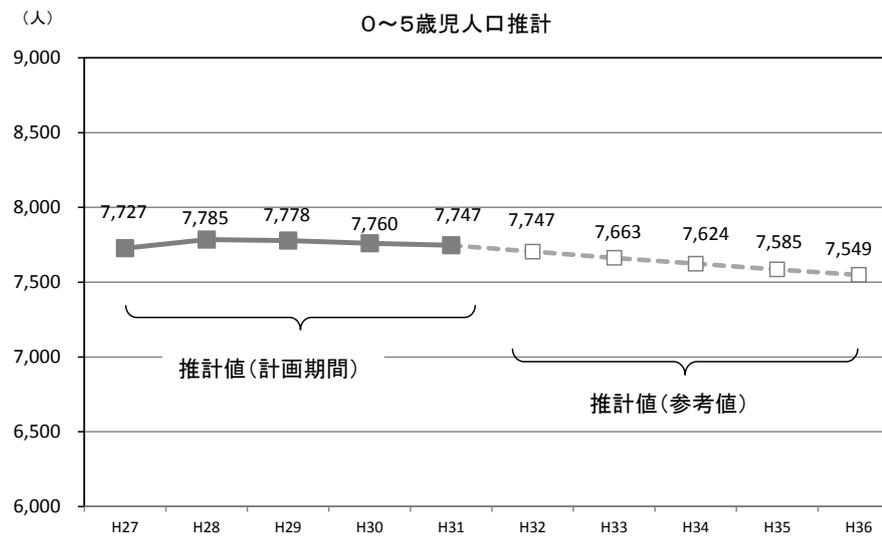
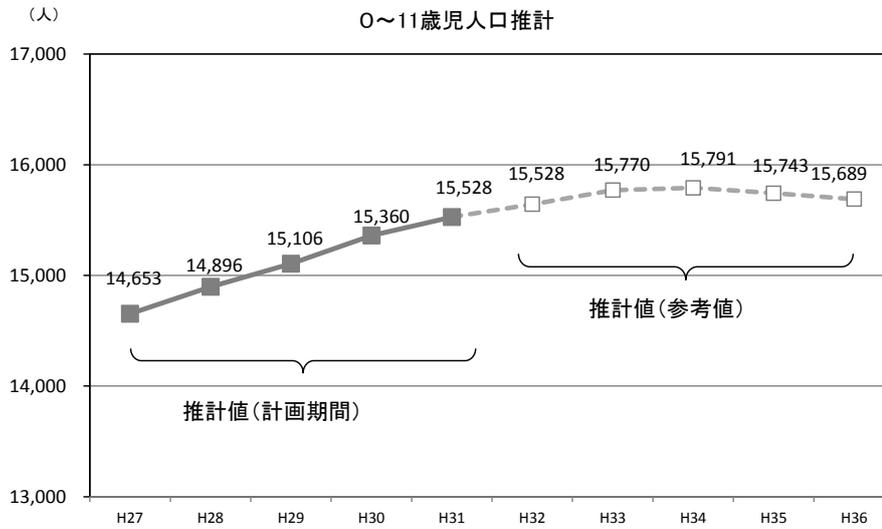
「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成 24 年 4 月 2 日～25 年 4 月 1 日生まれのコーホートは、平成 27 年 4 月 1 日時点で満 2 歳となり、平成 31 年度の小学 1 年生となる人々の集団である。  
コーホートごとの人口増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省 HP 参考）

▼人口推計の方法





## 計画期間内における児童数推計結果



## 市全体

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,265	1,256	1,248	1,240	1,235
1歳	1,303	1,297	1,288	1,280	1,272
2歳	1,285	1,308	1,302	1,293	1,285
3歳	1,309	1,299	1,322	1,316	1,307
4歳	1,308	1,311	1,301	1,324	1,318
5歳	1,257	1,314	1,317	1,307	1,330
6歳	1,169	1,265	1,323	1,325	1,315
7歳	1,195	1,176	1,274	1,331	1,334
8歳	1,174	1,220	1,201	1,300	1,359
9歳	1,101	1,186	1,233	1,214	1,314
10歳	1,154	1,101	1,187	1,234	1,215
11歳	1,133	1,163	1,110	1,196	1,244
0-11計	14,653	14,896	15,106	15,360	15,528
0-5計	7,727	7,785	7,778	7,760	7,747
6-11計	6,926	7,111	7,328	7,600	7,781

## 西側

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	627	623	619	615	612
1歳	648	645	640	636	632
2歳	647	659	656	651	647
3歳	649	644	656	653	648
4歳	638	640	635	646	643
5歳	654	684	685	680	692
6歳	579	626	655	656	651
7歳	595	585	634	663	664
8歳	623	647	637	690	721
9歳	565	609	633	623	675
10歳	582	556	599	623	613
11歳	584	599	572	616	641
0-11計	7,392	7,517	7,621	7,752	7,840
0-5計	3,864	3,894	3,891	3,882	3,876
6-11計	3,528	3,623	3,730	3,870	3,965

## 東側

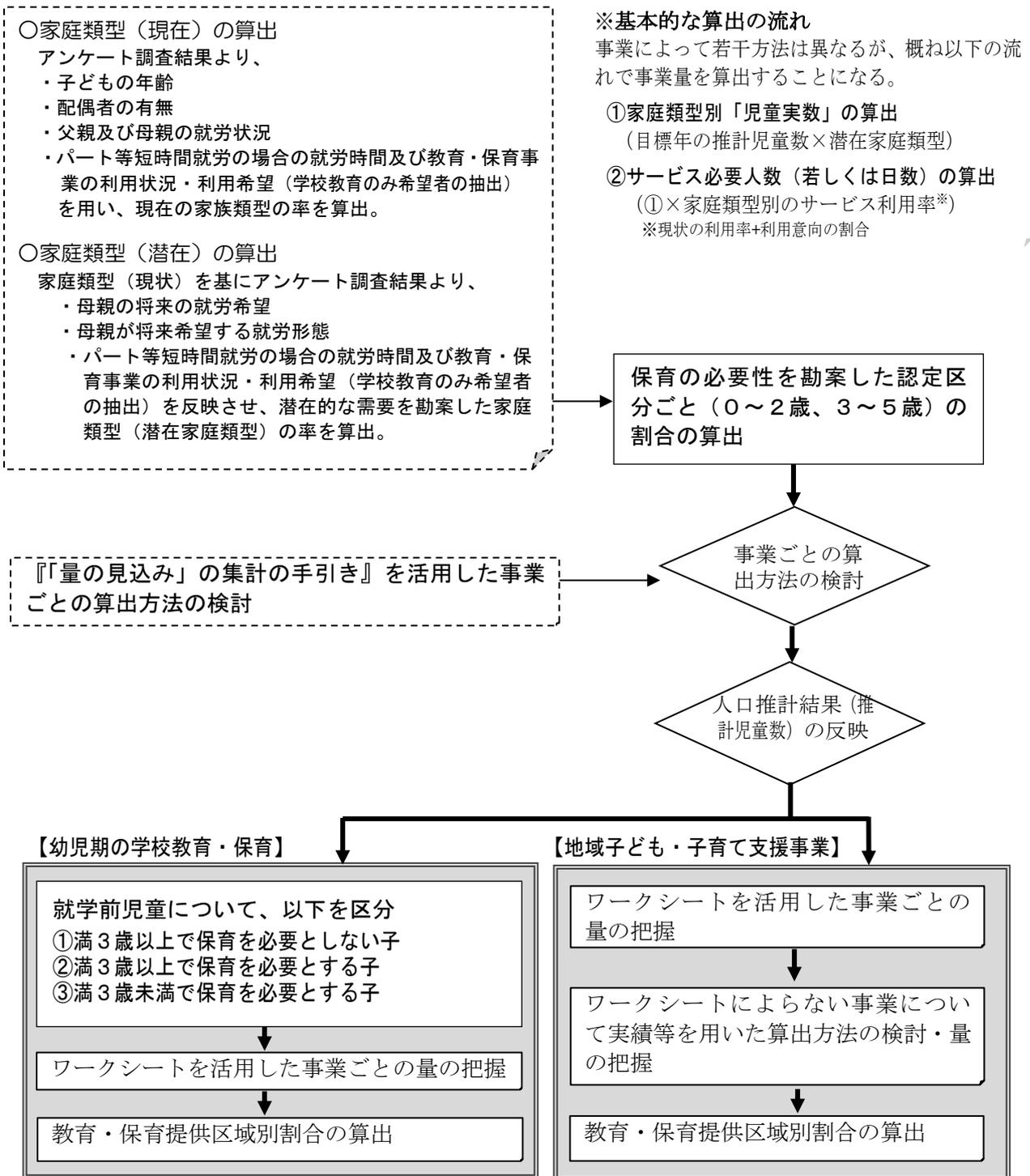
年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	638	633	629	625	623
1歳	655	652	648	644	640
2歳	638	649	646	642	638
3歳	660	655	666	663	659
4歳	670	671	666	678	675
5歳	603	630	632	627	638
6歳	590	639	668	669	664
7歳	600	591	640	668	670
8歳	551	573	564	610	638
9歳	536	577	600	591	639
10歳	572	545	588	611	602
11歳	549	564	538	580	603
0-11計	7,261	7,379	7,485	7,608	7,688
0-5計	3,863	3,891	3,887	3,878	3,871
6-11計	3,398	3,488	3,598	3,730	3,816

#### (4) 事業区分ごとの量の見込みの算出について

量の見込みを算出する項目（事業）ごとに、アンケート結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出しています。

量の見込み算出の全体的な流れは以下のとおりです。

##### ■量の見込み算出の流れ



なお、上記のステップを基本にニーズ量を算出していますが、現状との乖離の状況等を分析した上で、合理的な条件設定としていくなど、必要に応じて補正を行っています。

### 3. 幼児期の教育・保育の事業計画

#### (1) 検討の前提として

---

教育・保育事業の確保にあたっては、その前提として、子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を位置づけていくものであり、そうした考え方に留意しつつ検討を行っていくものとします。

#### (2) 確保方策検討の視点

---

確保方策については、子ども・子育てを取り巻く本市の現状を鑑み、以下の2つの視点を踏まえて検討を行います。

##### ①待機児童の解消に向けた取組の検討

宜野湾市においては、待機児童の解消に向け、この間、認可保育所の創設や増改築等により入所定員増等を進めてきましたが、なお、市民の保育ニーズが一定程度みられることから、その受け皿の確保が求められます。

本市においては、今後も共働き世帯の増加等による保育需要の増加が一定程度想定されます。一方で本市においても少子化の進展も見込まれ、これまでと同様に施設の整備を進めていくと、将来的に保育施設の供給が過剰となることが予想されます。また、本市の地理的条件として、市の中央部に普天間基地が存在する中、施設整備のための用地確保が困難な状況となっています。こうしたことから、今後の保育需要への対応としては、認可保育所等の「特定保育施設」による受け皿確保を中心としながら、保育の質の担保にも留意しつつ、小規模保育事業や家庭的保育事業等からなる「地域型保育事業」による受け皿確保も並行して検討し、ニーズの増減に対して柔軟に対応していく必要があります。

また、新計画においては、認定こども園の整備推進を検討することとなっており、待機児童の解消も視野に入れつつ、認定こども園の整備の可能性を検討し、位置づけを明確にしていくことが求められます。

加えて、保育士の成り手不足が深刻化しつつあり、確保方策を検討する上でも大きな課題となっていることから、県の行う確保方策等と連携しつつ、潜在保育士の確保・育成や、その活用に向けた条件整備等に取り組んでいく必要があります。

## ②幼稚園教育における本県の特殊事情への対応

本県にあっては、戦後、米軍統治下であったため児童福祉法が適用されず、全国に比べて保育所整備が遅れたことと併せ、アメリカ型の教育の仕組みが導入された経緯から公立幼稚園の整備が進んでいます。その結果、小学校就学前の5歳児において集団教育に慣れさせるため公立幼稚園に就園させることが一般的なものとなっており、保育を必要とする場合であっても幼稚園への就園を選択する機会が多い状況にあります。また、私立幼稚園においては3～5歳児の3年保育を基本として預かり保育も充実しているなど、幼稚園を取り巻く状況は全国とは大きく異なっています。

近年、全国的に小1プロブレムが課題となる中、5歳児への義務教育の適用について検討がはじまるなど、幼児教育の重要性が叫ばれています。そうした中、共働き家庭やひとり親家庭の増加等に伴い保育を必要とする幼児が増加しており、幼稚園就園に際しても午後の預かり保育に対するニーズが高まっています。

そのため、学校教育ニーズに対応するため、公立幼稚園の複数年保育の拡充、預かり保育の充実及び認定こども園の整備等も含め、検討していくことが求められます。

## (3) 確保方策の基本的な考え方

---

本市の教育・保育事業にあっては、待機児童の多い本市の状況を鑑み、0歳から就学前までを受け入れることのできる保育の受け皿の確保を図るとともに、教育と保育を一体的に提供することのできる認定こども園の設置について推進していくものとします。また、それらで解消できない保育ニーズについて、地域型保育事業による受け皿確保を検討していきます。

地域型保育事業の対象は0～2歳までとなっており、卒園後の受け皿として連携施設を確保する必要があります。こうした役割は、全ての特定教育・保育施設で担っていくことが原則です。

この点について、連携の仕組みや体制を構築し、他施設への指導・助言を行うことにより高い保育水準を実現するという観点から、特に公立保育所が連携施設としての役割を率先して果たしていくよう取り組みを進めます。

なお、こどもの最善の利益を保障する意味において、保育の質の担保についても充分に留意し、具体的方策の優先順位を定めていくものとします。

## ▼施設ごとの確保方策の考え方

### 1) 特定教育・保育施設

#### ①認可保育所

##### ア：公立保育所

- ・公立保育所3園のうち、1か所は平成28年度より民営化されることから、それに応じて確保方策の量を設定。
- ・なお、特定地域型保育事業の卒園後の受け皿を担うため、特定教育・保育施設の中から連携施設を設定していく必要があることから、公立保育所で卒園後の受け皿を担うことができるよう、必要に応じて年齢別定員の見直しを検討していくものとする。具体的には、0～2歳の低年齢児を減らし、その分3～5歳を増やすなど、定員をシフトしていくものとする。

○公立保育所3園のうち1か所は民営化が決定しており、施設数の減少に伴い公立保育所としては定員が減ることとなる。(実質としては他の施設に移行するため、全体的な確保量に影響はない。)

○連携施設としての役割が期待されることから、必要に応じて年齢別定員の見直しを行うこととする。(3歳以上の定員を多めに設定する。)

##### イ：私立保育所

- ・平成27年度から平成29年度にかけて、現状施設での定員増や増改築による定員増、新規認可保育所の創設や認可外保育施設からの認可化移行、分園整備、公立保育所からの民営化により、施設数・定員数の増加を図っていくものとする。

○以下の内容を想定。

＜施設数の増を伴うもの＞

- ・認可保育所の創設
- ・分園の設置
- ・認可外保育施設からの認可化移行
- ・公立保育所からの民営化及び定員増

＜施設数の増を伴わないもの＞

- ・現状施設での定員増
- ・増改築による定員増
- ・分園から第二園への移行に伴う定員増

## ①幼稚園

### ア：公立幼稚園

- ・公立幼稚園については、当面、施設増の予定は無く、現行ベースを保ちながらニーズに応じた確保量を見込んでいくものとする。
- ・また、今後は3歳児からの複数年保育や預かり保育の拡充を検討していく。

### イ：私立幼稚園

- ・本市に立地する私立幼稚園について、平成27年度からは1園が新制度へ移行する予定であり、それに基づき事業量を設定する。
- ・また、他市町村に立地する私立幼稚園に宜野湾市児童が通っている場合、当該幼稚園が新制度に移行するのであれば、今後の宜野湾市児童分の確保については、所在市町村と広域調整を行い事業量の設定を検討していく。
- ・なお、計画策定後であっても、新制度に移行する意向が示された場合は柔軟に対応するものとする。

## ① 認定こども園

- ・創設により平成29年度までに、420名分の定員を確保。
- ・幼稚園機能について、利用者総数のうち約3割の家庭が預かり保育を利用すると想定、その分を2号（教育ニーズ）認定分とし、残りを1号認定分として設定する。
- ・保育所機能については3歳以上を2号（保育ニーズ）認定、3歳未満を3号認定分として設定する。
- ・なお、特定地域型保育事業の卒園後の受け皿を担うため、連携施設としての役割を果たすことができるよう、3歳以上の定員を多めに設定している。

○平成29年度までに認定こども園が創設されることを想定。

トータルの認定別内訳は以下の通り。

- ・1号認定分：102名
- ・2号認定分：199名（教育ニーズ分48名、保育ニーズ分151名）
- ・3号認定分：119名（0歳20名、1・2歳99名）

## 2) 確認を受けない幼稚園（私立幼稚園）

※新制度移行しない幼稚園

### ① 確認を受けない幼稚園（私立幼稚園）

- ・私立幼稚園について、現段階において新制度への移行が確定していない施設については、現状の私学助成を継続することを想定しておくものとする。
- ・宜野湾市児童の利用者数を計上し、今後も同数程度の利用者を見込むものとする。

## 3) 特定地域型保育事業

### ①小規模保育

- ・平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、200 名程度の定員確保を見込むものとする。
- ・A 型もしくは B 型として想定し、各園の定員は便宜上 19 名（0 歳を 3 名、1・2 歳は 8 名ずつの定員）として設定する。
- ・合計で 200 名分の受け皿を確保できることとなるが、毎年約 90 名が卒園することとなり、3 歳からの受け入れ先となる連携施設が必要となる。現段階では、保育所等を連携施設として想定し、必要に応じて認定こども園でも検討していくものとする。

○小規模保育を確保。各園の定員は 19 名として設定。（約 200 名）

### ②家庭的保育

- ・県との連携等により講習機会を確保し、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、家庭的保育者 6 名の確保を見込むものとする。
- ・それぞれの受け入れ児童数は 5 名（0 歳：1 名、1 歳：2 名、2 歳：2 名）として設定し、計 30 名と見込む。
- ・保育所等を連携施設として想定し、必要に応じて認定こども園でも検討していくものとする。

○家庭的保育者（6 名）を確保。各定員は 5 名として設定。（計 30 名）

- ・3号認定分：0 歳 6 名、1・2 歳 24 名

### ③居宅訪問型保育

- ・事業は実施していく方針だが、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとする。

#### ④事業所内保育

- ・市内の企業・病院・介護施設・大学等について、事業所内保育の実施および地域枠の確保を働きかけることにより、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、6 か所の確保を見込むものとする。
- ・保育所等を連携施設として想定し、必要に応じて認定こども園でも検討していくものとする。

○事業所内保育（6 か所）を確保。各定員は 18 名（各歳 6 名ずつ）として設定。（計 108 名）  
・ 3号認定分：0歳 36 名、1・2歳 72 名

#### 4) 認可外保育施設

※市町村または県が一定の基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設

##### ①認可外保育施設

- ・認可外保育施設に対して認可化移行を支援するための助成を行っている場合、当該認可外保育施設については、待機児童のカウントから除外されることとなる。
- ・本市においては、現在 1 施設が助成を受けているが、平成 28 年度に認可化することを想定するため、確保方策としては見込まないものとする。

#### (4) 確保方策のまとめ

「沖縄県待機児童対策行動指針」に基づき、平成 29 年度までに待機児童の解消を図っていくものとする。

現在、認可保育所においては、待機児童の増加に伴い、現行の保育士配置基準の範囲内及び面積基準の範囲内において、定員を超えた弾力的な受入れを行っている。しかしながら、新制度においては定員の運用が厳格化され、確保方策については定員の範囲内で行うことが求められている。

本市の現状としては、保育士配置基準及び面積基準を満たした上で定員を弾力運用して児童の受け入れを行っており、「預かり児童数に合わせて定員設定を見直す」ことにより施設整備や保育士の拡充を図らずとも「現状の入所児童分の受け皿を確保することが可能」となる。

従って、定員の運用厳格化が本格的に行われる以前の平成 28 年度までは 120%の弾力化により入所枠を確保し、平成 29 年度以降にも待機児童がみられる場合は各認可保育所に定員枠拡大を働きかけていくことにより、保育需要を満たしていくものとする。

<市全体>

整備年度		H27年度					H28年度					H29年度					H30年度					H31年度				
認定区分		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳	
量の見込み		937	351	2,241	1,512	409	948	355	2,268	1,523	489	954	358	2,283	1,513	486	951	356	2,274	1,504	482	954	358	2,262	1,494	480
特定 教育・ 保育 施設	保育所	—	—	1,593	1,019	327	—	—	1,716	1,057	356	—	—	2,148	1,146	395	—	—	2,148	1,146	395	—	—	2,148	1,146	395
	幼稚園	672	204	—	—	—	672	204	—	—	—	672	204	—	—	—	672	204	—	—	—	672	204	—	—	—
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	48	151	99	20	102	48	151	99	20	102	48	151	99	20
	特定地域型保育事業	—	—	—	96	26	—	—	—	176	49	—	—	—	272	75	—	—	—	272	75	—	—	—	272	75
	確認を受けない幼稚園	190	116	—	—	—	190	116	—	—	—	190	116	—	—	—	190	116	—	—	—	190	116	—	—	—
合計		862	320	1,593	1,115	353	862	320	1,716	1,233	405	964	368	2,299	1,517	490	964	368	2,299	1,517	490	964	368	2,299	1,517	490
過不足状況		▲ 75	▲ 31	▲ 648	▲ 397	▲ 56	▲ 86	▲ 35	▲ 552	▲ 290	▲ 84	10	10	16	4	4	13	12	25	13	8	10	10	37	23	10



教育ニーズ（幼稚園・認定こども園）

【1号】3歳～5歳

【年度】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込	937	948	954	951	954
②合 計	862	862	964	964	964
確 保 の 方 策	幼 稚 園	672	672	672	672
	認定こども園	0	0	102	102
	確認を受けない幼稚園	190	190	190	190
	過不足分 (②－①)	▲75	▲86	10	13

【2号】3歳～5歳（教育）

【年度】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30年 度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込	351	355	358	356	358
②合 計	320	320	368	368	368
確 保 の 方 策	幼 稚 園	204	204	204	204
	認定こども園	0	0	48	48
	確認を受けない幼稚園	116	116	116	116
	過不足分 (②－①)	▲31	▲35	10	12

保育ニーズ（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

【2号】3歳～5歳

【年度】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①ニーズ量の見込	2,241	2,268	2,283	2,274	2,262	
②合 計	1,593	1,716	2,299	2,299	2,299	
確 保 の 方 策	保育所	1,593	1,716	2,148	2,148	2,148
	認 定 こ ど も 園	0	0	151	151	151
	過 不 足 分 ( ② - ① )	▲648	▲552	16	25	37

【3号】1歳～2歳

【年度】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①ニーズ量の見込	1,512	1,523	1,513	1,504	1,494	
②合 計	1,115	1,233	1,517	1,517	1,517	
確 保 の 方 策	保育所	1,019	1,057	1,146	1,146	1,146
	認 定 こ ど も 園	0	0	99	99	99
	地域型保育事業	96	176	272	272	272
	過 不 足 分 ( ② - ① )	▲397	▲290	4	13	23

【3号】0歳

【年度】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①ニーズ量の見込	409	489	486	482	480	
②合 計	353	405	490	490	490	
確 保 の 方 策	保育所	327	356	395	395	395
	認 定 こ ど も 園	0	0	20	20	20
	地域型保育事業	26	49	75	75	75
	過 不 足 分 ( ② - ① )	▲56	▲84	4	8	10

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

### 1. 時間外保育事業(延長保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	535 (人)	551 (人)	551 (人)	548 (人)	547 (人)
②確保の内容	406 (人)	432 (人)	530 (人)	539 (人)	547 (人)
②-①	▲ 129 (人)	▲ 119 (人)	▲ 21 (人)	▲ 9 (人)	0 (人)

平成25年度実績(参考): 利用実人員343人(公保26人、法保317人)／延べ利用人数60,610人／23箇所(公保3箇所、法保20箇所)

※確保方策については保育所利用者に占める延長保育利用者の割合(約13.8%)をかけて算出していくものとする。(保育施設増加分の検討とリンクすることから、その設定を踏まえて延長保育の確保の値を設定。

### 2. 放課後児童健全育成事業(低学年+高学年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,250 (人)	1,284 (人)	1,325 (人)	1,375 (人)	1,406 (人)
参考値: 低学年のみ	728 (人)	753 (人)	781 (人)	814 (人)	824 (人)
②確保の内容	914 (人)	1,039 (人)	1,164 (人)	1,289 (人)	1,414 (人)
②-①	▲ 336 (人)	▲ 245 (人)	▲ 161 (人)	▲ 86 (人)	8 (人)

平成26年度実績(参考): 利用実人員914人(公70人、私844人)

※現時点では、今後の新設や定員増については把握できていないが、放課後児童健全育成事業の周知を図るとともに、ニーズに応じて新設や定員増を働きかけるなど受け皿確保に努めるものとし、平成28年度以降に毎年125名分の増加を想定。

### 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	88 (人日)	89 (人日)	89 (人日)	89 (人日)	89 (人日)
参考値: 1日平均利用者数	0.29 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)
②確保の内容	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	89 (人日)
②-①	▲ 88 (人日)	▲ 89 (人日)	▲ 89 (人日)	▲ 89 (人日)	0 (人日)

平成24年度実績(参考): 未実施

※本市には宿泊に対応できる施設がなく、未実施となっています。母子生活支援施設(母子寮)の施設整備と合わせた本事業の実施に向けて、調整を図ります。

#### 4. 地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,575 (人回)	7,591 (人回)	7,546 (人回)	7,497 (人回)	7,456 (人回)
参考値：利用者数	924 (人)	926 (人)	920 (人)	914 (人)	909 (人)
②確保の内容	8 (箇所)				

平成24年度実績(参考)：延べ利用回数24,691人(公保2,061人、法保22,630人)／8箇所(公保1箇所、法保7箇所)

※他市町村と比較した結果、拠点の箇所数が多いということもあり、現状の箇所数を維持しつつ子育て家庭への周知を行い利用促進を図るものとする。

#### 5. 一時預かり他

<5-1.幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	8,622 (人日)	8,734 (人日)	8,769 (人日)	8,785 (人日)	8,803 (人日)
参考値：利用者数	306 (人)	310 (人)	311 (人)	312 (人)	313 (人)
②確保の内容	8,622 (人日)	8,734 (人日)	8,769 (人日)	8,785 (人日)	8,803 (人日)
②-①	▲ 0 (人日)	0 (人日)	▲ 0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)

平成24年度実績(参考)：延べ利用人数641人(公436人、私205人)／10箇所(公8箇所、私2箇所)

<5-2.2号認定による定期的な利用(預かり保育)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	90,164 (人日)	91,258 (人日)	91,863 (人日)	91,491 (人日)	91,816 (人日)
参考値：利用者数	351 (人)	355 (人)	358 (人)	356 (人)	358 (人)
②確保の内容	66,306 (人日)	72,731 (人日)	79,156 (人日)	85,581 (人日)	92,006 (人日)
参考値：利用者数	258 (人)	283 (人)	308 (人)	333 (人)	358 (人)
②-①	▲ 23,858 (人日)	▲ 18,527 (人日)	▲ 12,707 (人日)	▲ 5,910 (人日)	190 (人日)

平成24年度実績(参考)：利用実人員233人(公139人、私94人)、延べ利用人数53,533人日(公31,976人、私21,557人)／16箇所(公8箇所、私8箇所)

※『在園児を対象とした一時預かり』(不定期の預かり)については、今後もニーズに応じた確保体制を整えることに努めるものとする。

※『2号認定による定期的な利用』については、ニーズに応じて預かり保育提供体制を拡充するなど受け皿確保に努めるものとし、平成27年度以降に毎年6,425人日分(25人分)の増加を想定し、基本的に、平成31年度には全て確保できるようにする方向で検討していくものとする。

<5-3.上記以外(保育所等での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,742 (人日)	4,778 (人日)	4,742 (人日)	4,763 (人日)	4,755 (人日)
参考値：利用者数	391 (人)	394 (人)	394 (人)	393 (人)	392 (人)
②確保の内容	4,686 (人日)	4,704 (人日)	4,722 (人日)	4,740 (人日)	4,758 (人日)
②-①	▲ 56 (人日)	▲ 74 (人日)	▲ 20 (人日)	▲ 23 (人日)	3 (人日)

平成24年度実績(参考)：①特定保育事業(法保育所のみ実施)⇒延べ利用人数3,511人/4箇所  
 平成24年度実績(参考)：②保育所での一時保育(法保育所のみ実施)⇒延べ利用人数3,918人/4箇所  
 平成24年度実績(参考)：③ファミリー・サポート・センター(就学前児童の預かり対応のみ)⇒延べ利用人数768人  
 ※トワイライトステイについては未実施

※保育所において、現状では特定保育と一時保育の両方でニーズに対応している状況にあるが、一時保育分をベースに確保方策を検討。これにファミリー・サポート・センター事業分(就学前児童の預かりに関する実績値分)を加えたものを確保の内容として見込む。ニーズに応じて受け皿確保に努めるものとし、平成28年度以降、各年18人日分の増加を図っていくものとする。

なお、現在、トワイライトステイについては未実施であるが、子育て短期支援事業と同様、母子生活支援施設(母子寮)の施設整備と合わせた本事業の実施に向けて、調整を図ります。

6. 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	763 (人日)	769 (人日)	768 (人日)	766 (人日)	765 (人日)
参考値：1日平均利用者数	3 (人)	3 (人)	3 (人)	3 (人)	3 (人)
②確保の内容	698 (人日)	715 (人日)	732 (人日)	749 (人日)	766 (人日)
②-①	▲ 65 (人日)	▲ 54 (人日)	▲ 36 (人日)	▲ 17 (人日)	1 (人日)

平成24年度実績(参考)：①病児・病後児保育⇒延べ利用人数664人

平成24年度実績(参考)：②ファミリー・サポート・センター(就学前児童の病児対応のみ)⇒延べ利用人数34人

※病児・病後児保育について、現在の箇所数(1か所)を維持しつつ、市民への周知により登録人数を増やしていくとともに、ファミリー・サポート・センターについて病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図り、毎年17人日ずつ利用が増加することを想定。

## 7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

<低学年>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	168 (人日)	174 (人日)	181 (人日)	188 (人日)	191 (人日)
②確保の内容	77 (人日)	105 (人日)	133 (人日)	161 (人日)	191 (人日)
②-①	▲ 91 (人日)	▲ 69 (人日)	▲ 48 (人日)	▲ 27 (人日)	0 (人日)

平成24年度実績(参考):ファミリー・サポート・センター(低学年児童の預かり分のみ)⇒延べ利用人数77人

<高学年>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0 (人日)				
②確保の内容	1 (人日)				
②-①	1 (人日)				

平成24年度実績(参考):ファミリー・サポート・センター(低学年児童の預かり分のみ)⇒延べ利用人数1人

※就学児の預かりニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの周知を図るものとし、低学年については毎年28人日ずつ利用が増加することを想定。高学年については、実績値がニーズを上回っていることから現状維持とする。

## 8. 利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1 (箇所)				
②確保の内容	1 (箇所)	1 (箇所)	2 (箇所)	3 (箇所)	3 (箇所)
②-①	0 (箇所)	0 (箇所)	1 (箇所)	2 (箇所)	2 (箇所)

参考:平成25年度より子育て支援相談員を1名配置。

※現状の1か所に加え、保育提供地区(東側・西側)ごとに1か所ずつの配置を図っていくものとする。

9～11については、量の見込みと同数を確保内容として設定していくものとする。

**9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,239 (人)	1,230 (人)	1,223 (人)	1,215 (人)	1,210 (人)
②確保の内容(事業実施予定)	1 (事業)				
②-①	0 (人)				

平成26年度実績見込み(参考): 1,113人

**10. 養育支援訪問事業**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	32 (人)				
②確保の内容(事業実施予定)	1 (事業)				
②-①	0 (人)				

平成26年度実績見込み(参考): 32人

**11. 妊婦健診**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,239 (人回)	1,230 (人回)	1,223 (人回)	1,215 (人回)	1,210 (人回)
②確保の内容(事業実施予定)	1 (事業)				
②-①	0 (人回)				

平成26年度実績見込み(参考): 1,312人

**12. 実質徴収に係る補足給付を行う事業**

- ・新規事業であり、現在未実施となっています。
- ・施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、保育料とは別に発生する日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行うものです。
- ・今後、適切に実施を図っていくものとします。

**13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

- ・新規事業であり、現在未実施となっています。
- ・待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。
- ・今後、適切に実施を図っていくものとします。



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 県及び近隣市町村等との連携

---

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあるため、県、近隣市町村等との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

### 2. 関係機関及び庁内等との連携強化

---

本計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ保健・教育分野等との連携が必要不可欠です。このため、庁内の関係各課との連携強化はもとより、保育所（園）や幼稚園、学校、事業者等の関係機関及び関係団体等との連携強化に取り組みます。更に、市民と地域との協同のもと各種取り組みを推進していきます。

### 3. 計画の進行管理（PDCA サイクルに基づく計画の進行管理）

---

計画の進捗状況を点検・評価し、現状や課題等に即した施策を推進できるよう、PDCA サイクル（計画[PLAN]、実行[DO]、点検・評価[CHECK]、改善[ACTION]）に基づく計画の進行管理に取り組みます。施策の進捗状況を適宜、点検・評価し、計画内容と現状に乖離が見られる場合等においては、中間年度である平成 29 年度中の見直しを検討し、継続的な改善を図ります。